

# 第六次和光市障害者計画

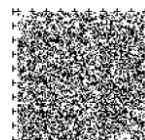
## 第6期和光市障害福祉計画

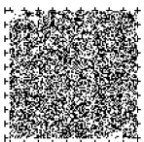
令和3年度 ~ 令和5年度  
(2021年度 ~ 2023年度)



©和光市

令和3年3月  
和光市





はじめに



本市では、平成30年3月に和光市の障害福祉施策を総合的に推進するため、「第五次和光市障害者計画」、「第5期和光市障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を一体的に策定し、障害児から障害者まで切れ目のない包括的な支援体制の構築に取り組んできました。

その間、令和2年には、社会福祉法が改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を図るため、新たに重層的支援体制整備事業が定められるなど、国においても包括的な支援体制の構築が推進されております。

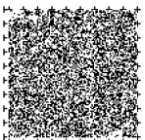
この計画では、長期的な展望に立って本市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりの在り方を示すものとして策定された「第五次和光市総合振興計画（令和3年4月施行）」、並びに福祉関係の上位計画として地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項等を定めた「第四次和光市地域福祉計画 和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画（令和2年4月施行）」の理念等に基づき、前期計画において進めてきた「地域包括ケアシステムの機能強化による共生社会の推進」を継承しつつ、「誰もが自立した生活と社会参加できるー地域共生社会の実現を目指してー」を基本理念として、地域共生社会の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「和光市自立支援協議会」の委員の皆様、関係機関、関係団体の方々、そして市民の皆様により御礼を申し上げます。

令和3年3月  
和光市長

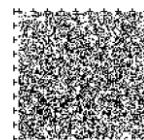
松本武洋



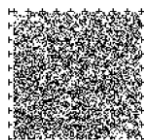


## <目 次>

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	1
1 計画策定の目的 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間.....	2
4 他計画等との関係.....	3
5 計画の策定.....	4
6 計画の推進.....	4
<b>第2章 障害者の現状</b> .....	7
1 人口の推移（各年3月31日時点） .....	7
2 障害者・児数の推移 .....	8
3 障害者・児の教育・就労環境及び状況.....	16
4 障害福祉サービスの現状.....	18
5 障害者（児）の生活 .....	20
6 障害者団体等へのヒアリング調査結果.....	30
<b>第3章 計画の基本理念・方針</b> .....	32
1 基本理念 .....	32
2 基本方針 .....	33
<b>第4章 施策の展開</b> .....	34
1 施策体系 .....	34
2 地域における自立生活支援 .....	36
3 障害者の社会参加支援 .....	40
4 包括的な支援体制の整備.....	42
<b>第5章 計画の成果目標</b> .....	44
1 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	44
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	44
3 地域生活支援拠点等の機能の充実 .....	44
4 福祉施設から一般就労への移行等 .....	45
5 障害児支援の提供体制の整備 .....	46
6 相談支援体制の充実・強化等 .....	47
<b>第6章 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策</b> .....	48
1 訪問系サービス .....	48
2 日中活動系サービス .....	53
3 居住系サービス .....	62
4 相談支援 .....	64
5 障害児支援.....	67
<b>第7章 地域生活支援事業</b> .....	72
1 必須事業 .....	73
2 任意事業 .....	78



<b>第8章 成年後見制度の利用促進</b> .....	84
1 成年後見制度利用促進基本計画策定の背景.....	84
2 国の成年後見制度利用促進基本計画の概要.....	84
3 成年後見制度の利用促進（和光市成年後見制度利用促進基本計画） .....	85
<b>第9章 グランドデザイン</b> .....	93
1 課題の見える化 .....	93
2 グランドデザイン.....	95
<b>参考資料</b> .....	100
1 用語注釈 .....	100
2 和光市自立支援協議会設置及び運営要綱 .....	103
3 和光市自立支援協議会名簿 .....	107
4 和光市自立支援協議会開催経過.....	108



# 第1章 計画策定にあたって

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

## 1 計画策定の目的

### (1) 計画策定の背景

近年の人口増加に伴う障害者人口の増加や高齢化の進行、ライフスタイルの変化等により、障害者（児）及びその家族に必要とされる支援が一層複雑化・多様化しています。

障害者基本法の改正（平成23年）、障害者総合支援法の成立（障害者自立支援法改正、平成25年）、障害者差別解消法の施行（平成28年）、障害者総合支援法・児童福祉法の改正（平成28年）、障害者文化芸術推進法の成立（平成30年）、視覚障害者等の読書環境整備推進法の成立（令和元年）など、障害者を取り巻く環境及び制度は近年大きく変化してきています。さらに令和2年には、地域共生社会<sup>\*</sup>の実現のための社会福祉法の改正が行われ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業の規定（第106条の4）が設けられました。

国は、こうした情勢を踏まえ、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国の基本指針」という。）について令和2年に改正（令和2年厚生労働省告示第213号）を行い、以下のような基本的理念に係る配慮事項を示しています。

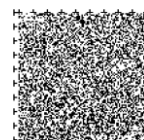
- ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障害福祉人材の確保
- ⑦障害者の社会参加を支える取組

障害者を取り巻く社会状況の変化やそれを踏まえた課題に対応するため、包括的な支援を提供できる体制＝地域包括ケアシステムの推進がより一層求められています。

### (2) 計画策定の趣旨

本計画の目的は、包括的な障害者支援を可能とする計画を策定することにより、地域共生社会の実現を推進することです。

今期計画でも、第五次計画と同様、従来計画策定期間及び計画期間が別個であった障害者計画及び障害福祉計画について、計画期間を統一して一体的に策定するほか、計画策定にあたっては、成年後見制度利用促進基本計画及び障害児福祉計画に定めるべき内容を包含し策定を行います。併せて、和光市健康づくり条例や、長寿あんしんプラン、子ども子育て支援事業計画等関連計画について、相互に連動した計画策定を行うことで、包括的に障害者保健福祉施策を推進します。



## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者福祉施策の理念や方針、施策の体系やその展開等を規定する障害者計画と、各施策に伴うサービスの必要量や確保策を規定する障害福祉計画について、障害児福祉計画及び成年後見制度利用促進基本計画と併せて、一体的に計画策定するものとします。各計画の法的根拠については以下のとおりです。

- 障害者計画…障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」
- 障害福祉計画…障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」
- 障害児福祉計画…児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」
- 成年後見制度利用促進基本計画…成年後見制度利用促進法第14条第1項に定める「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」

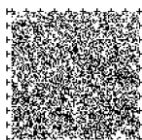
## 3 計画の期間

障害者計画・障害福祉計画共に、令和3年度から5年度までの3か年とし、両計画を一体的に策定します。

※障害福祉計画については、国の基本指針で期間が3年と定められている。

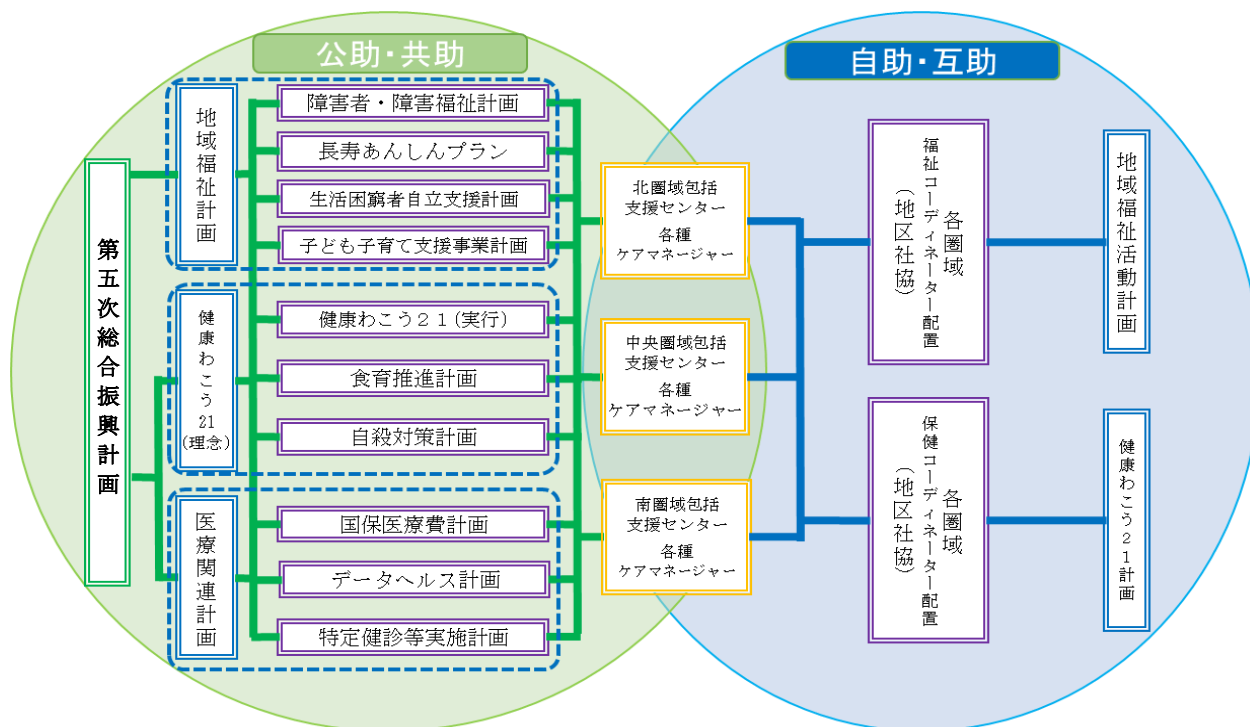
(参考) 他の関連計画の期間

西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
	平成30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
福祉分野	第三次和光市地域福祉計画		第四次和光市地域福祉計画					第五次計画				
	第7期和光市長寿あんしんプラン			第8期和光市長寿あんしんプラン			第9期プラン		第10期プラン			
	和光市生活困窮者自立支援計画			第2期和光市生活困窮者自立支援計画				第3期計画				
	和光市第五次障害者計画			和光市第六次障害者計画			第七次計画		第八次計画			
	和光市第5期障害福祉計画			和光市第6期障害福祉計画			第7期計画		第8期計画			
	第1期和光市子ども・子育て支援事業計画		第2期和光市子ども・子育て支援事業計画					第3期計画				
保健医療分野	第二次健康わこう21計画										第三次計画	
	第三次和光市食育推進計画										第四次計画	
	和光市自殺対策計画					第2期計画					第3期計画	
	和光市国保事業計画			第2期計画			第3期計画		第4期計画			
	第2期和光市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)							第3期計画				
	第3期和光市特定健康診査等実施計画							第4期計画				





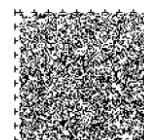
4 他計画等との関係



上位計画	第五次総合振興計画
	第四次地域福祉計画
地域福祉計画の実行計画として並列する計画	生活困窮者自立支援計画（第2期）
	第8期長寿あんしんプラン
	第2期子ども・子育て支援事業計画
障害福祉計画に包含される計画	障害児福祉計画（第2期）
	成年後見制度利用促進計画（第2期）
相互に関連する計画	第二次健康わこう21計画

国や県の障害者計画を指針とし、「第五次総合振興計画」及び「第四次地域福祉計画」に掲げる理念や方針を反映させ、平成25年4月施行の「和光市健康づくり条例」における「市・市民・地域一丸の健康づくり増進」といった理念を踏まえた、障害者福祉の総合的な計画として目標、具体的施策を示します。

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 第8章
- 第9章



## 5 計画の策定

---

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査や障害者に係る障害サービスの給付実績、障害者団体等に対するヒアリング調査をもってニーズ（課題）の把握を行い、自立支援協議会における協議を経て策定します。

自立支援協議会においては、障害当事者や学識経験者、障害・地域福祉関係者、医療関係者、公募による市民等により幅広く委員を構成し、地域全体で支援するための計画策定の推進を目指します。

## 6 計画の推進

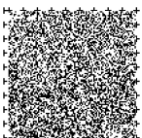
---

### （1）計画の推進体制

本計画において、地域課題解消のための施策の方向性及び具体的支援策（サービス）の量の見込み・供給量を示します。本計画を実行計画として施策を実施し、地域共生社会の実現を目指します。また、計画の充実・見直し・機能の適正化を図る会議として、以下の会議を設置します。

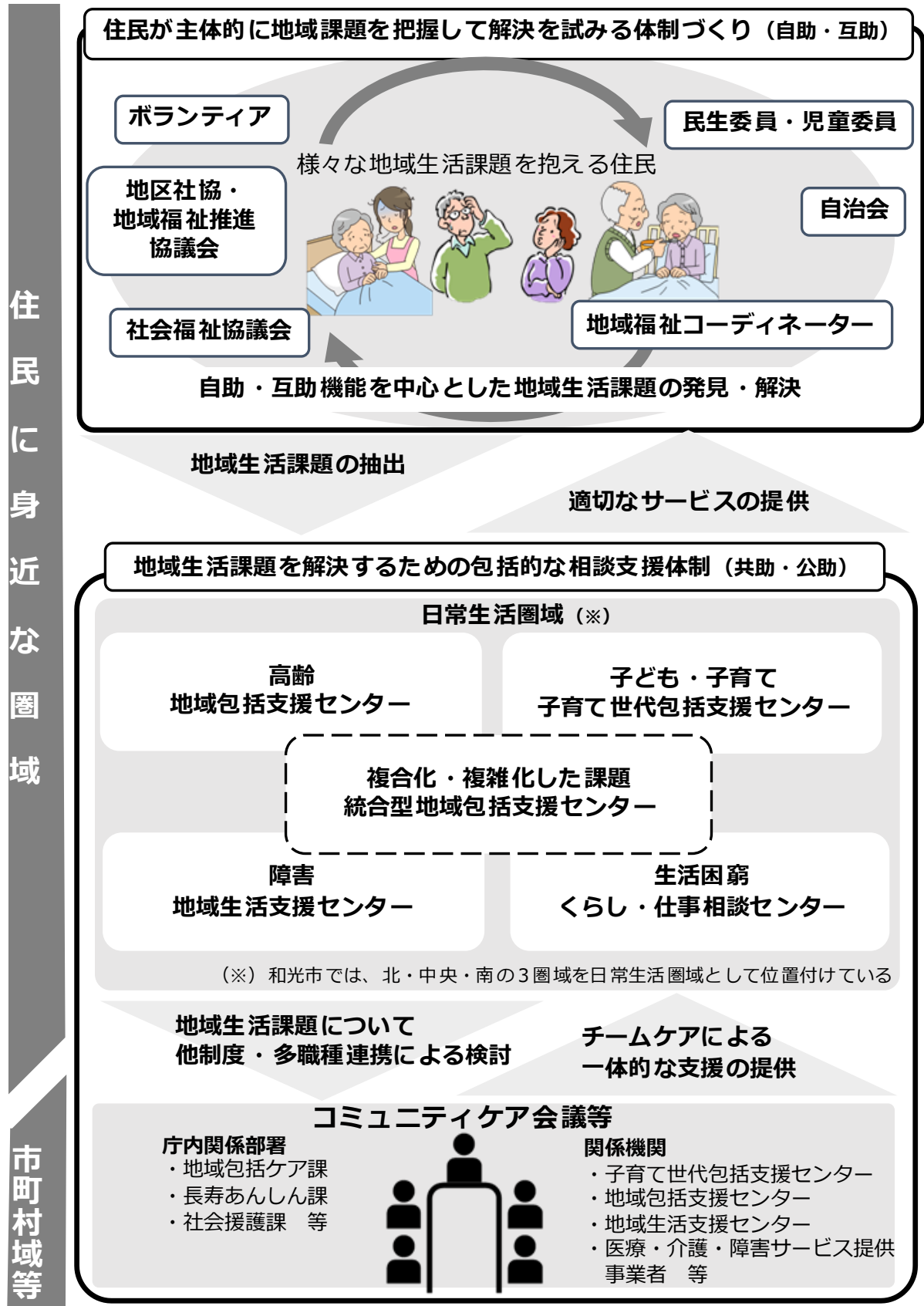
#### ■和光市自立支援協議会

地域における障害福祉に係るシステムづくりの中核的役割を果たす組織。障害当事者や学識経験者、関連事業者、公募市民等により構成される。また、必要に応じて、より専門的な事項に対応するため各部会を設置する。

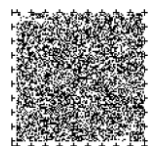


図表 和光市版地域共生社会実現のための包括的な支援体制（イメージ）

和光市版地域共生社会実現のための包括的な支援体制(イメージ)



- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 第8章
- 第9章

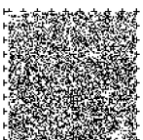
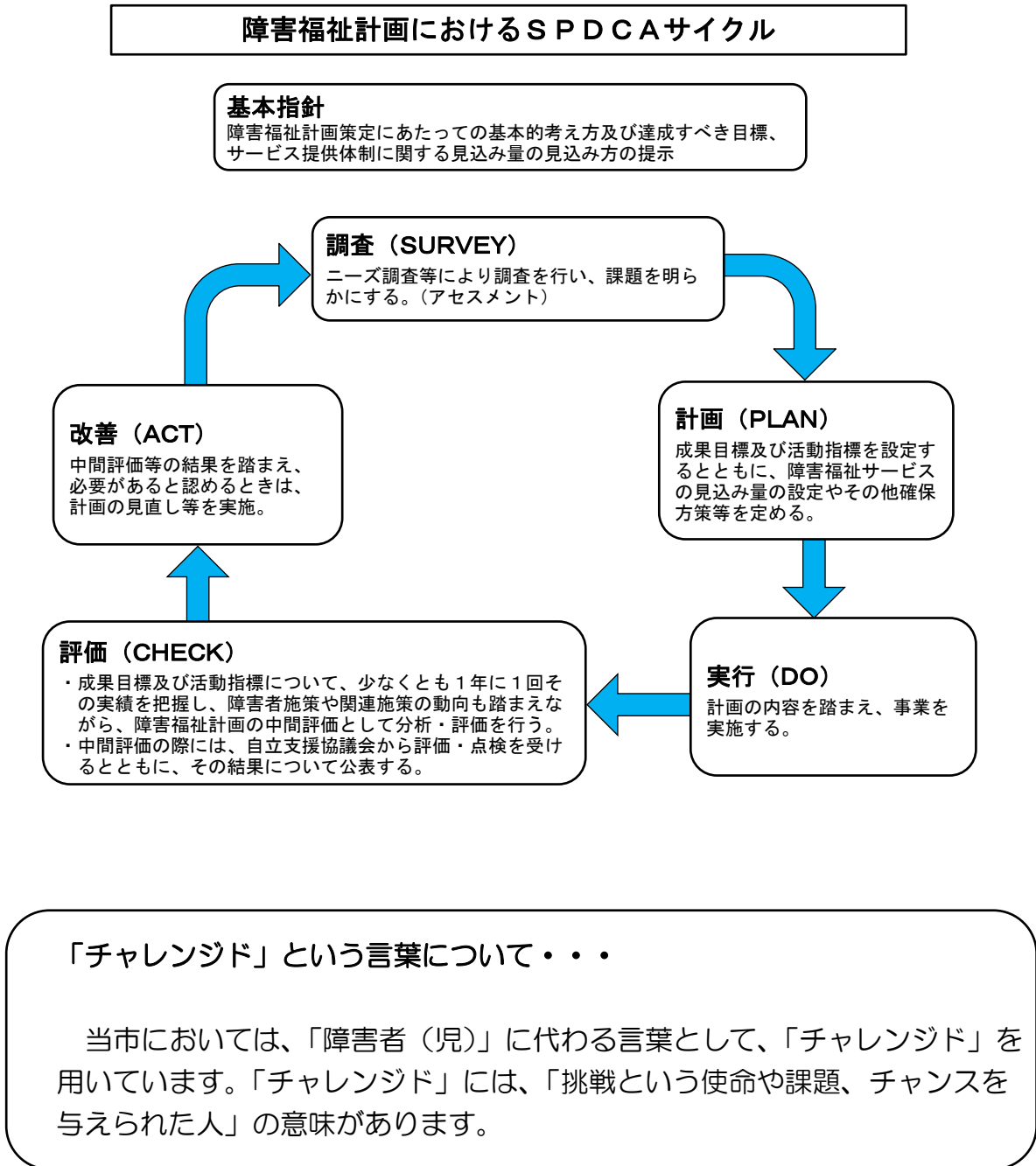


## (2) SPDC A サイクルによる計画の見直し

市は、SPDC A サイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況、成果目標及び活動指標の達成状況などについて、和光市自立支援協議会から点検・評価を受けるとともに、その結果について和光市ホームページ等で公表します。

また、必要があると認められるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講ずるものとします。

図表 障害福祉計画における SPDC A サイクル

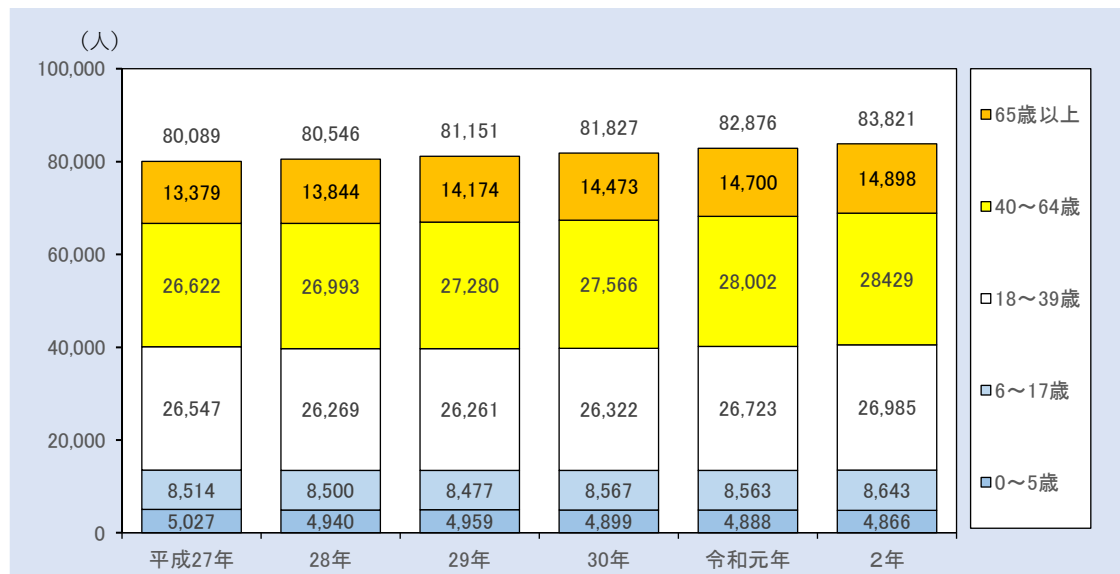


# 第2章 障害者の現状

## 1 人口の推移（各年3月31日時点）

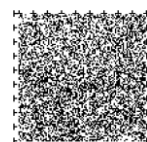
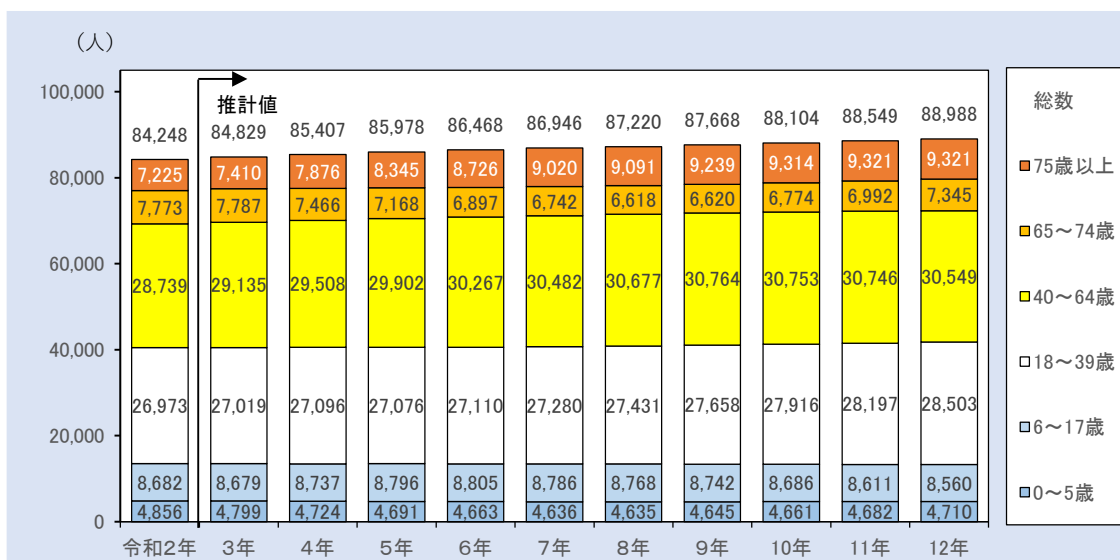
5年間で総人口は3,732人（4.7%）の増加となっています。65歳未満人口は3.3%の微増となっていますが、65歳以上は13,379人から14,898人へと、11.4%増となっています。18歳未満人口については、13,541人から13,509人とほぼ横ばいとなっており、高齢化は進行していますが、少子化は起きていません。

図表 人口の推移



令和2年10月までの人口実績から、令和12年までの本市の人口を推計すると、総人口は令和2年の84,248人から5.6%増の88,988人に増加します。内訳をみると、18歳未満の児童人口は13,538人から2.0%減の13,270人、稼働年齢（18～64歳）人口は55,712人から6.0%増の59,052人、高齢人口は14,998人から11.1%増の16,666人と、市全体の人口が増加している中で、一層の高齢化が進行していきます。

図表 人口の推計結果



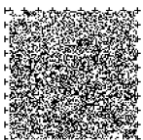
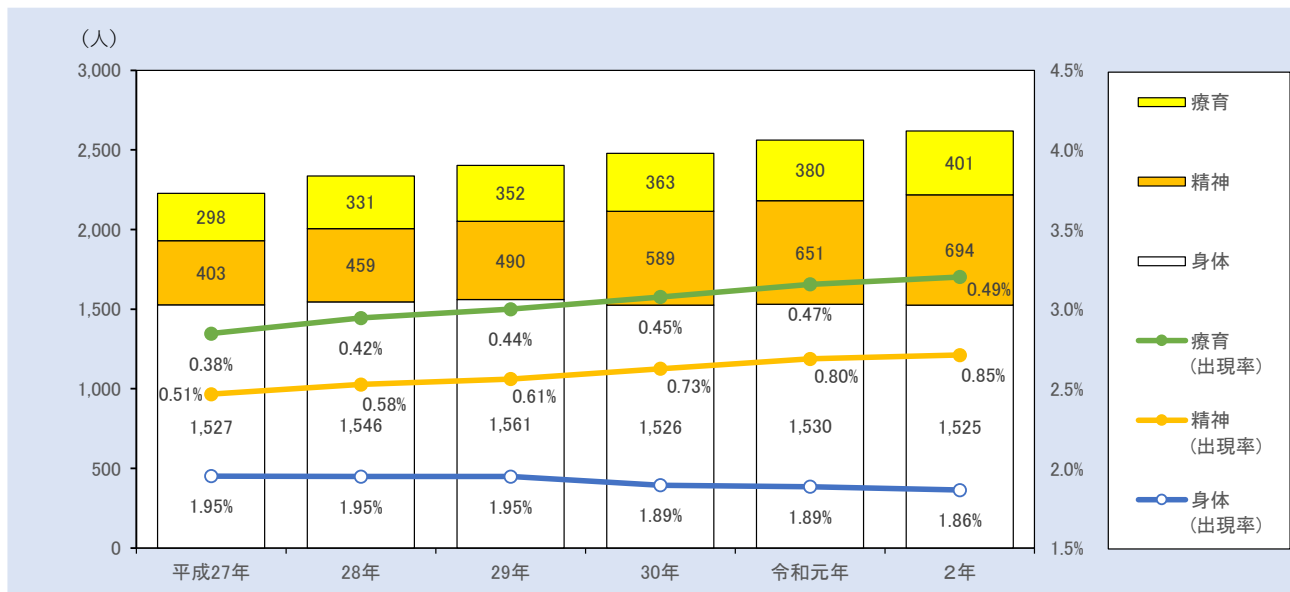
## 2 障害者・児数の推移

### (1) 障害種別手帳所持者数及び出現率の推移（各年4月1日時点）

手帳の種類別に障害者手帳所持者の内訳をみると、精神障害者保健福祉手帳所持者数が平成27年403人、令和2年694人で、5年間で291人（72.2%）増と顕著に増加しています。

また、療育手帳所持者についても同期間に103人（34.6%）増と大きく増加している一方、身体障害者手帳所持者については5年間で2人減とほぼ横ばいとなっています。

図表 障害種別手帳所持者数・所持率の推移



## (2) 年齢別手帳所持者数の推移

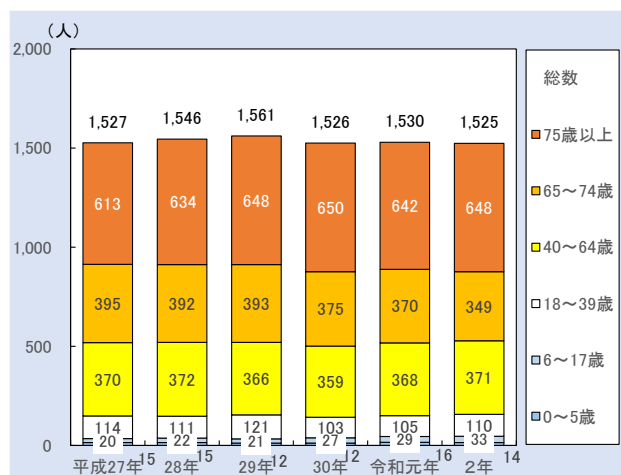
身体障害者手帳所持者の年齢別推移については、全体がほぼ横ばいで推移している中で、6～17歳が5年間で13人(65.0%)増、75歳以上が35人(5.7%)増と比較的伸びています。

精神障害者保健福祉手帳所持者については、ほとんどの年齢区分が増加傾向にあります。特に18～39歳が5年間で88人(81.5%)増、40～64歳が同じく127人(64.4%)増、75歳以上が同じく32人(123.0%)増と、顕著に増加している状況にあります。

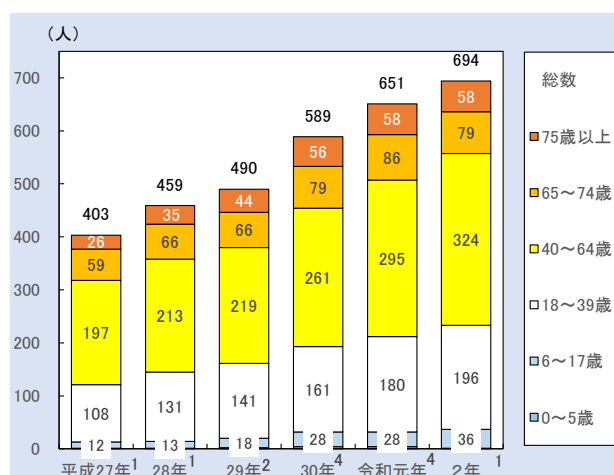
療育手帳所持者では、6～17歳、18～39歳が、それぞれ59人(59.0%)増、33人(32.7%)増と、大きく伸びています。

図表 年齢階層別所持者数の推移

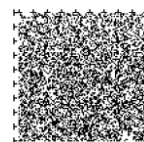
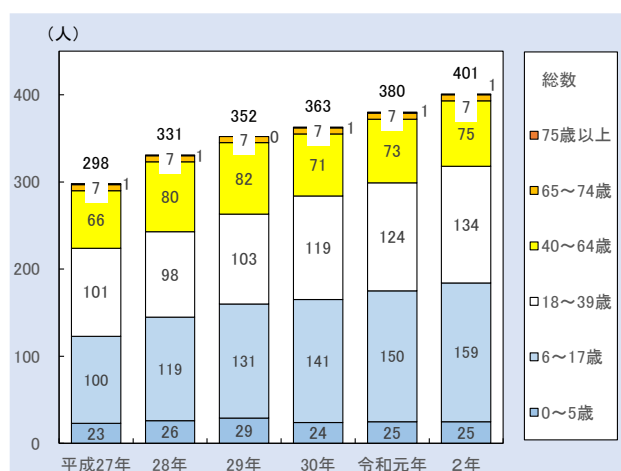
### ①身体



### ②精神



### ③療育



### (3) 性別・年代別障害者手帳所持状況

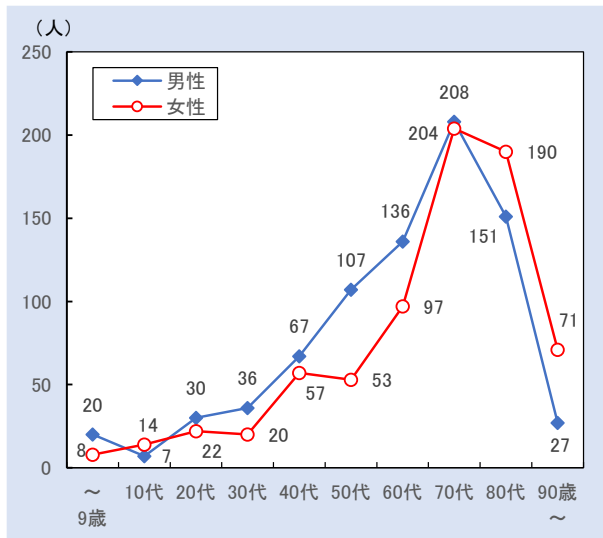
身体障害者手帳所持者数を性別・年代別にみると、男女ともにピークは70代で、概ね70代までは男性のほうが多いものの、80代以上は女性が上回っています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、身体障害者同様概ね60代までは男性のほうが多く、70代以上は女性が上回っています。ピークは、男性は40代、女性は50代となっています。

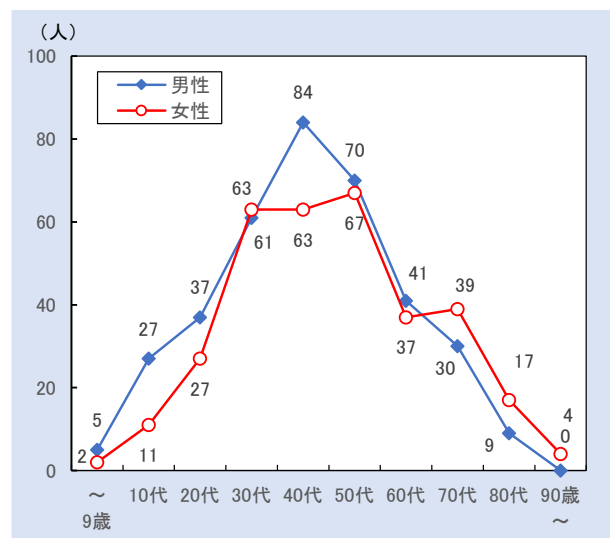
療育手帳所持者では、ほとんどの年代で男性が女性の数を上回っています。ピークはともに10代ですが、男性では40代で2度目のピークがあります。

図表 性別・年代別手帳所持者数の推移

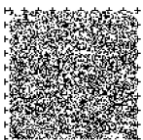
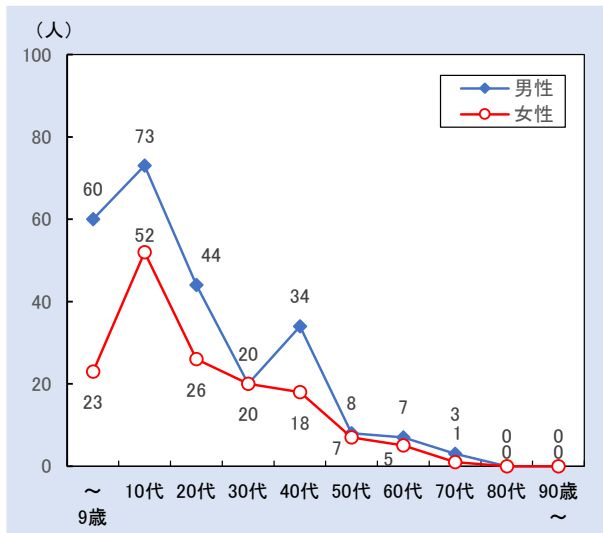
#### ①身体



#### ②精神



#### ③療育





#### (4) 圏域別手帳所持者数の推移

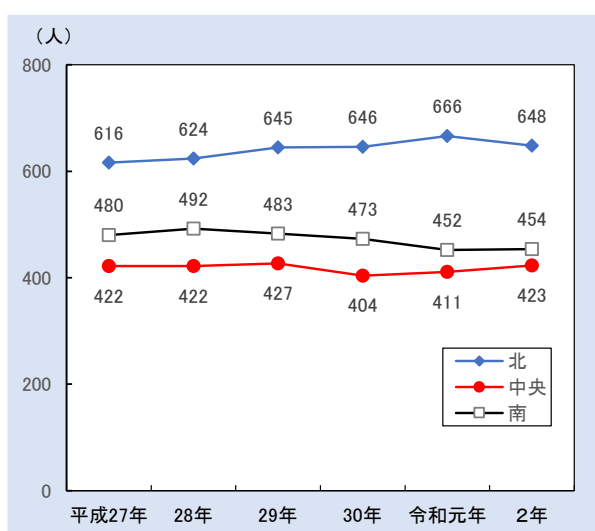
身体障害者手帳所持者の圏域別推移については、北エリアは5.2%の増加となっている一方、南エリアにおいては5.4%の減少、中央エリアは1人増の横ばいとなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者については、どのエリアにおいても増加傾向にあります。特に北エリアが135人(90.0%)増、南エリアが94人(79.7%)増と顕著に増加しており、平成29年からは南エリアのほうが中央エリアより手帳所持者数が多くなっています。

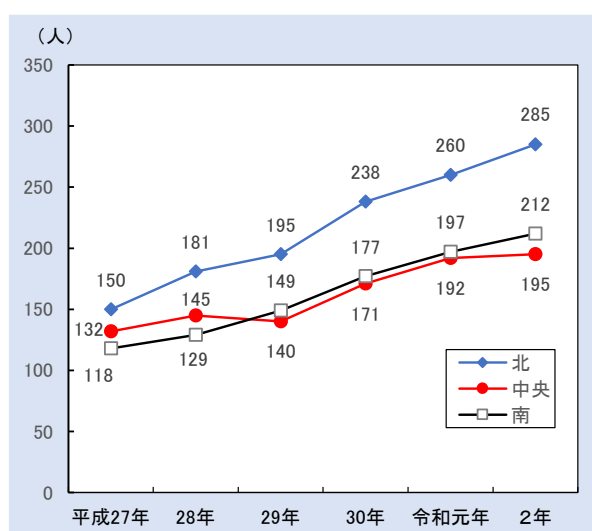
療育手帳所持者についても、全圏域で増加傾向にあり、この5年間の増加率は、いずれの圏域でも40%台となっています。

図表 圏域別手帳所持者数の推移

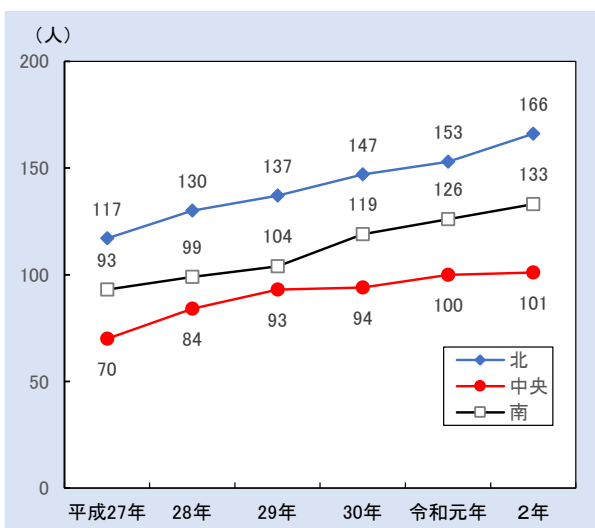
##### ①身体



##### ②精神



##### ③療育



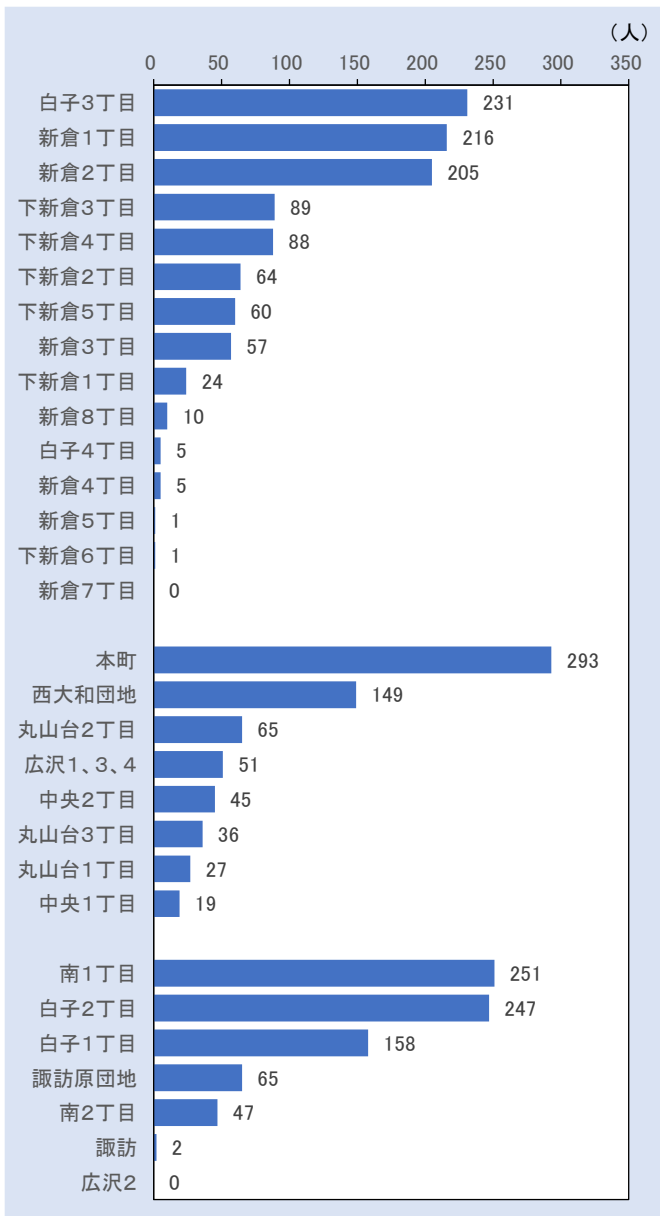
### (5) 町字別障害者手帳所持状況 (R2年3月31日時点)

人口に対する障害者手帳の所持率が高い地区(町字)は、南エリアの南2丁目(6.5%)、諏訪原団地(6.4%)、中央エリアの西大和団地(6.3%)となっています。これらの地区には、いずれも築年数の古い団地があり、高齢化が進行している地区です。

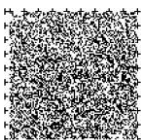
一方、丸山台や下新倉2丁目等、比較的最近住宅地として開発された地区では、住民の年齢層も比較的若く、手帳所持率が低い傾向があります。

なお、新倉8丁目や新倉5丁目等顕著に手帳所持率が高い地区もありますが、高齢者施設等の設置により高くなっているという特殊要因があります。

図表 町字別障害者手帳所持状況



町字	手帳保有者	人口	保有率
白子3丁目	231	8,368	2.8%
新倉1丁目	216	7,311	3.0%
新倉2丁目	205	6,861	3.0%
下新倉3丁目	89	2,977	3.0%
下新倉4丁目	88	3,836	2.3%
下新倉2丁目	64	3,811	1.7%
下新倉5丁目	60	1,791	3.4%
新倉3丁目	57	1,798	3.2%
下新倉1丁目	24	801	3.0%
新倉8丁目	10	29	34.5%
白子4丁目	5	227	2.2%
新倉4丁目	5	146	3.4%
新倉5丁目	1	8	12.5%
下新倉6丁目	1	30	3.3%
新倉7丁目	0	21	0.0%
北エリア計	1,056	38,015	2.8%
本町	293	8,476	3.5%
西大和団地	149	2,352	6.3%
丸山台2丁目	65	3,740	1.7%
広沢1、3、4	51	3,350	1.5%
中央2丁目	45	1,516	3.0%
丸山台3丁目	36	2,122	1.7%
丸山台1丁目	27	1,065	2.5%
中央1丁目	19	699	2.7%
中央エリア計	685	23,320	2.9%
南1丁目	251	6,859	3.7%
白子2丁目	247	7,650	3.2%
白子1丁目	158	5,702	2.8%
諏訪原団地	65	1,022	6.4%
南2丁目	47	728	6.5%
諏訪	2	363	0.6%
広沢2	0	162	0.0%
南エリア計	770	22,486	3.4%



(6) 圏域別・身体障害者手帳取得事由別手帳所持者数の推移（各年4月1日時点）

北エリアにおいては、心臓機能障害、じん臓機能障害を取得事由とする障害者手帳所持者が、5年間でそれぞれ13人、10人増加しています。

中央エリアにおいては、肢体不自由（上肢・下肢）による手帳所持者が減少傾向にある一方、心臓機能障害、聴覚障害がそれぞれ9人増加しています。

南エリアにおいては、肢体不自由（下肢）が23人の大幅減となっています。

市内全域の傾向として、肢体不自由（下肢）が45人の大幅減となっている一方、心臓機能障害、聴覚障害の数は、それぞれ27人、14人の増加となっています。免疫機能障害についても、増加数は8人と一桁となっていますが、増加率は50.0%と高くなっています。

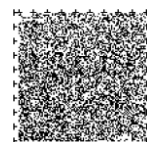
図表 身体障害者手帳取得事由別手帳所持者数の推移

主障害	北エリア						
	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	増減
視覚障害	50	47	48	47	51	47	-3
聴覚障害	50	51	55	53	55	49	-1
平衡機能障害	0	0	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障害	10	9	11	14	13	12	2
肢体不自由 上肢	130	135	136	133	138	138	8
肢体不自由 上肢機能	0	0	0	1	5	4	4
肢体不自由 下肢	164	164	161	166	161	156	-8
肢体不自由 体幹	22	24	28	28	23	23	1
肢体不自由 移動機能	1	1	1	1	1	1	0
心臓機能障害	96	98	100	105	108	109	13
じん臓機能障害	46	43	48	48	55	56	10
呼吸器機能障害	11	13	13	10	11	11	0
ぼうこう・直腸機能障害	27	27	30	30	34	31	4
小腸機能障害	1	1	1	1	2	2	1
免疫機能障害	8	10	11	9	9	9	1
肝臓機能障害	0	0	1	0	0	0	0
計	616	623	644	646	666	648	32

主障害	中央エリア						
	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	増減
視覚障害	31	31	34	31	30	33	2
聴覚障害	29	30	31	34	39	38	9
平衡機能障害	1	1	1	1	1	1	0
音声・言語・そしゃく機能障害	7	6	8	6	6	7	0
肢体不自由 上肢	82	78	78	64	67	72	-10
肢体不自由 上肢機能	0	2	2	0	1	2	2
肢体不自由 下肢	138	133	129	121	124	124	-14
肢体不自由 体幹	20	22	24	24	23	24	4
肢体不自由 移動機能	0	0	0	0	0	1	1
心臓機能障害	51	54	52	55	59	60	9
じん臓機能障害	38	39	41	42	39	35	-3
呼吸器機能障害	6	5	5	5	4	3	-3
ぼうこう・直腸機能障害	13	13	13	13	9	11	-2
小腸機能障害	1	1	1	1	1	1	0
免疫機能障害	3	4	5	4	6	8	5
肝臓機能障害	2	2	2	2	1	2	0
計	422	421	426	403	410	422	0

主障害	南エリア						
	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	増減
視覚障害	26	24	27	24	23	25	-1
聴覚障害	30	33	35	36	34	36	6
平衡機能障害	0	0	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障害	12	13	15	15	14	13	1
肢体不自由 上肢	101	100	99	101	92	96	-5
肢体不自由 上肢機能	0	0	0	1	2	2	2
肢体不自由 下肢	151	155	150	137	132	128	-23
肢体不自由 体幹	23	22	20	20	17	14	-9
肢体不自由 移動機能	0	0	0	0	0	0	0
心臓機能障害	76	80	82	86	83	81	5
じん臓機能障害	35	36	29	28	29	32	-3
呼吸器機能障害	8	11	6	4	6	6	-2
ぼうこう・直腸機能障害	12	11	12	13	11	13	1
小腸機能障害	1	1	0	1	1	1	0
免疫機能障害	5	5	6	7	7	7	2
肝臓機能障害	0	0	0	0	1	0	0
計	480	491	481	473	452	454	-26

主障害	全域						
	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	増減
視覚障害	107	102	109	102	104	105	-2
聴覚障害	109	114	121	123	128	123	14
平衡機能障害	1	1	1	1	1	1	0
音声・言語・そしゃく機能障害	29	28	34	35	33	32	3
肢体不自由 上肢	313	313	313	298	297	306	-7
肢体不自由 上肢機能	0	2	2	2	8	8	8
肢体不自由 下肢	453	452	440	424	417	408	-45
肢体不自由 体幹	65	68	72	72	63	61	-4
肢体不自由 移動機能	1	1	1	1	1	2	1
心臓機能障害	223	232	234	246	250	250	27
じん臓機能障害	119	118	118	118	123	123	4
呼吸器機能障害	25	29	24	19	21	20	-5
ぼうこう・直腸機能障害	52	51	55	56	54	55	3
小腸機能障害	3	3	2	3	4	4	1
免疫機能障害	16	19	22	20	22	24	8
肝臓機能障害	2	2	3	2	2	2	0
計	1,518	1,535	1,551	1,522	1,528	1,524	6



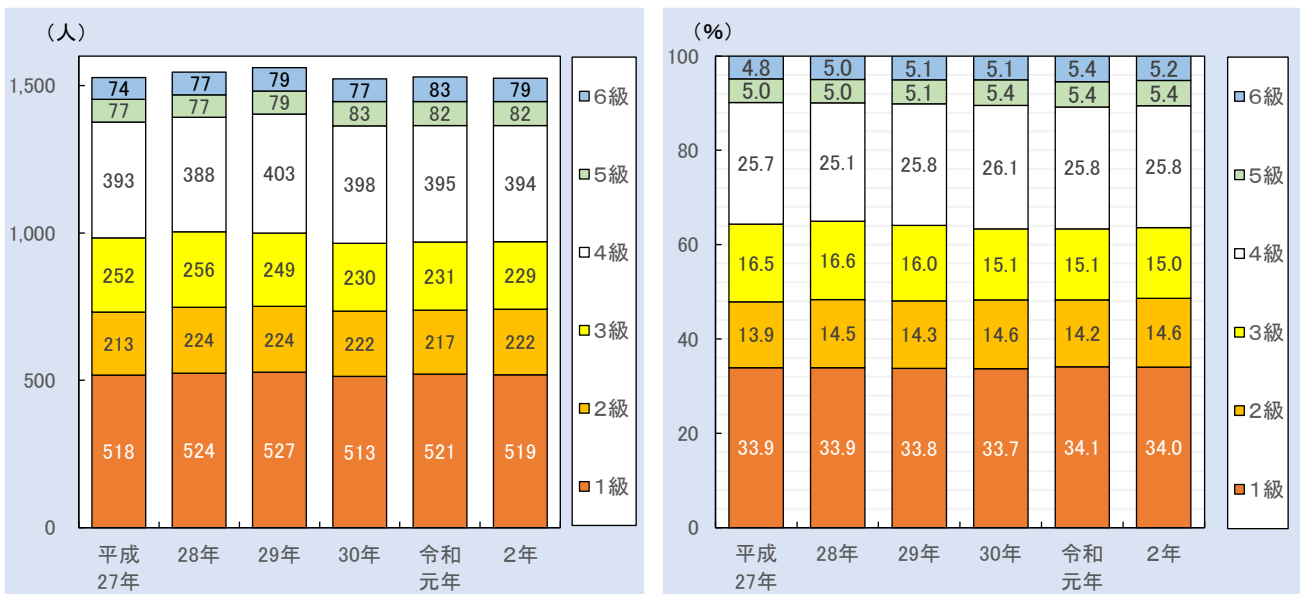
### (7) 障害等級別手帳所持者数・割合の推移（各年4月1日時点）

等級別の身体障害者手帳所持者数の推移については、全体的に横ばい傾向にあります。3級は平成27年に比べて23人（9.1%）の減少となっています。年度別の等級構成の推移をみると、過去5年間で大きな変動は無く、概ね一定の構成比で推移しています。

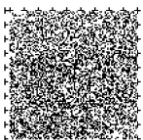
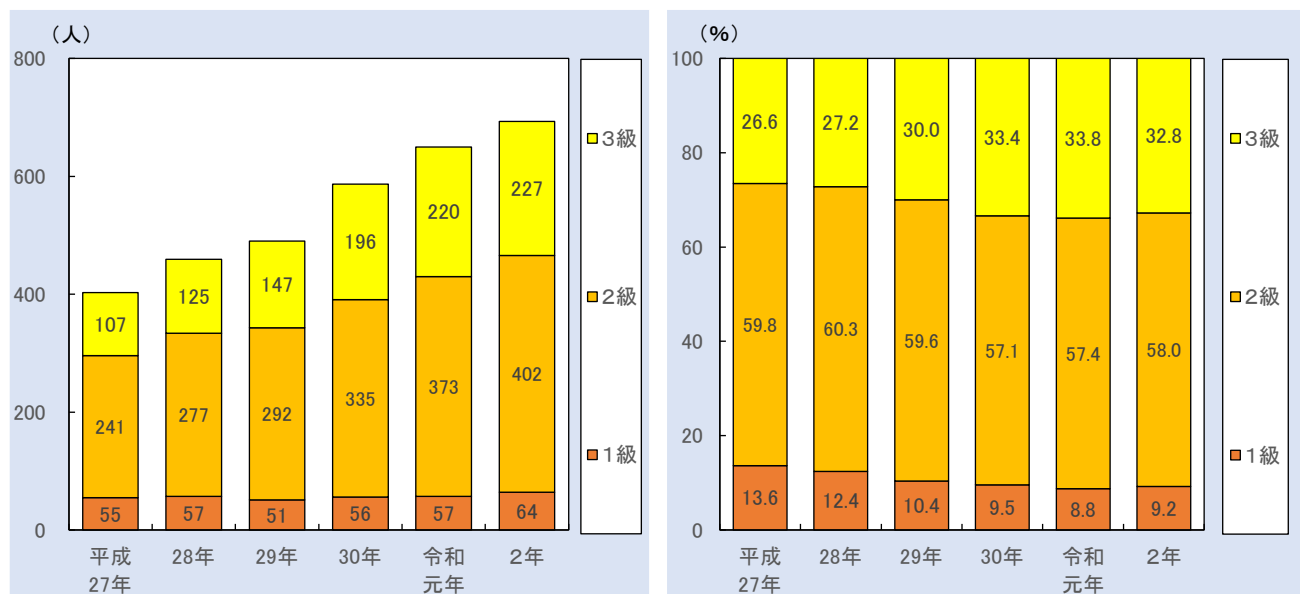
精神障害者保健福祉手帳所持者については、全体的に顕著な増加傾向にあります。等級別にみると、3級は120人（121.5%）増、2級は161人（66.8%）増と、軽度者の増加率が高くなっています。等級構成の推移でみると、1級は減少、2級はほぼ横ばい、3級が増加となっています。

図表 障害等級別手帳所持者数・割合の推移

#### ① 身体



#### ② 精神

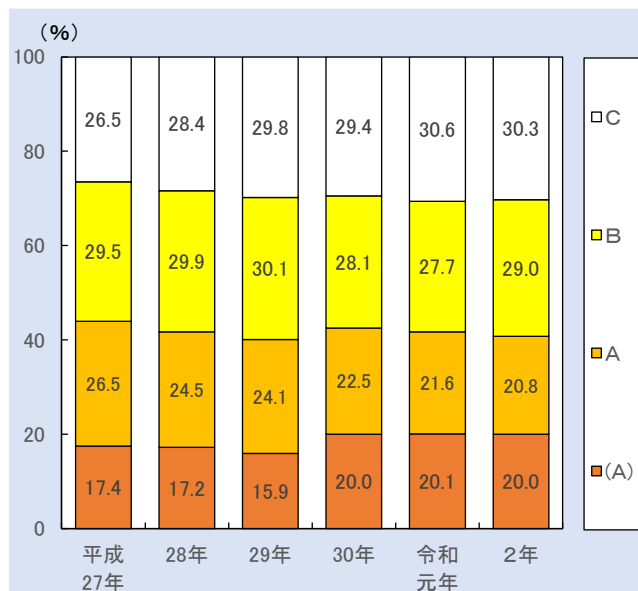
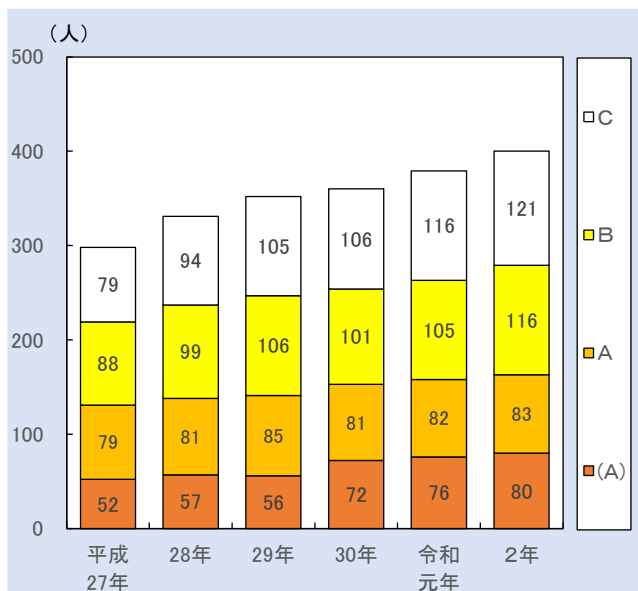


療育手帳所持者の等級別推移についても、全体的に増加傾向にあり、特に（A）、Cではそれぞれ28人（53.8%）、42人（53.2%）増と、増加率が高くなっています。

等級構成の推移でみると、増加率の高かった（A）、Cのシェアが高くなっています。

図表 障害等級別手帳所持者数の推移

③ 療育



### 3 障害者・児の教育・就労環境及び状況

#### (1) 就学状況

##### ①ーa 特別支援学級（知的障害学級）設置状況及び利用児童数推移

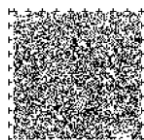
圏域	学校区分	学校名	R2設置状況	H27	H28	H29	H30	R1	R2
北	小学校	白子小学校	○	9	5	4	6	7	4
		新倉小学校	○	2	4	6	1	3	4
		北原小学校	○				0	0	2
		下新倉小学校	○				7	6	8
中央	小学校	本町小学校							
		広沢小学校	○	4	9	7	6	7	6
		第三小学校	○	2	2	2	4	3	3
	中学校	大和中学校	○	7	8	6	3	2	5
		第二中学校	○	2	1	3	4	11	14
南	小学校	第四小学校	○	3	3	8	4	3	2
		第五小学校							
	中学校	第三中学校							
合計	小学校計			20	23	27	28	29	29
	中学校計			9	9	9	7	13	19

##### ①ーb 特別支援学級（自閉症・情緒障害学級）設置状況及び利用児童数推移

圏域	学校区分	学校名	R2設置状況	H27	H28	H29	H30	R1	R2
北	小学校	白子小学校	○	1	3	2	4	4	4
		新倉小学校	○				2	3	5
		北原小学校							
		下新倉小学校	○		2	4	7	7	9
中央	小学校	本町小学校							
		広沢小学校	○	9	8	9	14	12	11
		第三小学校							
	中学校	大和中学校	○	5	5	3	4	4	5
		第二中学校	○	2	1	6	6	4	4
南	小学校	第四小学校	○	3	8	5	6	9	7
		第五小学校							
	中学校	第三中学校							
合計	小学校計			13	21	20	33	35	36
	中学校計			7	6	9	10	8	9

##### ①ーc 特別支援学級（難聴児・弱視児対象）の設置状況

難聴児を対象とした学級は、平成30年度から本町小学校で、令和2年度から第二中学校で開設しています。令和2年度現在の利用児童数は、本町小学校3名、第二中学校



1名となっています。

弱視児を対象とした学級は、令和2年度から下新倉小学校で開設しています。令和2年度現在の利用児童数は、1名となっています。

### ②-a 和光特別支援学校（肢体不自由）

（）内和光市在住

学年	H27	H28	H29	H30	R1	R2
小学部	69 (5)	68 (3)	71 (5)	75 (6)	77 (7)	77 (9)
中学部	35 (0)	27 (0)	28 (1)	31 (1)	35 (1)	38 (2)
高等部	48 (4)	48 (4)	43 (1)	40 (0)	25 (0)	24 (0)
合計	152 (9)	143 (7)	142 (7)	146 (7)	137 (8)	139 (11)

### ②-b 和光南特別支援学校（知的障害）

学年	H27	H28	H29	H30	R1	R2
小学部	83 (14)	96 (22)	104 (26)	113 (25)	111 (26)	118 (25)
中学部	57 (14)	58 (17)	67 (16)	67 (16)	77 (15)	73 (18)
高等部	131 (19)	134 (18)	130 (20)	135 (25)	123 (26)	123 (23)
合計	271 (47)	288 (57)	301 (62)	315 (66)	311 (67)	314 (66)

## (2) 就労状況

### ①障害者雇用率（朝霞ハローワーク管内）

年度	企業数	法定労働者数	雇用障害者数	雇用率
H27	150	44,449.0	836.0	1.88%
H28	151	30,823.5	578.0	1.88%
H29	152	31,507.5	613.0	1.95%
H30	172	34,876.5	665.5	1.91%
R1	171	34,270.0	707.5	2.06%

### ②和光市障害者就労支援センター 就労者数

年度	就労者数	内訳			
		身体	知的	精神	その他
H27	74	11	34	21	8
H28	83	13	38	21	11
H29	94	18	40	24	12
H30	108	18	48	27	15
R1	126	21	50	37	18





## 4 障害福祉サービスの現状

### (1) 年代別サービス利用状況

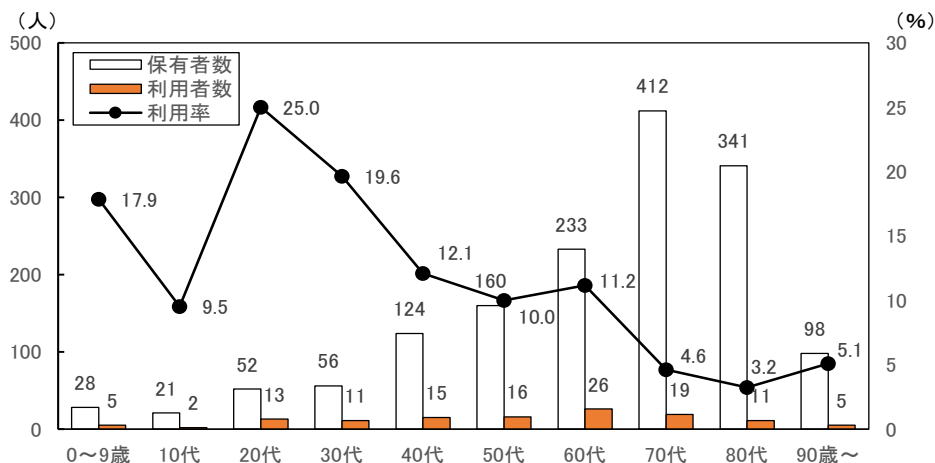
令和元年度における身体障害者手帳所持者のサービス利用状況については、利用率は20代がピークで、以降徐々に下がる傾向にあります。手帳所持者数のピークは70代ですが、サービス利用者数のピークは60代となっています。65歳から利用サービスが障害サービスから介護サービスに切り替わっていることを反映していると考えられます。全年代を通してのサービス利用率は8.1%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者についても、利用率は20代がピークで、以降徐々に下がる傾向にあります。手帳所持者数及びサービス利用者数のピークは共に40代となっています。身体障害者手帳所持者状況と同様、70代から利用率が大きく下がっています。

全年代を通してのサービス利用率は16.9%で、身体障害者手帳所持者のサービス利用率を大きく上回っています。

図表 年代別サービス利用状況（令和元年度）

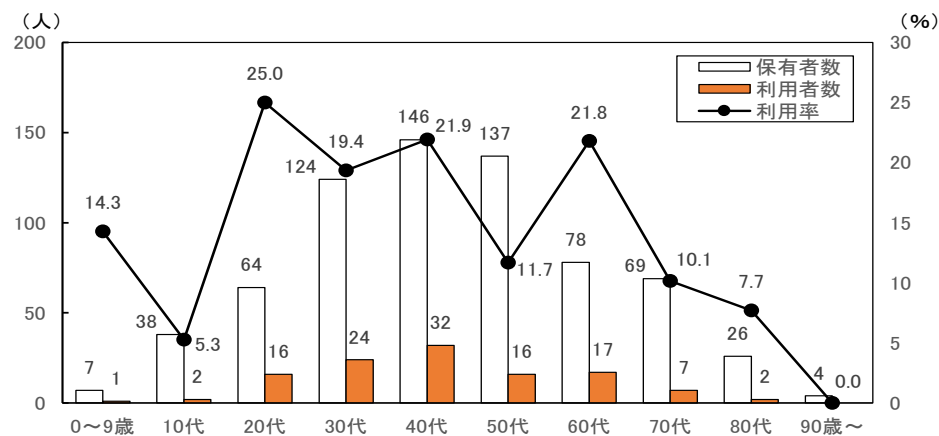
#### ①身体



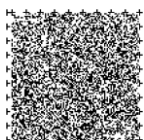
注：手帳所持者数は、令和2年4月1日時点（以下同じ。）

	身体		
	保有者数	利用者数	利用率
0~9歳	28	5	17.9
10代	21	2	9.5
20代	52	13	25.0
30代	56	11	19.6
40代	124	15	12.1
50代	160	16	10.0
60代	233	26	11.2
70代	412	19	4.6
80代	341	11	3.2
90歳~	98	5	5.1
総数	1525	123	8.1

#### ②精神



	精神		
	保有者数	利用者数	利用率
0~9歳	7	1	14.3
10代	38	2	5.3
20代	64	16	25.0
30代	124	24	19.4
40代	146	32	21.9
50代	137	16	11.7
60代	78	17	21.8
70代	69	7	10.1
80代	26	2	7.7
90歳~	4	0	0.0
総数	693	117	16.9



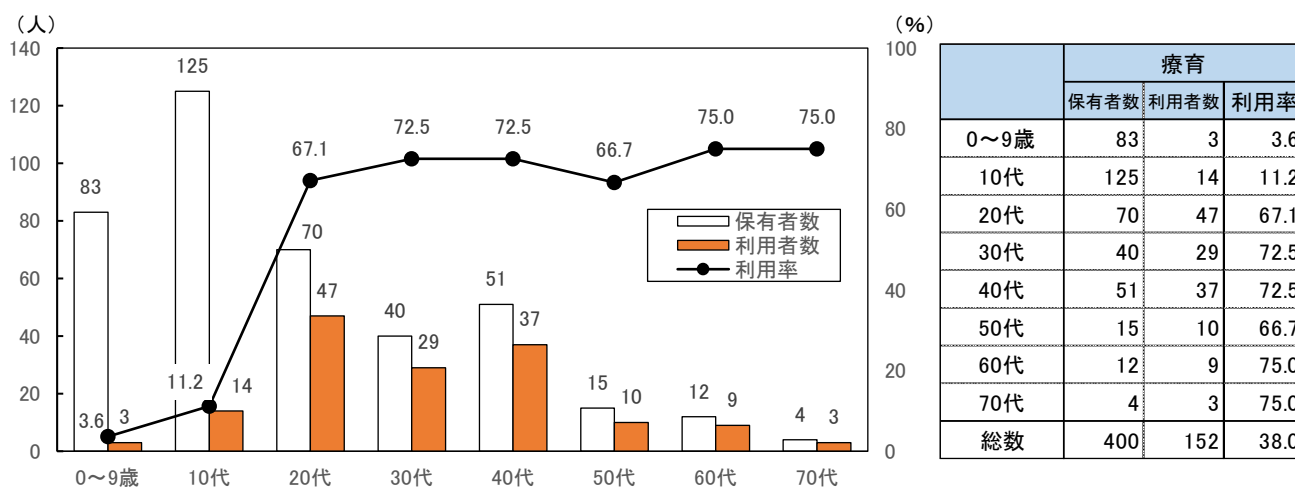


療育手帳所持者については、利用率は20代から70代までが60～70%台で高くなっています。手帳所持者数のピークは10代ですが、利用者数のピークは20代となっています。

全年代を通してのサービス利用率は38.0%で、身体、精神いずれよりも利用率が高くなっています。

図表 年代別サービス利用状況

③療育



- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 第8章
- 第9章



## 5 障害者（児）の生活

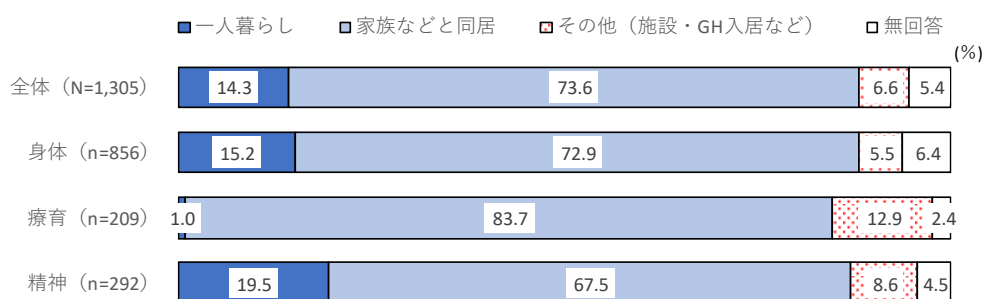
### (1) ニーズ調査結果

本市では、障害者（児）（手帳所持者）の実態や生活課題を把握するため、「和光市チャレンジドチェック」調査を郵送配布・回収によって実施しており、令和元年度に、約 1,300 人から回答を得ました。以下はその結果から見える障害者（児）の生活の現状です。

#### ①家族構成

家族構成は、全体では「家族など同居」が 73.6%で最も多く、次いで「一人暮らし」（14.3%）、「その他（施設・GH入所など）」（6.6%）となっています。18 歳未満が半数近い療育手帳所持者では、「家族など同居」（83.7%）、「その他（施設・GH入所など）」（12.9%）の割合が比較的高くなっています。

図表 家族構成



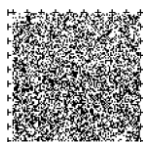
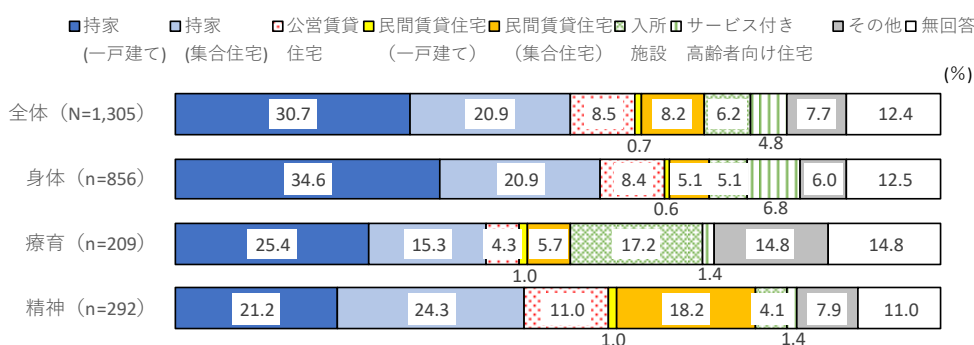
#### ②住まい

現在の住まいは、全体では「持家（一戸建て・集合住宅）」が ほぼ 2/3 で最も多く、「（公営・民間）賃貸住宅（一戸建て・集合住宅）」、「借家」は合わせて 1/4 となっています。

今後の住まいの希望は、全体では「持家（一戸建て・集合住宅）」が ほぼ 半数 で最も多く、次いで「（公営・民間）賃貸住宅（一戸建て・集合住宅）」（17.4%）、「入所施設」（6.2%）「サービス付き高齢者向け住宅」（4.8%）となっています。

手帳の種類別では、身体障害者手帳所持者で「サービス付き高齢者向け住宅」が 6.8% となっているほか、療育手帳所持者で「入所施設」が 17.2% と 2 割 近く になっています。

図表 希望する住まい

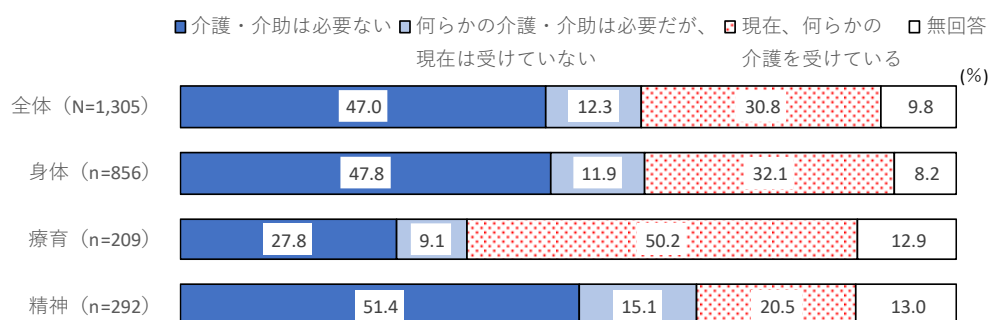


### ③介護・介助の要否

普段の生活での介護・介助の必要性については、全体では「介護・介助は必要ない」が47.0%で最も多く、次いで「現在、何らかの介護を受けている」(30.8%)、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」(12.3%)の順となっています。

手帳の種類別にみると、療育手帳所持者では「現在、何らかの介護を受けている」との回答が50.2%と半数を超えています。

図表 介護・介助の要否



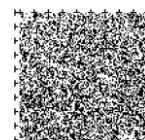
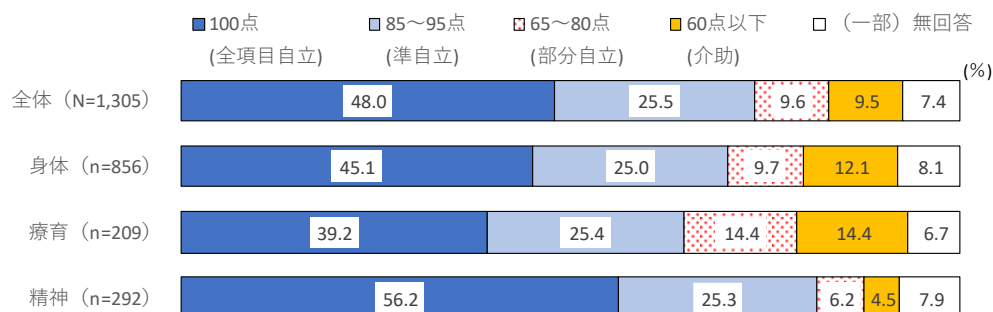
### ④日常生活動作

今回の日常生活動作に関する調査項目は、ADL評価指標として広く用いられているバーセルインデックスに準じた設問内容となっています。

そこで、バーセルインデックスの評価方法に従って評価した結果をみると、全体では100点(全項目自立)が48.0%で最も多く、次いで85~95点(25.5%)、65~80点(9.6%)、60点以下(9.5%)の順になっています。

手帳の種類別にみると、未成年者の多い療育手帳所持者で、100点(全項目自立)の割合が他の手帳所持者より低い一方、精神障害者保健福祉手帳所持者は、その割合が56.2%と比較的高くなっています。

図表 日常生活動作



## ⑤外出

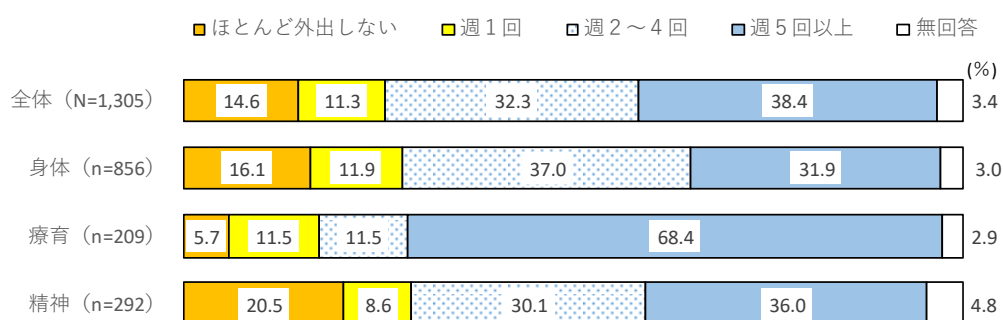
外出の頻度を全体で見ると、閉じこもり傾向にあると評価される「ほとんど外出しない」「週1回」が合わせて25.9%になっています。

手帳の種類別では、通学している若年者が多い療育手帳所持者では、「ほとんど外出しない」が5.7%と他の手帳所持者に比べてその割合が低い一方、「週5回以上」が68.4%と7割近くを占めています。

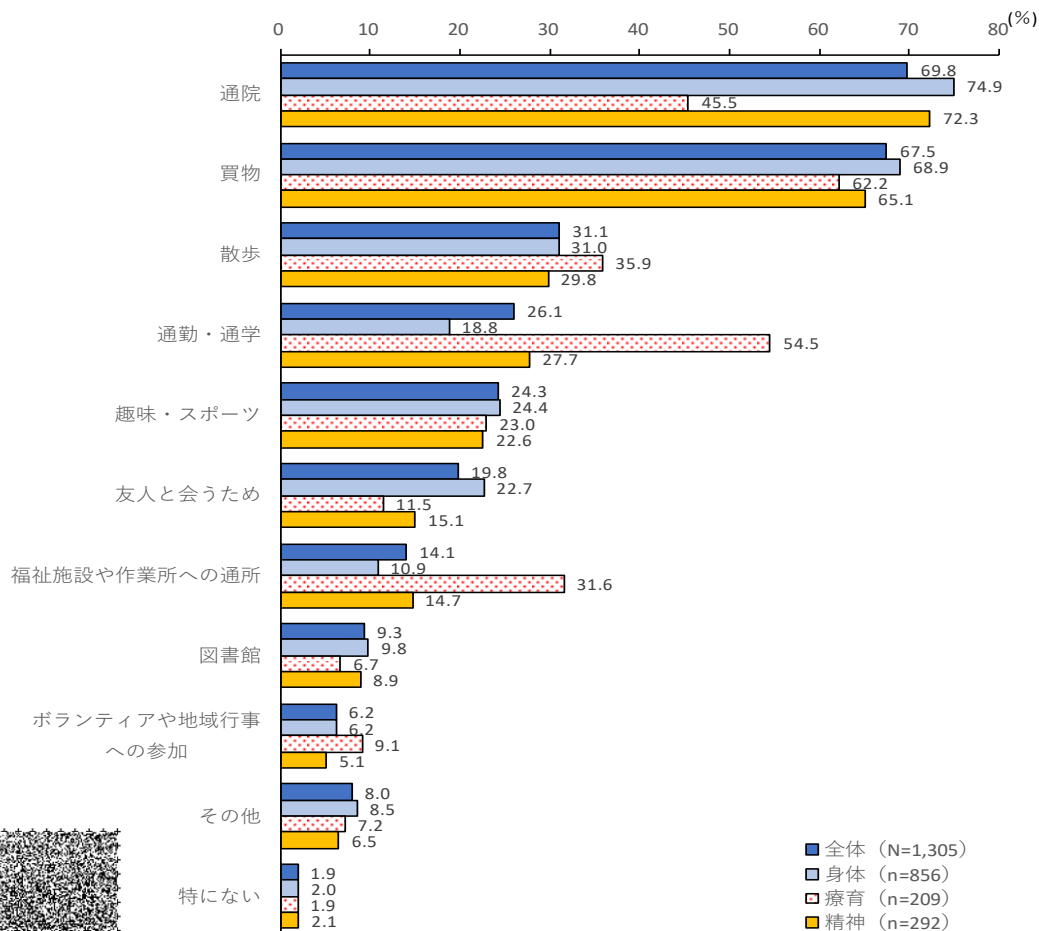
外出の際の目的は、全体では「通院」(69.8%)、「買物」(67.5%)が7割近くで多く、次いで「散歩」(31.1%)などが続いています。

手帳の種類別にみると、療育手帳所持者では「買物」が62.2%で最も多く、次いで「通勤・通学」(54.5%)、「通院」(45.5%)の順になっています。

図表 外出の頻度



図表 外出の目的

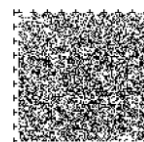
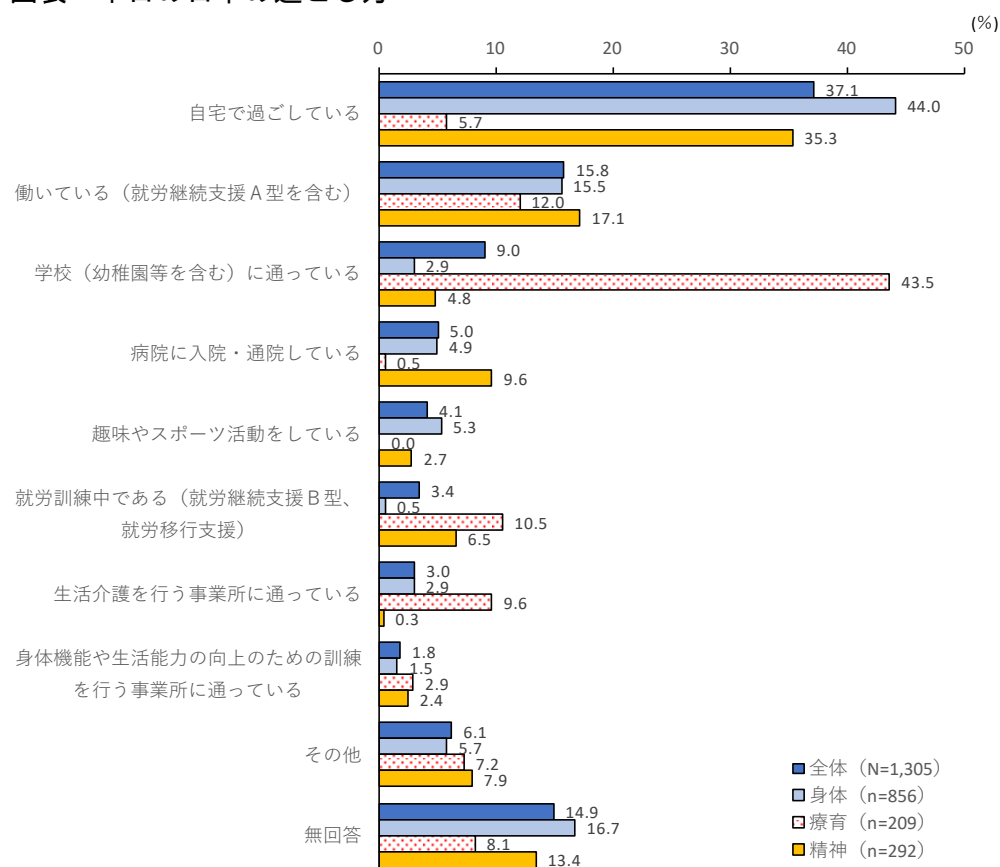


### ⑥日中活動

平日の日中の過ごし方を全体で見ると、「自宅で過ごしている」が37.1%で最も多く、次いで「働いている（就労継続支援A型を含む）」（15.8%）、「学校（幼稚園等を含む）に通っている」（9.0%）などが続いています。

手帳の種類別にみると、児童・生徒の多い療育手帳所持者では、「学校（幼稚園等を含む）に通っている」が43.5%で最も多く、次いで「働いている（就労継続支援A型を含む）」（12.0%）、「就労訓練中である（就労継続支援B型、就労移行支援）」（10.5%）などが続いています。

図表 平日の日中の過ごし方

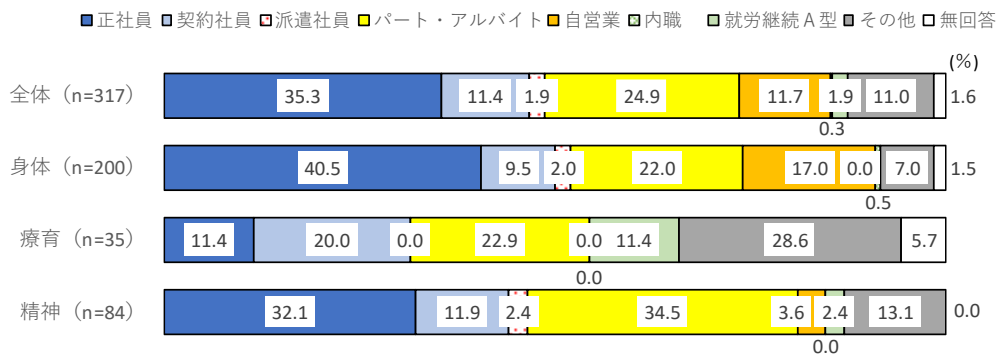


## ⑦就労

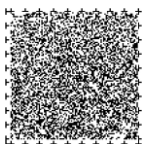
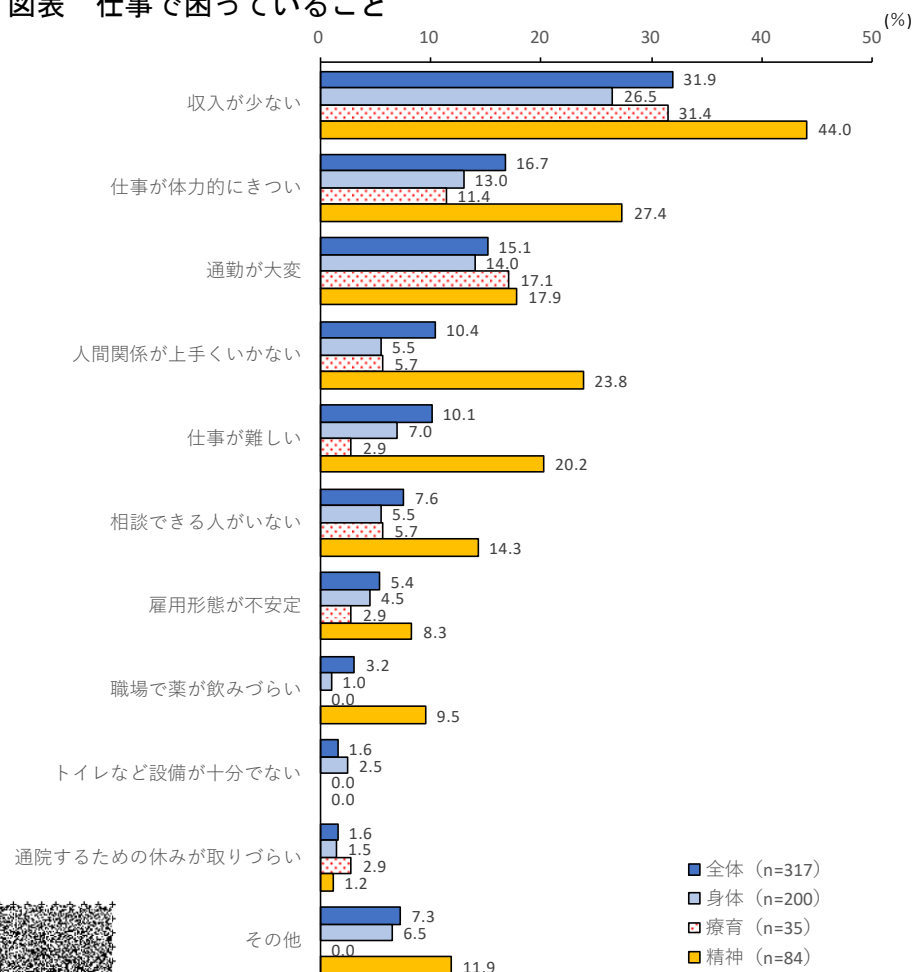
仕事をしていると回答した方の仕事の形態は、全体では「正社員」が35.3%で最も多く、次いで「パート・アルバイト」(24.9%)、「自営業」(11.7%)、「契約社員」(11.4%)の順となっています。手帳の種類別では、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「パート・アルバイト」がそれぞれ22.9%、34.5%で最も多くなっています。

仕事で困っていることとしては、全体では「収入が少ない」が31.9%で最も多く、次いで「仕事が体力的にきつい」(16.7%)、「通勤が大変」(15.1%)などの順となっています。手帳の種類別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では「人間関係が上手くいかない」(23.8%)、「仕事が難しい」(20.2%)が「通勤が大変」(17.9%)より多くなっています。

図表 就労形態



図表 仕事で困っていること

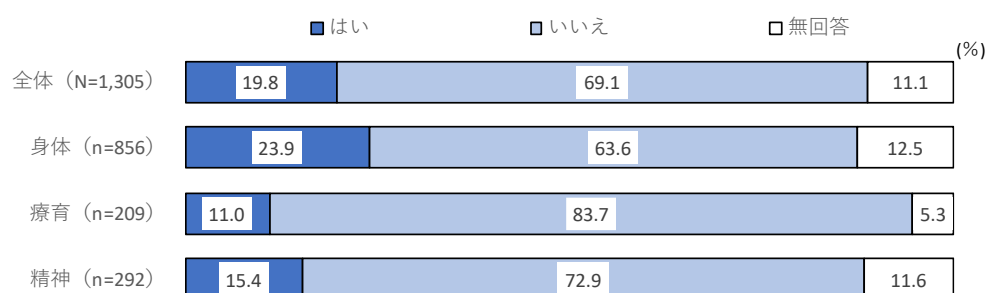


### ⑧医療

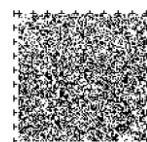
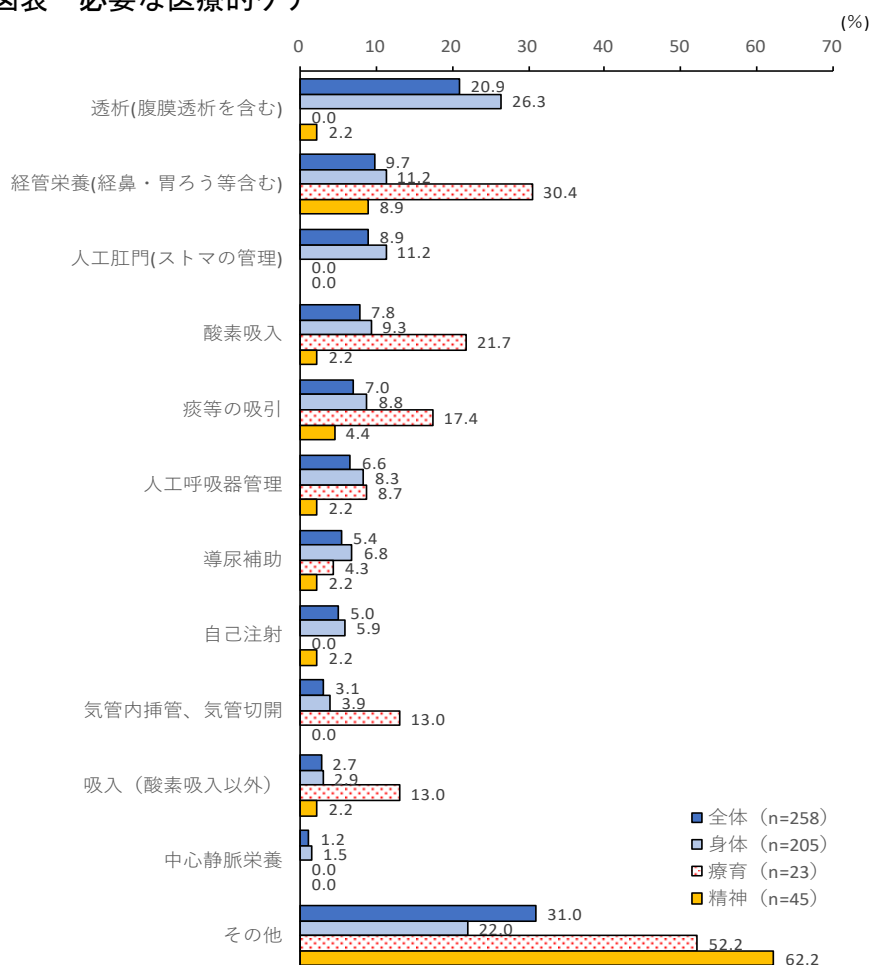
日常的に医療的ケアが必要かについては、全体では19.8%が「はい」（必要）と回答しています。手帳の種類別では、身体障害者手帳所持者23.9%、療育手帳所持者11.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者15.4%と、高齢者の多い身体障害者手帳所持者で最もその割合が高くなっています。

医療的ケアが必要と答えた方の具体的に必要なケアは、全体では「透析(腹膜透析を含む)」が20.9%で最も多く、次いで「経管栄養(経鼻・胃ろう等含む)」(9.7%)、「人工肛門(ストマの管理)」(8.9%)などが続いています。手帳の種類別にみると、未成年者の多い療育手帳所持者では、「経管栄養(経鼻・胃ろう等含む)」が30.4%で最も多く、次いで「酸素吸入」(21.7%)、「痰等の吸引」(17.4%)などが続いています。

図表 医療的ケアの要否



図表 必要な医療的ケア

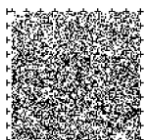
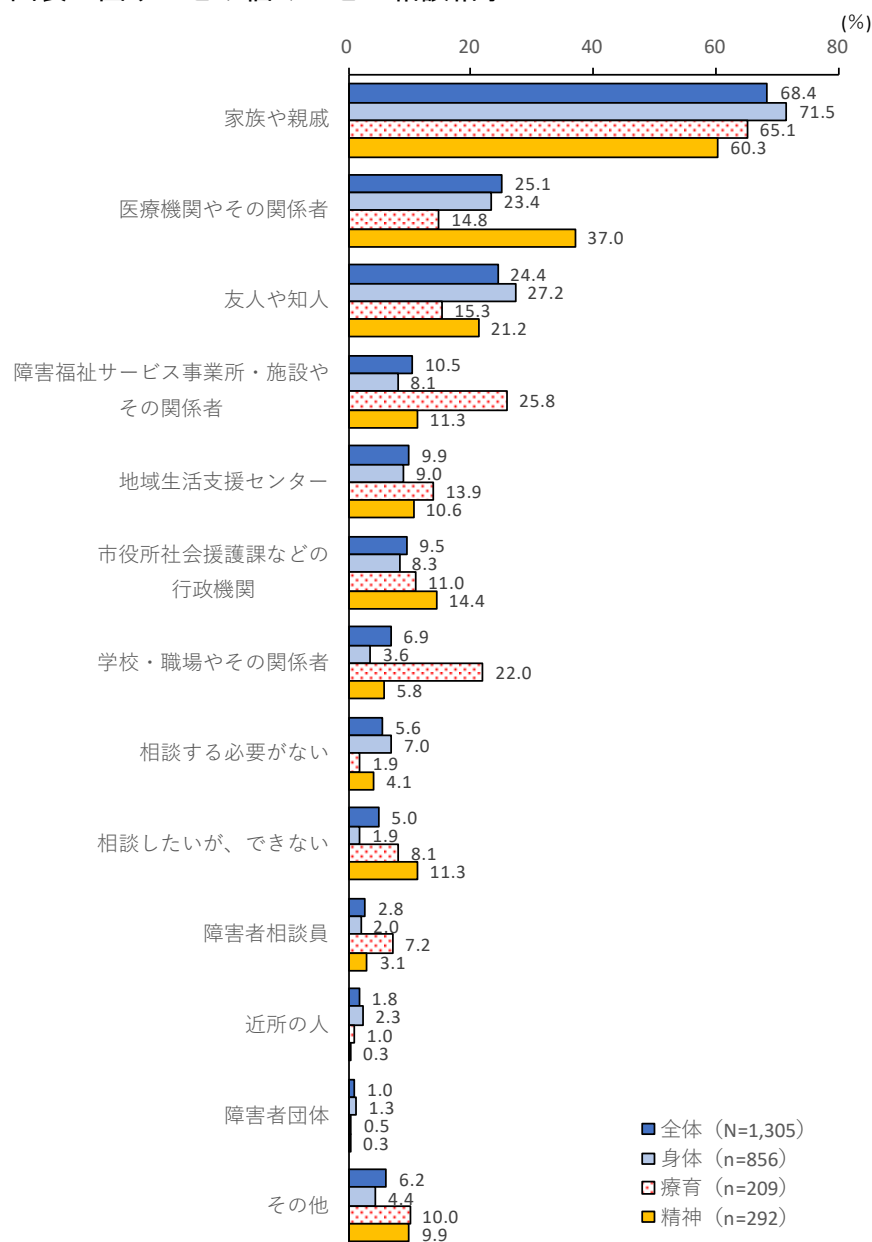


## ◎相談・支援

困りごとや悩みごとを誰（どこ）に相談しているかについては、全体では「家族や親戚」が68.4%で最も多く、次いで「医療機関やその関係者」(25.1%)、「友人や知人」(24.4%)などが続いています。

手帳の種類別にみると、いずれも「家族や親戚」が最も多くなっていますが、療育手帳所持者では「障害福祉サービス事業所・施設やその関係者」(25.8%)、「学校・職場やその関係者」(22.0%)がそれに続いています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「相談したいが、できない」との回答も10%を超えています。

図表 困りごとや悩みごとの相談相手



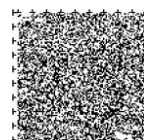
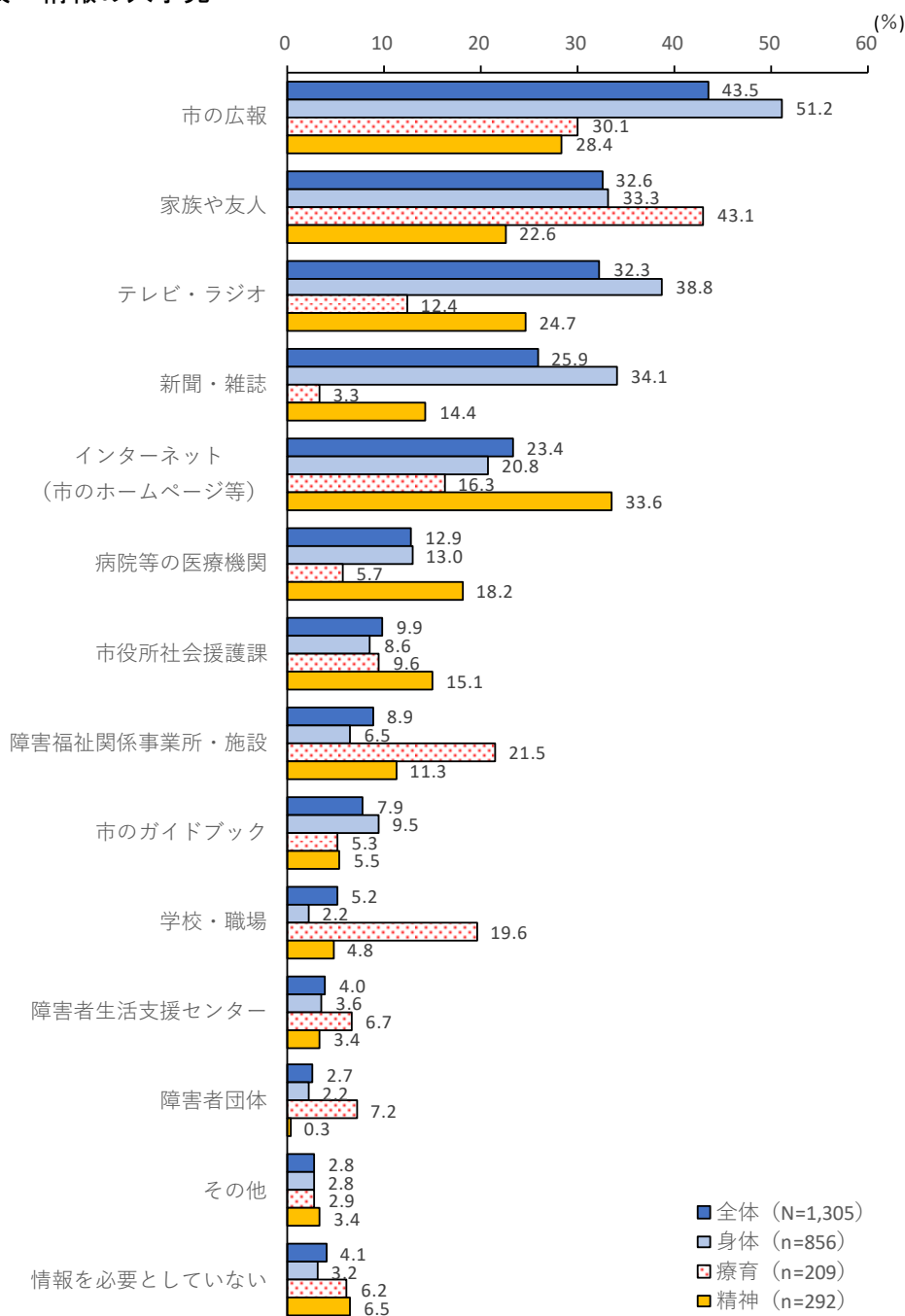


### ⑩情報・コミュニケーション

暮らしの情報や福祉等に関する情報をどこから得ているかについては、全体では「市の広報」が43.5%で最も多く、次いで「家族や友人」(32.6%)、「テレビ・ラジオ」(32.3%)などが続いています。

手帳の種類別に情報の入手先として最も多いものをみると、身体障害者手帳所持者では「市の広報」(51.2%)、療育手帳所持者では「家族や友人」(43.1%)、精神障害者保健福祉手帳所持者では「インターネット(市のホームページ等)」(33.6%)となっています。

図表 情報の入手先

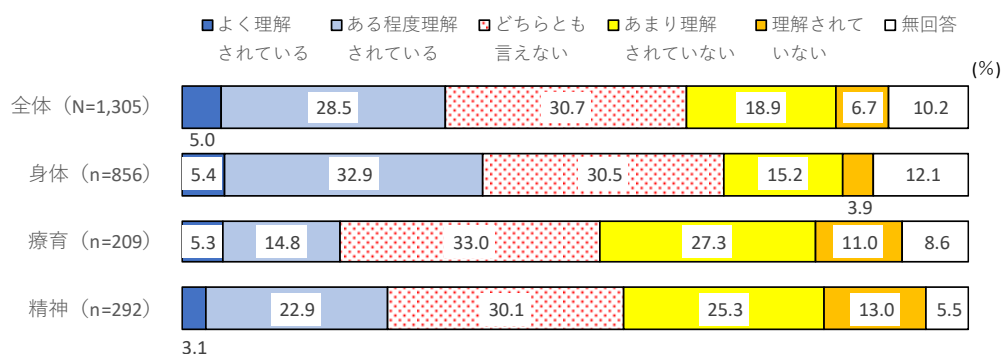


## ⑪障害への理解

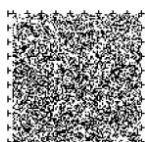
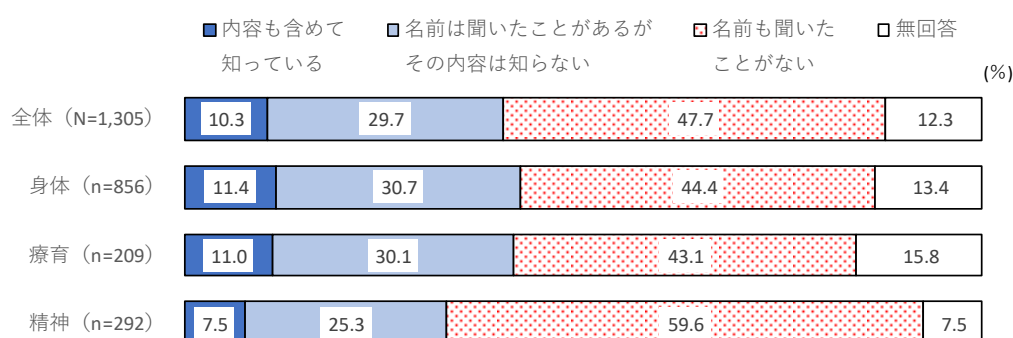
障害者（児）や難病（患者）に対する市民の理解をどう感じているかについては、全体では「よく理解されている」5.0%、「ある程度理解されている」28.5%、「あまり理解されていない」18.9%、「理解されていない」6.7%と、「理解されている」と肯定的に感じている方のほうが「理解されていない」と感じている方より多くなっています。手帳の種類別にみると、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「（よく・ある程度）理解されている」と感じている方より、「（あまり）理解されていない」と感じている方のほうが多くなっています。

障害者に対する不当な差別的取扱いを禁止し、事業者等に合理的配慮の提供を求める障害者差別解消法の認知度は、全体では「内容も含めて知っている」が10.3%、「名前は聞いたことがあるがその内容は知らない」が29.7%にとどまっている一方、「名前も聞いたことがない」は半数近い47.7%を占めています。手帳の種類別では、精神障害者保健福祉手帳所持者で「名前も聞いたことがない」が6割と認知度がより低くなっています。

図表 障害や難病への理解



図表 障害者差別解消法の認知度

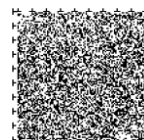
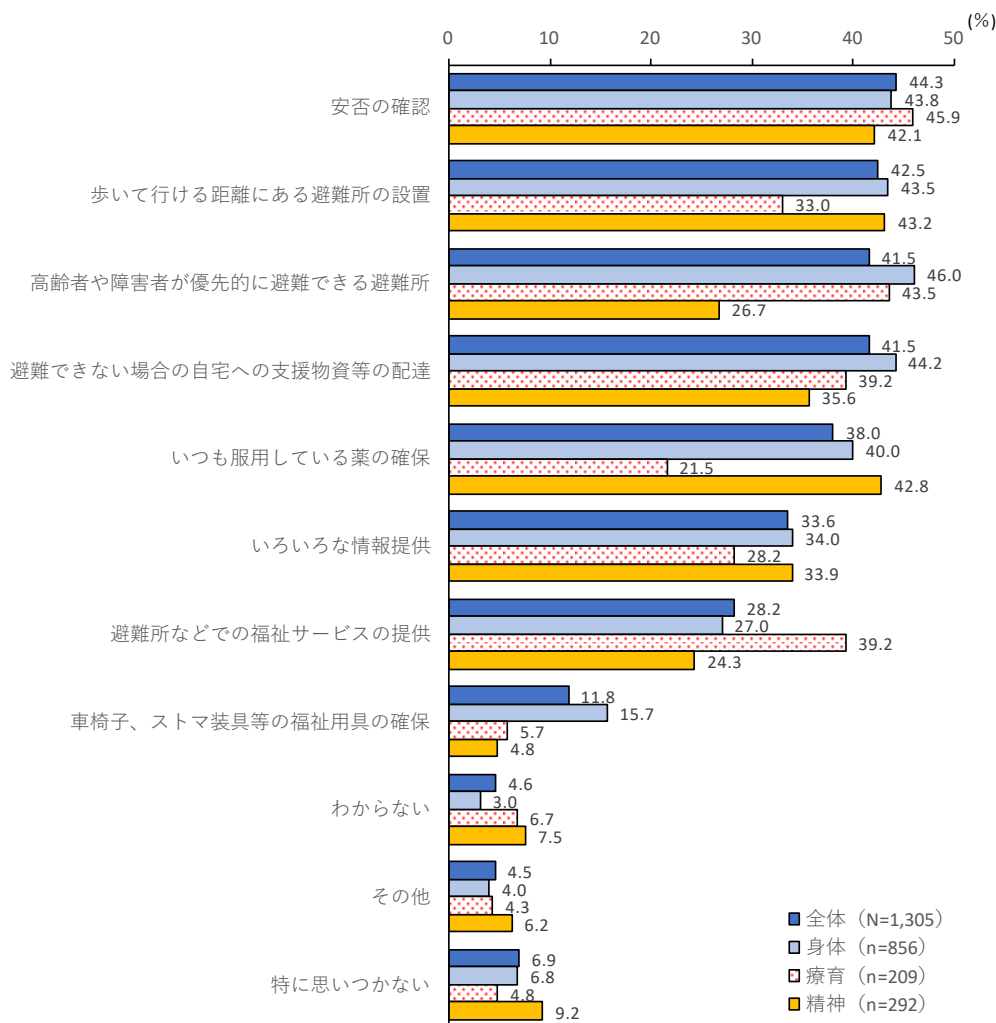


## ⑫災害時の支援

災害時にあったほうがいい支援をみると、全体では「安否の確認」、「歩いて行ける距離にある避難所の設置」、「高齢者や障害者が優先的に避難できる避難所」、「避難できない場合の自宅への支援物資等の配達」との回答が40%以上となっています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「いつも服用している薬の確保」も40%以上と多くなっていますが、療育手帳所持者では「避難所などでの福祉サービスの提供」が40%近くで比較的多くなっています。

図表 災害時にあったほうがいい支援



## 6 障害者団体等へのヒアリング調査結果

---

### (1) 調査概要

#### a 調査の目的

市内の障害者団体及び障害福祉サービス事業者に直接意見を聴くことで、障害者を取り巻く環境、ニーズを把握し、今後必要となるサービス量や基盤整備等を計画に十分反映させることを目的とする。

#### b 調査対象

- ①和光市心身障害児・者を守る会
- ②和光市身体障害者福祉会
- ③和光市精神障害者家族会耀の会
- ④和光つばさ会
- ⑤市内障害福祉サービス事業者（回答事業者数：32 事業者）

### (2) 調査時期

令和2年11月24日～12月9日

### (3) 調査方法

メール等によるアンケート調査

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面でのヒアリング調査は行わない。

### (4) 調査項目

#### a 障害者団体

和光市に必要と考える障害福祉サービス、現状困っていること、その他意見

#### b 障害福祉サービス事業者

和光市に必要と考える障害福祉サービス、和光市の障害サービス拡大に当たり参入の意向、その他意見

### (5) 調査結果概要

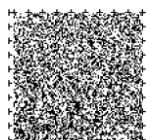
#### a 障害者団体

##### ①和光市に必要と考える障害福祉サービス

- ・共同生活援助（グループホーム）、生活介護、短期入所、就労継続支援A型、就労継続支援B型

##### ②現状困っていること、その他意見

- ・放課後等デイサービスを利用していた方が18歳になり、障害福祉サービスに移行したとしても、急に一人で夕方の時間を過ごせる状況ではないため、障害者の現状に沿った支援が欲しい。



- 和光市内にグループホームが増え、短期入所を利用することができれば、体験する機会が増えるため、将来の選択肢が広がるのではないかと。
- 和光市内に女性用のグループホームを開設して欲しい。また、入居費用の負担が大きい。
- 障害者団体の会員も高齢化が進み、会員数も減少している。また、障害者団体の周知方法が困難である。
- プールやジム等、リハビリ施設の充実。
- 交通手段として、タクシー券やバスの路線等を見直してほしい。

## b 障害福祉サービス事業者

### ①和光市に必要と考える障害福祉サービス

【障害者】共同生活援助（8事業者）、就労継続支援A型（5事業者）、就労継続支援B型（4事業者）、居宅介護（4事業者）、生活介護（3事業者）、短期入所（3事業者）、就労移行支援（2事業者）、重度訪問介護（2事業者）、同行援護（2事業者）、相談支援（2事業者）

【障害児】相談支援（2事業者）、児童発達支援（1事業者）※医療的ケアに対応できる事業者

【地域生活支援事業】生活サポート事業（3事業者）、移動支援（2事業者）

【その他】地域活動支援センター（2事業者）

※（ ）内の数字は、回答事業者数です。



## 第3章 計画の基本理念・方針

### 1 基本理念

#### 「誰もが自立した生活と社会参加ができる —地域共生社会の実現を目指して—」

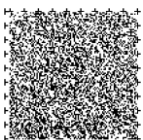
第五次障害者計画及び第5期障害福祉計画（以下「前期計画」という。）においては、地域包括ケアシステムの発展・強化と共生社会実現を推進するため、「地域包括ケアシステムの機能強化による、共生社会の推進」を基本理念としてきました。

和光市では、前期計画に基づいた障害者施策を展開し、実態調査等により障害者を取り巻く地域の現状・課題を把握すると同時に、コミュニティケア会議において個々の抱える課題を解決するための個別マネジメントを徹底することで、包括的な支援を実施してきました。また、障害者の権利擁護<sup>\*</sup>に関しては、和光市権利擁護センターを発足させ、ケアマネジメント<sup>\*</sup>に権利擁護を含めることで、権利擁護を必要とする障害者が、その必要性に応じて成年後見制度<sup>\*</sup>等を利用できる体制の整備を行ってきました。

一方、障害者手帳所持者の全体的な高齢化が進行する中で、介護サービス基盤を活用して障害福祉サービスを提供する新たな共生型サービス基盤の整備や、増加する精神障害者に対応するための地域への移行支援や中間住宅等の整備、児童発達障害に対応した支援拠点の整備等、現在の地域課題を踏まえた、より一層充実した施策の展開が求められています。

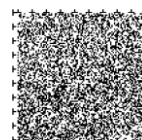
こうした中で策定された第五次総合振興計画の基本構想は、和光市全体の今後の将来像や目標の方向性を示すものですが、障害のある方や生活に困窮している方を対象とした施策の目標像として、「誰もが自立した生活と社会参加ができる」（目標像7）を掲げています。その中では、具体的に目指す姿として、「障害者が社会参加や就労ができる」、「障害者が生活をする中で困らない」、「経済的に困っている人が将来への希望を持てる」が示されています。

これらのことを踏まえ、本計画においては、前期計画において進めてきた「地域包括ケアシステムの機能強化による、共生社会の推進」の考え方を継承しつつ、地域共生社会の実現を目指して「誰もが自立した生活と社会参加ができる—地域共生社会の実現を目指して—」を基本理念とします。



## 2 基本方針

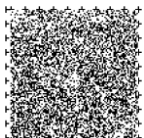
- (1) 障害者の生活課題を解決するケアマネジメント体制の充実と、保健医療との連携を念頭に置いた、地域における生活の維持・継続のための支援及びサービス提供基盤整備の推進
- (2) 障害者の就労、職業訓練から就労定着に至るまでの支援と雇用確保に向けた取組の強化
- (3) 障害児（医療的ケア児<sup>\*</sup>）に対する適切なサービス提供と教育及び保健医療が連動した支援による社会参加の促進
- (4) 地域共生社会の実現に向け、地域を基盤とした医療・福祉・保健の包括的支援体制を公・民・学の協働により構築
- (5) 障害者差別や虐待の防止及び権利擁護や成年後見制度の利用促進による障害者の尊厳保持とQOL<sup>\*</sup>の向上



# 第4章 施策の展開

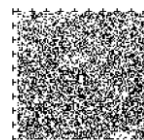
## 1 施策体系

地域における自立生活支援	<b>(1) 地域生活支援</b>	
	①包括的相談支援体制の整備【P.36】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態調査等の実施</li> <li>・断らない相談体制の構築</li> <li>・継続的な支援体制の構築</li> <li>・難病患者に対する障害福祉サービスの周知</li> <li>・情報提供の充実</li> <li>・指定相談支援事業者への委託</li> </ul>
	②日常生活支援【P.36】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅における訪問サービスの充実</li> <li>・外出支援サービスの充実</li> <li>・補装具・日常生活用具等の給付</li> <li>・生活サポート事業の支援の継続</li> <li>・家族支援</li> </ul>
	③保健医療サービス【P.37】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健予防や症状の悪化を防ぐリハビリテーションの充実</li> <li>・一人ひとりの状態に合わせた保健医療サービスの情報提供</li> </ul>
	<b>(2) 住まいの確保と整備</b>	
	①自立して生活できる住まいの確保【P.38】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者居住確保の支援</li> <li>・住宅改修支援</li> <li>・在宅生活に戻るための中間住宅の整備</li> </ul>
	<b>(3) 地域移行に伴う環境の整備</b>	
	①地域移行に伴う環境の整備【P.38】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、施設等と地域をつなぐ仕組みの構築</li> <li>・自立を支えるNPO法人の育成</li> <li>・在宅生活に戻るための中間住宅の整備</li> </ul>
	<b>(4) 在宅生活における福祉施設の整備</b>	
	①通所施設等の基盤整備【P.39】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校等の卒業後の日中活動支援</li> <li>・一人ひとりの状態に合わせた日中活動支援の充実</li> <li>・訪問サービスの充実</li> </ul>
	<b>(5) 防災体制の整備</b>	
	①防災体制の整備【P.39】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・避難体制の整備</li> <li>・避難所の整備</li> </ul>





障害者の社会参加支援	<b>(1) 学習環境の整備</b>		
	①支援を要する児童への教育の充実【P.40】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある児童・生徒の学校内における相談等支援体制の整備</li> <li>・障害のある児童・生徒の家族に対する支援</li> <li>・福祉教育の充実</li> </ul>	
	<b>(2) 就労支援</b>		
	①就労支援の促進【P.40】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援機能の強化</li> <li>・就労移行及び継続支援</li> <li>・特別支援学校等の卒業後の就労支援</li> </ul>	
	<b>(3) 社会参加の促進</b>		
	①さまざまな活動への参加促進【P.41】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会貢献バックアップ事業の構築</li> <li>・スポーツ・社会教育・文化活動等の推進</li> <li>・会議等への障害者の参加</li> <li>・特別支援学校等の卒業後の社会参加</li> </ul>	
	<b>(4) まちづくり推進</b>		
	①建築物等のバリアフリー化【P.41】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハード面のバリアフリーの推進</li> </ul>	
	②情報のバリアフリー化【P.41】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報のバリアフリーの推進</li> </ul>	
	包括的な支援体制の整備	<b>(1) 地域福祉推進の基盤づくり</b>	
		①推進体制の整備【P.42】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの機能化</li> </ul>
		②包括的相談支援体制の整備【P.42】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断らない相談体制の構築</li> <li>・継続的な支援体制の構築</li> </ul>
③障害福祉サービスと医療の連携【P.42】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービスと医療の連携強化</li> </ul>	
④交流活動の促進【P.42】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流機会の拡大</li> </ul>	
<b>(2) 福祉コミュニティの創造</b>			
①意識のバリアフリー化【P.43】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発・広報活動の促進</li> <li>・福祉教育の充実</li> </ul>	
②ボランティア活動等の支援【P.43】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動等の支援</li> </ul>	
<b>(3) 障害者差別解消と権利擁護</b>			
①障害者差別解消の推進【P.43】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消に向けた取組</li> </ul>	
②権利擁護の推進【P.43】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止と権利擁護の充実</li> <li>・意思決定支援</li> <li>・成年後見制度の利用促進</li> </ul>	



## 2 地域における自立生活支援

---

### (1) 地域生活支援

#### ①包括的相談支援体制の整備

障害種別やその属性に関わらず、障害者一人ひとりの生活課題を解決するため、断らない相談支援を行える拠点等を各生活圏域に展開するとともに、継続的な支援体制を構築します。

##### 【実態調査等の実施】

- ・障害者に係る地域課題を把握・分析し、必要サービス及び必要サービス供給量を算出する際の参考資料とするためのニーズ調査を実施（継）
- ・課題把握に資する障害者団体に対するヒアリングの実施（継）
- ・課題把握に資する障害福祉サービス事業者に対するヒアリングの実施（継）

##### 【断らない相談体制の構築】

- ・日常生活圏域毎の相談窓口において、障害種別や年齢、障害者自身の属性や家族構成、経済状況など、障害者を取り巻く環境に関わらず、障害者が包括的に相談をすることができる体制の構築（強化）

##### 【継続的な支援体制の構築】

- ・単独の支援機関では対応が難しく、複数の支援機関による支援が必要な障害者に対し、継続的に関わり、それぞれの支援機関の役割分担や支援の方向性を調整することができる体制の構築（新規）

##### 【難病患者に対する障害福祉サービスの周知】

- ・難病患者を把握することによる対象者へのサービス周知（保健所との情報共有）（継）

##### 【情報提供の充実】

- ・個別マネジメントにおけるサービス利用者に対する必要な情報の提供（継）
- ・ニーズ調査時・手帳更新時における利用可能なサービス情報の提供（継）

##### 【指定相談支援事業者への委託】

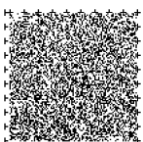
- ・ニーズ調査等による市の障害者の課題を踏まえた基盤整備の実施（継）  
（各圏域ごとに地域生活支援センターへ委託）（74 ページ参照）

#### ②日常生活支援

障害者が地域で自立した生活を続けるため、居宅における訪問サービスや日中活動支援のための通所サービス、移動支援等を充実させます。併せて、障害者家族の支援体制を整備します。

##### 【居宅における訪問サービスの充実】

- ・障害者の在宅生活を支援するため、個人へのアセスメントに基づく支援計画を作成し、自立支援・介護予防・重症化予防の観点から訪問系サービスを提供（継）  
⇒居宅介護、同行援護（48 ページ以降参照）



**【外出支援サービスの充実】**

- ・その人らしく地域で社会参加をしていくため、外出支援サービスの充実（継）  
⇒移動支援事業（77 ページ参照）

**【補装具・日常生活用具等の給付】**

- ・個人の障害状態に合わせた介護予防に資する補装具・日常生活用具等の交付・修理（継）  
⇒日常生活用具給付等事業（76 ページ参照）

**【生活サポート事業の支援の継続】**

- ・障害者や障害者家族に対して、その必要性に応じた生活サポート事業の継続（継）  
⇒生活サポート事業（80 ページ参照）

**【家族支援】**

- ・障害者家族に対する相談支援の充実（継）  
⇒相談支援事業（74 ページ参照）
- ・家族の介護負担の重度化を防ぐ情報提供・アウトリーチ\*事業の実施（継）  
⇒短期入所（61 ページ参照）、日中一時支援事業（78 ページ参照）
- ・世帯支援として、障害者家族の介護負担軽減のため、一時支援事業の拡充（強化）  
⇒短期入所（61 ページ参照）、日中一時支援事業（78 ページ参照）

**③保健医療サービス**

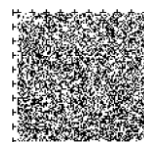
障害者の機能・能力・社会的生活の回復や促進を目的とするリハビリテーションを日常生活圏域内に整備する。また、身体障害、高次脳機能障害を含む精神障害者等が自立した生活を継続するために、対象者を早期に発見し、一人ひとりの状態に合わせた医療・保健サービスの提供を行います。

**【保健予防や症状の悪化を防ぐリハビリテーションの充実】**

- ・障害者の機能・能力・社会的生活の回復や促進を目的とするリハビリテーション施設の日常生活圏域内における整備（重点・継）  
⇒自立訓練（54 ページ、55 ページ参照）
- ・訪問リハビリテーションの整備・通所リハビリテーションを可能とする移動支援の整備（重点・継）

**【一人ひとりの状態に合わせた保健医療サービスの情報提供】**

- ・個別マネジメントにおけるサービス利用者に対する必要な保健利用サービスや補助制度情報の提供（継）
- ・障害者の適正医療受診を推進するため、各種医療費助成の継続（継）
- ・障害者の健康維持・増進・疾病予防のため、健康審査や訪問指導の拡充（継）  
⇒食の自立支援事業（81 ページ参照）



## (2) 住まいの確保と整備

### ①自立して生活できる住まいの確保

グループホーム<sup>\*</sup>の基盤整備や住宅改修の支援により、生活の基盤として、自立して生活できる住まいを確保します。

#### 【障害者居住確保の支援】

- ・需要量と供給量に応じたグループホーム等のサービス提供基盤の整備（重点・継）  
⇒共同生活援助（62 ページ参照）
- ・障害者の自立支援を目標とした自立と生活基盤の確立ができる住まいのマネジメント（継）  
⇒障害者グループホーム等入居家賃助成費補助金（83 ページ参照）

#### 【住宅改修支援】

- ・個別マネジメントにおける一人ひとりの状況に合わせた暮らしやすい住宅にするための障害福祉や介護保険等の助成制度の調整（継）  
⇒日常生活用具給付等事業（76 ページ参照）、重度身体障害者居宅改善整備費補助金交付事業（82 ページ参照）

#### 【在宅生活に戻るための中間住宅の整備】

- ・施設や長期入院から在宅生活へ移行する際の生活を送りながら地域生活訓練を行う中間住宅の整備（継）  
⇒共同生活援助（62 ページ参照）

## (3) 地域移行に伴う環境の整備

### ①地域移行に伴う環境の整備

障害者が円滑に地域移行できるように、地域における支援体制の整備を行います。

#### 【病院、施設等と地域をつなぐ仕組みの構築】

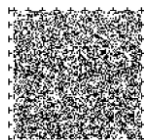
- ・地域移行・地域定着支援事業の推進（変更）  
⇒地域相談支援、自立生活援助（64 ページ～参照）

#### 【自立を支えるNPO 法人の育成】

- ・施設・病院と地域をつなぐ場を担う、NPO 法人やサポーターの育成（継）

#### 【在宅生活に戻るための中間住宅の整備】（再掲）

- ・2－（2）－①「在宅生活に戻るための中間住宅の整備」（38 ページ参照）



## (4) 在宅生活における福祉施設の整備

### ①通所施設等の基盤整備

障害者が日中の生活支援を受けながら、自立や社会貢献に向けた活動支援を行う通所施設について、基盤整備を行います。

#### 【特別支援学校等の卒業後の日中活動支援】

- ・特別支援学校卒業後の進路において、障害者の選択可能な社会資源が限られているため、サービス基盤整備による選択肢の拡充及び進路支援（重点・継）  
⇒生活介護、就労移行支援、就労継続支援（53 ページ～参照）

#### 【一人ひとりの状態に合わせた日中活動支援の充実】

- ・障害者一人ひとりの障害種別や程度、ライフステージ<sup>\*</sup>に合わせた日中活動支援事業の展開（継）  
⇒生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（53 ページ～参照）

#### 【訪問サービスの充実】

- ・2-（1）-②「居宅における訪問サービスの充実」（36 ページ参照）

## (5) 防災体制の整備

### ①防災体制の整備

災害時に障害者の安全が確保されるように、防災体制や避難所の整備を行います。

#### 【防災・避難体制の整備】

- ・一定以上の障害者で、災害時等に一人で避難できない方に対する避難行動要支援者<sup>\*</sup>の支援体制を構築（重点・継）
- ・地域支えあいマップ等の拡充による地域と障害者とのつながりを強化（継）
- ・障害者が緊急時に安全に避難できるようにするため、一人ひとりの状態に合わせた個別避難計画を作成（重点・継）
- ・障害者の災害時における安全を確保するため、相談支援と災害避難を想定した個別支援計画の連動（継）

#### 【避難所の整備】

- ・障害者の避難行動を円滑に進めるため、避難所設備情報の障害者に対する周知（継）
- ・避難所における障害者の支援体制の構築（継）



### 3 障害者の社会参加支援

---

#### (1) 学習環境の整備

##### ① 支援を要する児童への教育の充実

障害のある児童・生徒の学校内における相談等支援体制の整備、障害のある児童・生徒の家族に対する支援に取り組む等、福祉教育を充実させます。

##### 【障害のある児童・生徒の学校内における相談等支援体制の整備】

- ・ 障害のある児童・生徒が保育施設や学校の中で一人ひとりの状態に合わせた療育・教育を適切に提供するため、相談支援及びサービスの整備（継）  
⇒障害児支援（67 ページ～参照）
- ・ 聴覚障害児を対象とした特別支援学級の整備（継）  
⇒平成30年度より本町小学校に整備
- ・ 児童発達支援センターの整備（新）  
⇒広沢国有地を利用した整備

##### 【障害のある児童・生徒の家族に対する支援】

- ・ 障害者の家族が障害を受け止める支援や適切な養育方法を身につけるための支援を実施（継）

##### 【福祉教育の充実】

- ・ 副読本等の活用による障害者理解を深める事業の実施（継）
- ・ 車椅子体験やガイドヘルプ体験等、障害体験を通じた障害者理解の促進（継）
- ・ 「あいサポーター<sup>\*</sup>」の推進による企業等における障害者理解の促進（継）  
⇒理解促進研修・啓発事業（73 ページ参照）

#### (2) 就労支援

##### ① 就労支援の促進

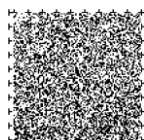
障害者が地域で自立して生活する基盤を確立するため、職の確保やマッチング、就労定着に向けた伴走型支援を実施します。

##### 【就労支援機能の強化】

- ・ 障害者一人ひとりの状態に合わせた就労形態を支援するため、多様な業務形態の市内企業等における雇用の確保及び在宅でも就労可能な仕事の確保（継）
- ・ 障害者一人ひとりの特性に合わせた雇用先や仕事内容におけるマッチングやマネジメントを含めた支援の実施（継）
- ・ 希望する職に就く又は内定した職に定着するため、その職に特化したジョブコーチ<sup>\*</sup>の実施（継）

##### 【就労移行及び継続支援】

- ・ 障害者が仕事に定着するため、就労後のフォロー体制の構築（継）  
⇒就労定着支援（59 ページ参照）
- ・ 就労定着について、伴走型で支援を行うNPO法人等の育成（継）  
⇒就労支援センターのあり方の検討
- ・ 就労可能な障害者に対する積極的な就労移行支援等のマネジメントの実施（継）



**【特別支援学校等の卒業後の就労支援】**

- ・ 2-（4）-①「特別支援学校卒業後の日中活動支援」（39 ページ参照）

**（3）社会参加の促進****①さまざまな活動への参加促進**

障害者が積極的に社会貢献できるように、障害者を支える仕組みを作ります。また、障害者の生活の質の向上や自己実現をできるきっかけづくりとしてスポーツ、社会教育活動等に参加できる機会を創出します。

**【社会貢献バックアップ事業の構築】**

- ・ 障害の程度や年齢、健康上の理由等で就労困難な方が就労以外の社会貢献を行うための制度や体制づくり（継）

**【スポーツ・社会教育・文化活動等の推進】**

- ・ 障害者の生活の質の向上や仲間づくり、自己実現をサポートするため、スポーツや社会教育、文化活動に参加できる体制の整備（継）  
⇒社会参加支援事業（79 ページ参照）

**【会議等への障害者の参加】**

- ・ 障害者の生の声を政策に活かすため、市の様々な会議等へ参加機会の創出（継）

**【特別支援学校卒業後の社会参加】**

- ・ 2-（4）-①「特別支援学校卒業後の日中活動支援」（39 ページ参照）

**（4）まちづくりの推進****①建築物等のバリアフリー化**

福祉の街づくり推進のため、建築物や歩道等、バリアフリーの整備を進めます。

**【ハード面のバリアフリーの推進】**

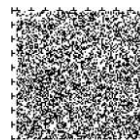
- ・ 障害者の外出時における困難を解消するため、公共施設や建築物等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン\*化の促進（継）

**②情報のバリアフリー化**

障害者の障害の状態に合わせた情報の提供及び日常生活を送るためのコミュニケーション確保の手段として、日常生活用具の給付や声の広報の発行、意思疎通支援事業を充実させます。

**【情報のバリアフリーの推進】**

- ・ 2-（1）-①「情報提供の充実」（36 ページ参照）
- ・ 広報誌について、「声の広報わこう」の配布を継続（継）
- ・ 聴覚・言語機能障害の障害者へ日常生活を支援するため、手話奉仕員養成講座の実施及び手話通訳者の公共施設内設置を検討（継）  
⇒意思疎通支援事業（75 ページ参照）、手話奉仕員養成研修事業（76 ページ参照）





## 4 包括的な支援体制の整備

---

### (1) 地域福祉推進の基盤づくり

#### ①推進体制の整備

前期計画において進めてきた「地域包括ケアの構築」を発展・強化し、地域共生社会の実現を図るため、地域包括ケアシステムの機能強化による地域福祉の推進体制を整備します。

##### 【地域包括ケアシステムの機能化】

- ・ 障害者やその家族を包括的に支援するため、地域包括ケアシステムの機能化による障害者一人ひとりの生活課題の解決を推進（強化）

#### ②包括的相談支援体制の整備

障害種別やその属性に関わらず、障害者等に係る一人ひとりの生活課題を解決するため、複雑かつ複合的な相談に対応し、断らない相談支援を行える拠点等を各生活圏域に展開し、継続的な支援体制を構築します。

##### 【断らない相談体制の構築】（再掲）

- ・ 2－（1）－①「断らない相談体制の構築」（36 ページ参照）

##### 【継続的な支援体制の構築】（再掲）

- ・ 2－（1）－①「継続的な支援体制の構築」（36 ページ参照）

#### ③障害福祉サービスと医療の連携

より効果的な地域包括ケアシステムを構築するため、広域レベルでの医療と障害福祉サービスの連携が必要であることから、障害者一人ひとりの状態に合わせた健康づくりを支援するために障害福祉サービスと医療の連携強化を推進します。

##### 【障害福祉サービスと医療の連携強化】

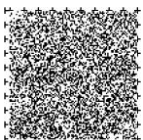
- ・ 障害者一人ひとりの生活習慣病予防を含めた健康づくりを支援し、医療から地域生活への円滑な移行促進を図るため、包括的マネジメントによる医療との連携強化（強化）

#### ④交流活動の促進

障害者の地域での生活がより豊かで充実したものとなるように、障害に関わらず、子どもから高齢者まで多くの市民が交流を図り、相互理解できる機会の促進を図ります。

##### 【交流機会の拡大】

- ・ 互助活動を推進していくため、障害者と健常者との交流機会の提供及び相互理解の促進（継）  
⇒社会参加支援事業（79 ページ参照）
- ・ 地域の課題を自分たちの課題として受け止め、自助・互助を進めるため、地区社会福祉協議会の設立、運営を支援（新）





## (2) 福祉コミュニティの創造

### ①意識のバリアフリー化

すべての人が障害や難病に対する正しい理解を深めるため、福祉教育の充実を図り、啓発・広報活動を促進します。

#### 【啓発・広報活動の促進】

市民が障害や難病に対する正しい理解を深めるため、障害に対する講座等の開催や障害者週間を通じた継続的な普及・啓発活動の実施（継）

#### 【福祉教育の充実】（再掲）

3-（1）-①「福祉教育の充実」（40 ページ参照）

### ②ボランティア活動等の支援

障害者の地域生活を支援するためにボランティア活動等支援を行い、ボランティアの育成・確保を推進します。

#### 【ボランティア活動等の支援】

- ・障害者の地域生活を支援するため、ボランティア連絡会等との連携及びボランティアの育成・確保（継）
- ・企業等を含めたあいサポーターを養成する仕組みの構築（継）  
⇒理解促進研修・啓発事業（73 ページ参照）

## (3) 障害者差別解消と権利擁護

### ①障害者差別解消の推進

障害を理由とした差別解消に向けた取組を推進します。

#### 【障害者差別解消に向けた取組】

障害を理由とした差別の禁止や合理的配慮の取組を推進して、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指します。

### ②権利擁護の推進

障害者に対する虐待防止及び障害者の権利擁護に取り組むとともに、成年後見制度の利用促進を図ります。

#### 【虐待防止と権利擁護の充実】

- ・障害者に対するあらゆる形の虐待防止及び日常生活に制限のある障害者の権利擁護に対する取組の充実（継） ⇒相談支援事業（74 ページ参照）

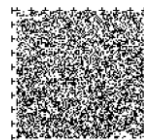
#### 【意思決定支援】

- ・意思疎通などに支援が必要な障害者の意思決定を支援（継）  
⇒意思疎通支援事業（75 ページ参照）

#### 【成年後見制度の利用促進※】

- ・成年後見制度利用促進基本計画に基づいた制度利用の促進に向けた取組（継）  
⇒成年後見制度利用支援事業（74 ページ参照）  
成年後見制度法人後見支援事業（75 ページ参照）

※成年後見制度の利用促進については、第8章成年後見利用促進基本計画(84 ページ)に記載。



## 第5章 計画の成果目標

### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

---

#### 【国の基本指針】

- 地域移行者数は、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上とすることを基本とする。
- 施設入所者数は、令和5年度末の施設入所者数を令和2年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

#### 【市の考え方】

- 国の指針に示された考え方及び本市の現状を踏まえ、福祉施設入所者の地域生活への移行に向けて取り組みます。

### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

---

#### 【市の考え方】

- 成果目標は県の計画で設定しているため、市としては、県との連携により、県の成果目標達成に向けて取り組みます。

### 3 地域生活支援拠点等の機能の充実

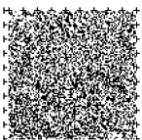
---

#### 【国の基本指針】

- 令和5年度末までに各市町村に1つ以上の地域生活支援拠点を確保する。
- その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討する。

#### 【市の考え方】

- 和光市内で「相談支援」を行う各地域生活支援センター、「体験の場」を提供するグループホームや通所施設、「緊急時の受入」に対応する短期入所施設等、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」で拠点を確保し、機能の充実を行っていきます。



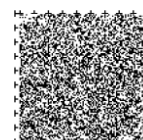
## 4 福祉施設から一般就労への移行等

### 【国の基本指針】

- 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行う事業）の利用を通じて一般就労に移行する者の数を、令和5年度末までに令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- 具体的には、就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上、就労継続支援B型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上を目指すこととする。
- 就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を7割以上とする。

### 【市の考え方】

- 国の指針に示された考え方及び本市の現状を踏まえ、福祉施設から一般就労への移行に向けて取り組みます。



## 5 障害児支援の提供体制の整備

### (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

#### 【国の基本指針】

- 令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上の児童発達支援センターを設置することを基本とする。
- 児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

#### 【市の考え方】

- 和光市では、令和3年に広沢地区に児童発達支援センターを設置することとしており、既に事業者も決定しています。
- センターは、診療所等で判定を受け療育を行う必要があると認められる未就学児童を対象とした療育を行う通所施設で、障害児やその家族に対する相談業務を行うほか、障害児を預かる施設への指導・助言を併せて行い、将来的な地域の中核的な療育支援施設としての機能を果たすものです。保育所等訪問支援についても、既存の3事業所と合わせ、令和3年度から4か所となります。

#### ■児童発達支援センター設置・保育所等訪問支援実施

項目	令和元年度末（実績）	令和5年度末（目標）
児童発達支援センター設置数	未設置	1か所
保育所等訪問支援	3か所	4か所（令和3年度～）

### (2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

#### 【国の基本指針】

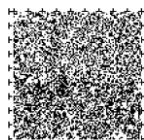
- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

#### 【市の考え方】

- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所確保します。

#### ■主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所

項目	令和元年度末（実績）	令和5年度末（目標）
児童発達支援事業所	未整備	1事業所
放課後等デイサービス事業所	未整備	1事業所



**(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーター配置****【国の基本指針】**

- 令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

**【市の考え方】**

- 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目指します。

**6 相談支援体制の充実・強化等****【国の基本指針】**

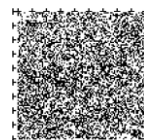
- 令和5年度末までに、各市町村において総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制を強化する体制を確保することを基本とする。

**【市の考え方】**

- 和光市では、平成30年度に統合型地域包括支援センターを整備しており、福祉分野、障害種別に限定されない福祉横断的な相談支援体制を構築しています。

**■総合的・専門的な相談支援の実施等**

項目	令和元年度末（実績）	令和5年度末（目標）
総合的・専門的な相談支援の実施	実施済み	実施済み
相談支援体制を強化する体制の確保	実施済み	実施済み

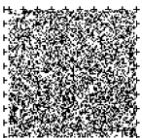


# 第6章 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

## 1 訪問系サービス

### (1) 居宅介護

サービス内容	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。						
利用者像	障害支援区分が区分1以上(障害児にあってはこれに相当する心身の状態)である人						
現状評価	平成30年度から令和2年度まで、利用人数はほぼ横ばいで推移しています。 現在、市内に居宅介護の事業所が10事業所あります。						
サービス見込量	利用人数は横ばい傾向にありますが、利用ニーズが高いため、サービス量の増加を見込みます。 また、ニーズ調査や障害者団体、障害福祉サービス事業者のヒアリング結果から事業所が不足しているため、地域包括ケアにおける高齢者と障害者の共生型サービス事業所を視野に基盤整備を進めます。また、ヘルパーの養成にも取り組みます。						
		第5期(実績・見込)			第6期(計画)		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数(人/月)	107	108	99	101	104	110	
利用時間(時間/月)	1,085	1,000	835	929	967	1,045	



(2) 重度訪問介護

サービス内容	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。					
利用者像	障害支援区分が区分4以上であって、次のいずれにも該当する人 ① 二肢以上に麻痺等があること。 ② 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。 障害支援区分が区分4以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の割合）である人					
現状評価	令和2年度現在、利用者は4名です。 現在、市内に重度訪問介護の事業所が10事業所あります。					
サービス見込量	利用人数が微増傾向にあり、潜在的なサービス利用対象者も微増しているため、サービス量の微増を見込みます。 また、利用ニーズは増していますが、長時間のサービス提供が可能な事業所は限られるため、今後は事業所の基盤整備を検討していきます。					
	第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数 (人/月)	2	3	4	4	5	5
利用時間 (時間/月)	431	436	517	540	660	660

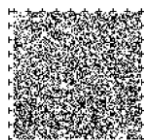
第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
第8章  
第9章





### (3) 同行援護

サービス内容	視覚障害により、移動に著しい困難がある人に、外出の際に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつや食事などの介護など必要な援助を行います。																																
利用者像	<p>同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の人</p> <p>※ 障害支援区分の認定を必要としないものとする。</p> <p>なお、一定の障害支援区分等の要件を満たす場合、サービス費の加算対象となる。</p>																																
現状評価	<p>平成30年度から令和2年度まで、利用人数はほぼ横ばいで推移しています。</p> <p>現在、市内に同行援護の事業所が6事業所あります。</p>																																
サービス見込量	<p>利用人数、利用時間ともにほぼ横ばい傾向にありますが、利用ニーズを考慮してサービス量の増加を見込みます。また、ニーズ調査や障害者団体、障害福祉サービス事業者のヒアリング結果から事業所が不足しているため、今後は事業所の基盤整備を検討していきます。</p> <table border="1" data-bbox="411 1014 1433 1256"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第5期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第6期（計画）</th> </tr> <tr> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用人数 (人/月)</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>25</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>利用時間 (時間/月)</td> <td>230</td> <td>244</td> <td>223</td> <td>231</td> <td>260</td> <td>284</td> </tr> </tbody> </table>							第5期（実績・見込）			第6期（計画）			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	利用人数 (人/月)	25	25	21	22	25	27	利用時間 (時間/月)	230	244	223	231	260	284
	第5期（実績・見込）			第6期（計画）																													
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																											
利用人数 (人/月)	25	25	21	22	25	27																											
利用時間 (時間/月)	230	244	223	231	260	284																											





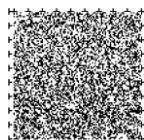
## (4) 行動援護

サービス内容	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者や障害児で常時介護を要する人に、行動するときの危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事などの介護、その他行動する際に必要な援助を行います。					
利用者像	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人で、障害支援区分3以上であり、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の割合）である人					
現状評価	令和2年度現在、利用者は3名です。 なお、市内に行動援護を実施している事業所はありません。					
サービス見込量	令和2年度現在、共同生活援助利用者等で3名の利用者があり、継続利用が見込まれるため、今後も同程度で見込みます。					
	第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数 (人/月)	2	3	3	3	3	4
利用時間 (時間/月)	15	15	4	21	21	26



## (5) 重度障害者等包括支援

サービス内容	常時介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。						
利用者像	障害支援区分6（障害児にあっては区分6に相当する支援の度合）で、意思の疎通に著しい困難を伴う人であって、次のいずれかに該当する人（主たる対象）						
	類 型			状態像			
	重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する人	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・筋ジストロフィー</li> <li>・脊椎損傷</li> <li>・筋萎縮性側索硬化症（ALS）</li> <li>・遷延性意識障害等</li> </ul>			
	障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型）	最重度知的障害者（Ⅱ類型）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・重症心身障害者等</li> <li>・強度行動障害等</li> </ul>			
現状評価	令和2年度現在、利用者はいません。 なお、市内に重度障害者等包括支援を実施している事業所はありません。						
サービス見込量	利用対象者となる方は、令和2年度現在で約10人程度おり、現状では居宅介護等を組み合わせて対応しています。						
		第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数（人/月）	0	0	0	1	1	1	
利用時間（時間/月）	0	0	0	160	160	160	

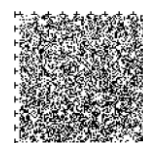


## 2 日中活動系サービス

## (1) 生活介護

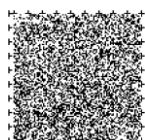
サービス内容	常に介護を必要とする人に、主に昼間に障害者支援施設等で入浴、排せつ及び食事などの介護を提供するとともに、創作的活動又は生産活動の機会などを提供します。						
利用者像	<p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常に介護などの支援が必要な人で、次のいずれかに該当する人</p> <p>① 障害支援区分3（施設へ入所する場合は区分4）以上の人</p> <p>② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（施設へ入所する場合は区分3）以上の人</p>						
現状評価	平成30年度から令和2年度まで、利用者は年々増加しています。現在、市内には、主に身体を対象とする1事業所、主に知的、精神を対象とする2事業所、すわ緑風園の合計4事業所あります。						
サービス見込量	<p>利用人数、利用時間が増加している傾向と、事業所増加による利用者の増加を踏まえたサービス見込み量とします。</p> <p>また、特別支援学校の卒業生等の行き場の選択肢が不足している状況から、令和3年度以降に事業所の基盤整備を行います。</p>						
		第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数 (人/月)	123	126	134	140	148	154	
利用日数 (日/月)	1,844	1,936	2,022	2,086	2,190	2,294	

第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
第8章  
第9章



## (2) 自立訓練（機能訓練）

サービス内容	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために理学療法士や作業療法士から必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援が受けられます。																																
利用者像	<p>地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な人</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人</p> <p>② 特別支援学校を卒業した人で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人</p>																																
現状評価	<p>令和2年度現在、利用者は1名です。</p> <p>市内にサービスを実施している事業所はなく、県内にも埼玉県総合リハビリテーションセンターなど実施している事業所は少数となっています。</p>																																
サービス見込量	<p>利用人数が微増傾向にあるため、サービス量の微増を見込みます。</p> <p>また、障害者のリハビリを行う場が少なく、保健予防や症状の悪化を防ぐためのリハビリテーションの充実を図るために、今後は事業所の基盤整備を検討していきます。</p> <table border="1" data-bbox="395 1070 1439 1301"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第5期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第6期（計画）</th> </tr> <tr> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用人数 (人/月)</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>利用日数 (日/月)</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>21</td> <td>15</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>							第5期（実績・見込）			第6期（計画）			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	利用人数 (人/月)	0	1	1	1	2	2	利用日数 (日/月)	0	2	21	15	30	30
	第5期（実績・見込）			第6期（計画）																													
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																											
利用人数 (人/月)	0	1	1	1	2	2																											
利用日数 (日/月)	0	2	21	15	30	30																											



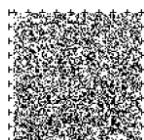
## (3) 自立訓練（生活訓練）

サービス内容	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援が受けられます。																																
利用者像	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人</p> <p>② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人</p>																																
現状評価	<p>令和2年度現在、利用者は6名です。</p> <p>近隣にはサービスを提供している事業所が少ないため、サービスの提供が難しい状況になっています。</p>																																
サービス見込量	<p>利用人数が微増傾向にあるため、サービス量の微増を見込みます。</p> <p>また、障害者の就労支援の前段階の訓練施設として、生活能力の維持・向上を図るために、今後は事業所の基盤整備を検討していきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第5期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第6期（計画）</th> </tr> <tr> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用人数 (人/月)</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>利用日数 (日/月)</td> <td>76</td> <td>82</td> <td>71</td> <td>78</td> <td>96</td> <td>96</td> </tr> </tbody> </table>							第5期（実績・見込）			第6期（計画）			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	利用人数 (人/月)	5	5	6	6	8	8	利用日数 (日/月)	76	82	71	78	96	96
	第5期（実績・見込）			第6期（計画）																													
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																											
利用人数 (人/月)	5	5	6	6	8	8																											
利用日数 (日/月)	76	82	71	78	96	96																											



#### (4) 就労移行支援

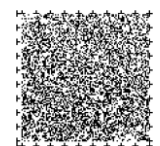
サービス内容	一般就労を希望し、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者に、生産活動、実習、職場探し等の活動を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練及び資格取得を目的とする養成系の訓練を提供します。																																
利用者像	<p>就労を希望する 65 歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人</p> <p>① 単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得や就労先の紹介などの支援が必要な人</p> <p>② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人</p>																																
現状評価	平成 30 年度から令和 2 年度まで、利用者は減少傾向にあります。現在、市内に就労移行支援の事業所が 1 事業所あります。																																
サービス見込量	<p>平成 30 年度から利用人数は微減していますが、障害者雇用の就労者数は伸びている現状と、令和 3 年度以降に事業所の基盤整備を行うため、サービス量の増加を見込みます。</p> <table border="1" data-bbox="395 992 1460 1216"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第5期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第6期（計画）</th> </tr> <tr> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用人数 (人/月)</td> <td>18</td> <td>17</td> <td>14</td> <td>17</td> <td>20</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>利用日数 (日/月)</td> <td>271</td> <td>316</td> <td>268</td> <td>315</td> <td>336</td> <td>379</td> </tr> </tbody> </table>							第5期（実績・見込）			第6期（計画）			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	利用人数 (人/月)	18	17	14	17	20	24	利用日数 (日/月)	271	316	268	315	336	379
	第5期（実績・見込）			第6期（計画）																													
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																											
利用人数 (人/月)	18	17	14	17	20	24																											
利用日数 (日/月)	271	316	268	315	336	379																											



(5) 就労継続支援A型（雇用型）

サービス内容	<p>一般就労が困難な障害者で、雇用契約に基づく就労が可能な人に、利用者 と事業者が雇用関係を結び、就労の機会を提供するとともに、生産活動その 他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供 します。</p>																																
利用者像	<p>企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に 就労することが可能な65歳未満の人</p> <p>① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に関わらなかった人</p> <p>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に関わ らなかった人</p> <p>③ 企業等を離職したなど就労経験のある人で、現に雇用関係がない人</p>																																
現状評価	<p>平成30年度から令和2年度まで、約10人前後の利用者がいます。 雇用契約に基づく就労が可能な利用者が少ないこと、就労継続支援A型 の事業所が少ないことが原因として考えられます。</p>																																
サービス見込量	<p>利用人数は横ばい傾向にありますが、利用ニーズを考慮し、サービス量の 微増を見込みます。</p> <p>また、特別支援学校の卒業生等の行き場の選択肢が不足している状況か ら、今後は事業所の基盤整備を検討していきます。</p> <table border="1" data-bbox="395 1115 1463 1344"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第5期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第6期（計画）</th> </tr> <tr> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用人数 (人/月)</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>利用日数 (日/月)</td> <td>164</td> <td>170</td> <td>132</td> <td>144</td> <td>165</td> <td>189</td> </tr> </tbody> </table>							第5期（実績・見込）			第6期（計画）			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	利用人数 (人/月)	9	11	8	9	10	12	利用日数 (日/月)	164	170	132	144	165	189
	第5期（実績・見込）			第6期（計画）																													
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																											
利用人数 (人/月)	9	11	8	9	10	12																											
利用日数 (日/月)	164	170	132	144	165	189																											

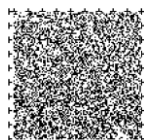
第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
第8章  
第9章





(6) 就労継続支援B型（非雇用型）

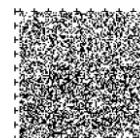
サービス内容	<p>一般企業などでの就労が困難な障害のある人に、通所により就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力が高まった人に対しては一般就労などへの移行に向けた支援を行います。</p>																																
利用者像	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識や能力の向上・維持が期待される人</p> <p>① 就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人</p> <p>② 就労移行支援事業を利用した結果、就労継続支援事業（B型）の利用が適当と判断された人</p> <p>③ 上記①、②に該当しない人で、50歳に達している人又は障害基礎年金1級の受給者</p>																																
現状評価	<p>平成30年度から令和2年度まで、利用者は増加傾向にあります。現在、市内に知的と精神各1事業所、合計2事業所あります。</p>																																
サービス見込量	<p>利用人数が増加傾向にあるため、サービス量の増加を見込みます。また、特別支援学校の卒業生等の行き場の選択肢が不足している状況や、障害者の就労訓練の必要性から、令和3年度以降に事業所の基盤整備を行います。</p> <table border="1" data-bbox="395 1077 1452 1308"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第5期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第6期（計画）</th> </tr> <tr> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用人数 (人/月)</td> <td>86</td> <td>89</td> <td>93</td> <td>96</td> <td>104</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>利用日数 (日/月)</td> <td>1,314</td> <td>1,319</td> <td>1,436</td> <td>1,459</td> <td>1,580</td> <td>1,605</td> </tr> </tbody> </table>							第5期（実績・見込）			第6期（計画）			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	利用人数 (人/月)	86	89	93	96	104	107	利用日数 (日/月)	1,314	1,319	1,436	1,459	1,580	1,605
	第5期（実績・見込）			第6期（計画）																													
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																											
利用人数 (人/月)	86	89	93	96	104	107																											
利用日数 (日/月)	1,314	1,319	1,436	1,459	1,580	1,605																											





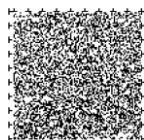
## (7) 就労定着支援

サービス内容	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。						
対象者	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人						
現状評価	令和2年度現在、利用者は7名です。 現在、市内に就労定着支援の事業所が1事業所あります。						
サービス見込量	平成30年度から利用人数が増加傾向にあり、障害者雇用の就労者数も伸びている現状と、令和3年度以降に事業所の基盤整備を行うため、サービス量の増加を見込みます。						
		第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数 (人/月)	2	8	7	8	10	12	



## (8) 療養介護

サービス内容	<p>医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者に、主として昼間に病院・施設において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の支援を行います。</p>																																
利用者像	<p>病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分6の人</li> <li>② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分5以上の人</li> <li>③ 平成24年3月31日時点において重症心身障害児施設に入所していた方又は改正前の児童福祉法に基づく指定医療機関に入院していた方であって、平成24年4月1日以降も指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の人</li> </ul>																																
現状評価	<p>令和2年度現在、利用者は5名です。 市内にサービスを提供している事業所はありません。県内も実施する施設が少なく、今後もサービス提供基盤の整備が難しいことが想定されます。</p>																																
サービス見込量	<p>平成30年度から令和2年度まで、継続で5人の利用者がいます。利用者が限られていること、施設が少ないことから、今後も同程度で見込みます。</p> <table border="1" data-bbox="395 1211 1417 1440"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第5期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第6期（計画）</th> </tr> <tr> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用人数 (人/月)</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>利用日数 (日/月)</td> <td>126</td> <td>124</td> <td>122</td> <td>124</td> <td>144</td> <td>144</td> </tr> </tbody> </table>							第5期（実績・見込）			第6期（計画）			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	利用人数 (人/月)	5	5	5	5	6	6	利用日数 (日/月)	126	124	122	124	144	144
	第5期（実績・見込）			第6期（計画）																													
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																											
利用人数 (人/月)	5	5	5	5	6	6																											
利用日数 (日/月)	126	124	122	124	144	144																											



## (9) 短期入所（ショートステイ）

サービス内容	居宅においてその介護を行う人が病気になったときなどに、施設に短期間入所し、入浴や食事の介護などを行います。																																
利用者像	<p>&lt;福祉型（障害者支援施設等において実施）&gt;</p> <p>① 障害支援区分が区分1以上である障害者</p> <p>② 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児</p> <p>&lt;医療型（病院、診療所、介護老人保護施設において実施）&gt;</p> <p>遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する人及び重症心身障害児・者</p>																																
現状評価	平成30年度から令和2年度まで、利用者は減少傾向にあります。短期入所のサービスは、すわ緑風園やひかりのさと、あさか向陽園などの施設が実施しています。																																
サービス見込量	<p>利用人数は微減傾向となっています。市内にある事業所は4事業所（空床利用含む）であり、受け入れる事業所が少ない実態がありますが、利用ニーズを考慮して、サービス量の微増を見込みます。</p> <p>また、地域包括ケアにおける高齢者と障害者の共生型サービス事業所を視野に基盤整備を進めます。</p> <table border="1" data-bbox="392 1061 1414 1292"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第5期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第6期（計画）</th> </tr> <tr> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用人数 (人/月)</td> <td>19</td> <td>17</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>利用日数 (日/月)</td> <td>134</td> <td>100</td> <td>80</td> <td>91</td> <td>104</td> <td>136</td> </tr> </tbody> </table>							第5期（実績・見込）			第6期（計画）			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	利用人数 (人/月)	19	17	14	16	18	22	利用日数 (日/月)	134	100	80	91	104	136
	第5期（実績・見込）			第6期（計画）																													
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																											
利用人数 (人/月)	19	17	14	16	18	22																											
利用日数 (日/月)	134	100	80	91	104	136																											

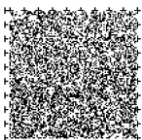
- \* 和光市では、上記短期入所とは別に、重症心身障害児（者）短期入所事業を行っており、心身障害児総合医療療育センター（東京都板橋区小茂根）にて短期入所を行っています。



### 3 居住系サービス

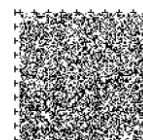
#### (1) 共同生活援助（グループホーム）

サービス内容	障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。						
利用者像	障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）						
現状評価	平成30年度から令和2年度まで、50～56人の利用者がいます。現在、市内に共同生活援助の事業所が4事業所あります。						
サービス見込量	利用人数が増加傾向にあり、利用ニーズも高いため、サービス量の増加を見込みます。 また、利用人数の増加率や利用ニーズを考慮して、令和3年度以降に事業所の基盤整備を検討していきます。						
		第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	利用人数 (人/月)	50	54	56	59	63	66
利用日数 (日/月)	1,153	1,437	1,556	1,593	1,663	1,702	



## (2) 施設入所支援

サービス内容	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。						
利用者像	① 生活介護利用者であって、障害支援区分4（50歳以上の人の場合は、区分3）以上である人 ② 自立訓練又は就労移行支援の利用者で、地域の社会資源の状況などにより、通所によって訓練などを受けることが困難である人						
現状評価	平成30年度から令和2年度まで、40～42人の利用者がいます。市内では、すわ緑風園がサービスの提供を行っています。						
サービス見込量	利用者の伸びは微増傾向にありますが、施設入所者の地域生活への移行も考慮し、今後も同程度で見込みます。						
		第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数 (人/月)	40	42	42	42	43	43	
利用日数 (日/月)	1,174	1,173	1,228	1,218	1,226	1,226	



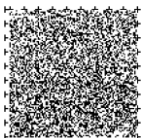
## 4 相談支援

### (1) 計画相談支援

サービス内容	障害福祉サービスの支給決定又は支給決定の変更の前に、サービス等利用計画案を作成したり、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。						
利用者像	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者						
現状評価	現在、市内に計画相談支援の事業所は 3 事業所あり、サービス等利用計画の作成率は 100%となっています。						
サービス見込量	障害者数の増加と、相談支援体制の整備を踏まえて、サービス量の増加を見込みます。 また、相談支援事業の充実を目指し、令和 3 年度以降に地域生活支援センターの基盤整備を進めます。						
		第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用人数 (人/年)	341	358	364	369	377	386	

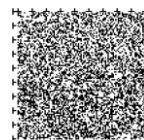
### (2) 地域相談支援（地域移行支援）

サービス内容	地域の受入条件が整えば退所（退院）が可能な障害者に対し、保健所、病院、サービス事業者等関係機関との連携により、住居の確保、退所（退院）後の生活を支えるための体制を整備し、地域生活に円滑に移行できるよう支援を行います。						
利用者像	① 障害者支援施設に入所している障害者 ② 精神科病院に入院している精神障害者						
現状評価	令和 2 年度現在、利用者はいません。 現在、市内に地域移行支援の事業所は 2 事業所あります。						
サービス見込量	精神障害者にも対応した地域包括ケアを推進し、市内の地域生活支援センター及び今後基盤整備を進める相談支援事業所に機能を持たせるため、サービス量の微増を見込みます。						
		第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用人数 (人/年)	0	0	0	1	1	1	



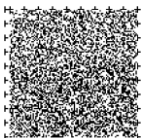
## (3) 地域相談支援（地域定着支援）

サービス内容	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などにおいて相談その他必要な支援を行います。					
利用者像	① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある人 ② 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある人 なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な人等も含む。					
現状評価	令和2年度現在、利用者はいません。 現在、市内に地域定着支援の事業所は2事業所あります。					
サービス見込量	精神障害者にも対応した地域包括ケアを推進し、市内の地域生活支援センター及び今後基盤整備を進める相談支援事業所に機能を持たせるため、サービス量の微増を見込みます。					
	第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数 (人/年)	0	0	0	1	1	1



(4) 自立生活援助

サービス内容	<p>定期的に利用者の居宅を訪問し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか</li> <li>・ 公共料金や家賃に滞納はないか</li> <li>・ 体調に変化はないか、通院しているか</li> <li>・ 地域住民との関係は良好か</li> </ul> <p>などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。</p>																				
対象者	<p>障害者支援施設やグループホーム、病院等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する人等</p>																				
現状評価	<p>令和2年度現在、利用者はいません。 市内でサービスを提供している事業所はありません。</p>																				
サービス見込量	<p>令和2年度現在、利用者はいませんが、施設入所者等の地域生活への移行も考慮し、サービス量の微増を見込みます。</p> <table border="1" data-bbox="408 913 1426 1077"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第5期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第6期（計画）</th> </tr> <tr> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用人数 (人/年)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		第5期（実績・見込）			第6期（計画）			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	利用人数 (人/年)	0	0	0	1	1	1
	第5期（実績・見込）			第6期（計画）																	
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度															
利用人数 (人/年)	0	0	0	1	1	1															

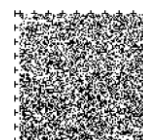




## 5 障害児支援

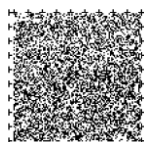
## (1) 児童発達支援

サービス内容	日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、未就学の障害児に対して適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。						
利用者像	① 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む） ② 児童相談所、市町村、医師等により療育の必要性が認められた児童						
現状評価	平成30年度から令和2年度まで、利用者は減少傾向にあります。現在、市内に児童発達支援の事業所は6事業所あります。						
サービス見込量	利用者数は減少傾向にありますが、利用日数はほぼ横ばいであり、令和3年度より市内に児童発達支援センターが基盤整備されるため、サービス量の増加を見込みます。						
		第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数 (人/月)	114	102	96	108	112	118	
利用日数 (日/月)	574	572	520	572	604	649	



## (2) 医療型児童発達支援

サービス内容	<p>上肢・下肢・体幹の機能の障害がある児童に、日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うとともに、身体状況により、治療も行います。</p>																																
利用者像	<p>肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児</p>																																
現状評価	<p>令和2年度現在、利用者はいません。 市内でサービスを提供している事業所はありません。</p>																																
サービス見込量	<p>市内で利用対象となる児童は約5人程度おり、市内に事業所がないことが課題となっています。 令和3年度以降、医療的なケアが必要な障害児への支援を検討していきます。</p> <table border="1" data-bbox="395 851 1414 1086"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第5期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第6期（計画）</th> </tr> <tr> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用人数 (人/月)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>利用日数 (日/月)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>							第5期（実績・見込）			第6期（計画）			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	1	利用日数 (日/月)	0	0	0	0	0	5
	第5期（実績・見込）			第6期（計画）																													
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																											
利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	1																											
利用日数 (日/月)	0	0	0	0	0	5																											

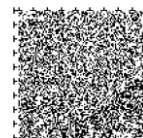


## (3) 放課後等デイサービス

サービス内容	学校に通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。						
利用者像	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害のある児童						
現状評価	平成30年度から令和2年度まで、利用者は増加傾向にあります。現在、市内に放課後等デイサービスの事業所は10事業所あります。						
サービス見込量	利用者数が増加傾向にあり、令和3年度より市内に児童発達支援センターも基盤整備されるため、サービス量の増加を見込みます。 また、市内事業所に関しては、障害特性に応じて個々における支援を的確に行えるよう、質の向上と受け入れ態勢の強化を目指します。						
		第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	利用人数 (人/月)	136	144	152	160	166	174
利用日数 (日/月)	1,605	1,713	1,641	1,808	1,875	1,948	

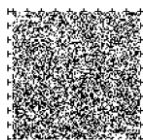
## (4) 保育所等訪問支援

サービス内容	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害のある児童に、療育の専門スタッフが保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。						
利用者像	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児						
現状評価	令和2年度現在、利用者は6名です。現在、市内に保育所等訪問支援の事業所は4事業所あります。						
サービス見込量	利用者数は横ばい傾向にありますが、障害児保育の需要や医療的ケア児への対応を踏まえ、サービス量の微増を見込みます。						
		第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	利用人数 (人/月)	6	9	6	8	10	12
利用日数 (日/月)	8	12	8	12	15	18	



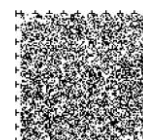
(5) 居宅訪問型児童発達支援

サービス内容	重度の障害等により外出が困難な障害児に、居宅を訪問して発達支援を提供します。																									
対象者	<p>次のA又はBであり、かつCであるもの</p> <p>A 重度の障害の状態（法定事項）</p> <p>B (a) 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合= 医療的ケア児</p> <p>(b) 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合</p> <p>C 児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障害児（法定事項）</p>																									
現状評価	<p>令和2年度現在、利用者はいません。</p> <p>市内でサービスを提供している事業所はありません。</p>																									
サービス見込量	<p>市内で利用対象となる児童は約5人程度おり、市内に事業所がないことが課題となっています。</p> <p>令和3年度以降、市内の児童発達支援事業所と協議を行い、事業所の基盤整備を検討していきます。</p> <table border="1" data-bbox="411 981 1450 1149"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第5期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第6期（計画）</th> </tr> <tr> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用人数 (人/月)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>							第5期（実績・見込）			第6期（計画）			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	利用人数 (人/月)	0	0	0	2	2	2
	第5期（実績・見込）			第6期（計画）																						
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																				
利用人数 (人/月)	0	0	0	2	2	2																				



## (6) 障害児相談支援

サービス内容	障害福祉サービスの支給決定又は支給決定の変更の前に、サービス等利用計画案を作成したり、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。						
利用者像	障害児通所支援を利用するすべての障害児						
現状評価	現在、市内に障害児相談支援の事業所は3事業所あり、サービス等利用計画の作成率は100%となっています。						
サービス見込量	障害児数が増加傾向にあり、令和3年度より市内に児童発達支援センターも基盤整備されるため、サービス量の増加を見込みます。 また、相談支援体制の整備を行うため、令和3年度以降に地域生活支援センターの基盤整備を進めます。						
		第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用人数 (人/年)	251	246	248	263	274	282	



## 第7章 地域生活支援事業

地域生活支援事業の目的は、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を、効率的かつ効果的に実施し、障害者等の福祉の増進を図り、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することです。

地域生活支援事業は、必須事業（①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業、③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業、⑤成年後見制度法人後見支援事業、⑥意思疎通支援事業、⑦日常生活用具給付等事業、⑧手話奉仕員養成研修事業、⑨移動支援事業）と任意事業で構成されています。

### <第6期>

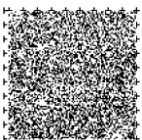
#### 地域生活支援事業

#### 1 必須事業

- (1)理解促進研修・啓発事業
- (2)自発的活動支援事業
- (3)相談支援事業
- (4)成年後見制度利用支援事業
- (5)成年後見制度法人後見支援事業
- (6)意思疎通支援事業
- (7)日常生活用具給付等事業
- (8)手話奉仕員養成研修事業
- (9)移動支援事業

#### 2 任意事業

- (1)訪問入浴サービス事業
- (2)日中一時支援事業
- (3)自動車運転免許取得・改造助成事業
- (4)更生訓練費
- (5)社会参加支援事業
- (6)地域生活支援事業マネジメント
- (7)生活サポート事業
- (8)食の自立支援事業
- (9)タクシー助成事業
- (10)燃料費補助事業
- (11)診断書料助成事業
- (12)重度身体障害者居宅改善整備費補助金交付事業
- (13)緊急通報システム
- (14)難病患者入院見舞金事業
- (15)障害者グループホーム等入居家賃助成費補助金



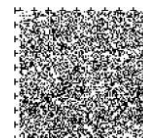
## 1 必須事業

## (1) 理解促進研修・啓発事業

事業内容	<p>障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、障害のある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、地域共生社会の実現を図ります。なお、障害者アンケートでは、約5割の方が障害者虐待防止法を知らないという結果等を受け、障害者計画では、福祉教育の充実や意識のバリアフリー化を施策として位置付けています。</p>					
サービス見込量	<p>市や市社協とボランティア連絡会は、福祉教育の活動をしてきました。平成26年度からは、その活動に加え、「あいサポーター研修」を実施しており、今後も継続して実施していきます。</p>					
	第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
	あいサポーター実人数（人）	115	256	430	470	510

## (2) 自発的活動支援事業

事業内容	<p>障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、地域共生社会の実現を図ります。</p>					
サービス見込量	<p>市では、障害者団体が行う障害者交流事業並びに研修及び啓発事業に対する補助金を交付しており、今後も継続します。</p>					
	第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
	補助金支出団体数（団体）	2	2	1	1	2



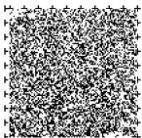


### (3) 相談支援事業

事業内容	<p>○ 障害者相談支援事業（地域生活支援センター）          障害者の様々な相談に応じて、情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、障害者同士によるピアカウンセリング<sup>※</sup>や障害者の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。</p> <p>○ 基幹相談支援センター等機能強化事業          基幹相談支援センターとは、地域の相談支援の中核的な役割（地域の相談支援専門員の人材育成、広域的な調整、地域移行等に係るネットワーク構築、権利擁護、虐待対応等）を実施します。</p> <p>さらに、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することを基幹相談支援センター等機能強化事業といいます。</p>																				
サービス見込量	<p>令和3年度より市内に児童発達支援センターが基盤整備されるため、センター内で地域生活支援センター事業の展開を検討していきます。</p> <p>また、各地域生活支援センターの機能化を図り、基幹相談支援センターの設置を検討していきます。</p> <table border="1" data-bbox="391 1048 1420 1243"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第5期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第6期（計画）</th> </tr> <tr> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者相談支援事業 （箇所数）</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>		第5期（実績・見込）			第6期（計画）			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	障害者相談支援事業 （箇所数）	3	4	3	3	4	4
	第5期（実績・見込）			第6期（計画）																	
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度															
障害者相談支援事業 （箇所数）	3	4	3	3	4	4															

### (4) 成年後見制度利用支援事業

事業内容	<p>成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ります。</p>																				
サービス見込量	<p>成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）や後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。また、必要性を考慮し、微増を見込みます。</p> <table border="1" data-bbox="391 1697 1420 1888"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第5期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第6期（計画）</th> </tr> <tr> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間実利用者数</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>		第5期（実績・見込）			第6期（計画）			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	年間実利用者数	11	11	13	13	14	15
	第5期（実績・見込）			第6期（計画）																	
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度															
年間実利用者数	11	11	13	13	14	15															



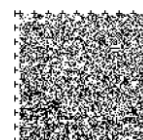


## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業内容	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の整備を行い、市民後見人 <sup>*</sup> の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。						
サービス見込量	平成28年度に権利擁護センターを設置し、平成29年度から市民後見人養成講座を開設しています。平成30年度よりフォローアップ講座を開設し、通常講座と隔年で実施しています。また、同年度より和光市社会福祉協議会で法人後見事業を開始しています。 今後も実施法人の養成促進及び市民後見人の活用促進を図ります。						
		第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
市民後見人養成講座受講者数	13	15	14	20	20	20	

## (6) 意思疎通支援事業

事業内容	<p>聴覚、言語機能、音声機能、高次脳機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、意思疎通を仲介する手話通訳者及び要約筆記者の派遣などを行う事業です。</p> <p>○手話通訳者等派遣事業 個人の契約、医療機関の受診などで聴覚障害のある人が手話通訳を必要とする場合、手話通訳者等を派遣します。</p> <p>○要約筆記者派遣事業 手話通訳者の派遣と同様に、聴覚障害のある人が要約筆記を必要とする場合、要約筆記者を派遣します。</p> <p>○手話通訳者設置事業 聴覚等に障害のある人が、市の手続や相談などの際に円滑な意思疎通が図れるよう、手話通訳者を市役所の窓口配置します。</p>						
サービス見込量	現状では一般社団法人埼玉聴覚障害者福祉会に業務委託をしています。今後市に手話通訳者派遣センターを設置するか検討をしていきます。						
		第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	手話通訳者派遣年間実利用者数	4	4	3	4	5	5
要約筆記者年間実利用者数	2	3	1	2	3	3	
手話通訳者の設置（設置箇所数）	0	0	0	0	0	1	

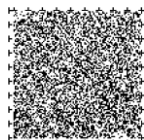


## (7) 日常生活用具給付等事業

事業内容	<p>在宅の障害のある人（児童）の日常生活を容易にするため、障害に応じた用具として、①介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マットなど）、②自立生活支援用具（入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置など）、③在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器、盲人用体温計など）、④情報・意思疎通支援用具（点字器、人工喉頭など）、⑤排せつ管理支援用具（ストーマ用装具など）、⑥居宅生活動作補助用具（移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの）の給付があります。利用に関する自己負担は1割ですが、「ストーマ用装具、紙おむつ」については、自己負担はありません。</p>																																																													
サービス見込量	<p>個々の状態に合わせた日常生活用具の支給を継続していきます。</p> <table border="1" data-bbox="391 728 1420 1254"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第5期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第6期（計画）</th> </tr> <tr> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①介護・訓練支援用具</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>②自立生活支援用具</td> <td>18</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>③在宅療養等支援用具</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>④情報・意思疎通支援用具</td> <td>43</td> <td>38</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>⑤排せつ管理支援用具</td> <td>730</td> <td>732</td> <td>780</td> <td>780</td> <td>780</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td>⑥居宅生活動作補助用具</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>								第5期（実績・見込）			第6期（計画）			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	①介護・訓練支援用具	2	4	4	4	4	4	②自立生活支援用具	18	4	8	8	8	8	③在宅療養等支援用具	9	11	8	8	8	8	④情報・意思疎通支援用具	43	38	40	40	40	40	⑤排せつ管理支援用具	730	732	780	780	780	780	⑥居宅生活動作補助用具	3	2	2	2	2	2
	第5期（実績・見込）			第6期（計画）																																																										
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																																																								
①介護・訓練支援用具	2	4	4	4	4	4																																																								
②自立生活支援用具	18	4	8	8	8	8																																																								
③在宅療養等支援用具	9	11	8	8	8	8																																																								
④情報・意思疎通支援用具	43	38	40	40	40	40																																																								
⑤排せつ管理支援用具	730	732	780	780	780	780																																																								
⑥居宅生活動作補助用具	3	2	2	2	2	2																																																								

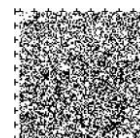
## (8) 手話奉仕員養成研修事業

事業内容	<p>手話で日常生活を行うのに必要な語彙及び手表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある人等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。</p>																										
サービス見込量	<p>令和元年度以降、講座内容を精査するため休講していますが、和光市社会福祉協議会に業務委託し、入門・基礎講座とステップアップ講座の実施を検討します。</p> <table border="1" data-bbox="391 1713 1420 1899"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第5期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第6期（計画）</th> </tr> <tr> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修受講者数</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>								第5期（実績・見込）			第6期（計画）			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	研修受講者数	12	0	0	0	0	20
	第5期（実績・見込）			第6期（計画）																							
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																					
研修受講者数	12	0	0	0	0	20																					



## (9) 移動支援事業

事業内容	<p>障害者及び障害児の地域における自立生活や社会参加を促すため、生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。派遣時間は月に60時間を限度とし、利用に関する自己負担は1割です。委託事業者は、市内及び近隣市に所在する外出介護事業者です。</p>					
サービス見込量	<p>個々の状態に合わせた地域生活支援事業等利用計画に基づきサービスの提供を継続します。</p>					
	第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
年間実利用者数	89	85	80	82	83	86
年間延利用時間	6,886	5,380	5,120	5,248	5,312	5,418



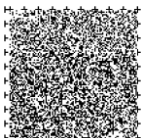
## 2 任意事業

### (1) 訪問入浴サービス事業

事業内容	<p>自ら入浴することに支障のある重度身体障害者の心身の健康の増進と介護者の負担を軽減するため、訪問入浴サービスを実施します。 登録事業者数は、4 事業所です。</p>						
サービス見込量	年間実利用者数が7名であり、今後も継続したサービス量を見込みます。						
		第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	年間実利用者数	8	8	7	7	7	7

### (2) 日中一時支援事業

事業内容	<p>障害者等の在宅生活を支援するため、障害者や障害児が日中に活動できる場（施設）を確保し、介護する家族の一時的な休息を促します。 市内事業所は、3 事業所です。</p>						
サービス見込量	年間実利用者数が微増しているため、今後もサービス量の微増を見込みます。						
		第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	年間実利用者数	6	6	8	9	10	11



## (3) 自動車運転免許取得・改造助成事業

事業内容	各都道府県公安委員会が指定した自動車教習所で普通免許を取得する場合に、技能教習にかかる費用の3分の2を補助します（限度額12万円）。また、自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する場合に、10万円を限度に費用を助成します。						
サービス見込量	運転免許取得助成・自動車改造助成については、継続していきます。						
		第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	月間実利用者数【運転免許】	0	0	0	1	1	1
月間実利用者数【自動車改造】	1	0	0	1	1	1	

## (4) 更生訓練費

事業内容	障害者の社会復帰の促進を図るため、障害者総合支援法に規定する障害者支援施設において更生訓練を受けている者に、更生訓練費を支給します。						
サービス見込量	障害者総合支援法に規定する障害者支援施設における更生訓練費については、サービス量の微増を見込みます。						
		第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	月間実利用者数	26	28	28	30	33	35

## (5) 社会参加支援事業

事業内容	障害者等の社会参加を促すため、「チャレンジスポーツ大会」、「チャレンジ団体合同展示会」等を推進します。
方向性	引き続き、「チャレンジスポーツ大会」、「チャレンジ団体合同展示会」等に協力します。また、2021年に延期されたパラリンピックを応援していきます。

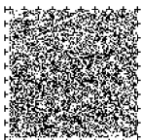


## (6) 地域生活支援事業マネジメント

事業内容	地域生活支援事業を適切に実施するため、障害者等のより良い自立を目指した地域生活支援事業等利用計画を作成し、個別にマネジメントを行います。						
サービス見込量	地域生活支援事業を適切に実施するため、継続して令和 2 年度と同程度のサービス量を見込みます。						
		第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
年間実利用者数	11	8	8	8	8	8	

## (7) 生活サポート事業

事業内容	障害者等の地域生活を支援するため、障害福祉サービス等を利用することができない方を対象に年間 150 時間を限度として、一時預かり、介護人の派遣、外出介助、送迎サービスの提供を行います。 市内及び近隣市での登録団体数は 6 事業所です。						
サービス見込量	生活サポート事業については、継続して令和 2 年度と同程度のサービス量を見込みます。						
		第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
年間実利用者数	90	67	65	65	65	65	

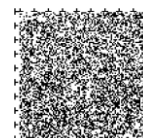


## (8) 食の自立支援事業

事業内容	<p>障害者等の自立した生活を支援するため、栄養バランスのとれた調理済みの食事を居宅へ提供します。また、栄養マネジメントを必要とする障害者等に対し、管理栄養士による栄養改善指導（栄養マネジメント）や調理支援を行います。</p> <p>登録事業所は、配食サービス及び栄養マネジメントともに各 1 事業所です。</p>																																
サービス見込量	<p>配食サービス及び栄養マネジメントについては、令和 2 年度と同程度のサービス量を見込みます。</p> <table border="1" data-bbox="391 629 1422 920"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第5期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第6期（計画）</th> </tr> <tr> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間実利用者数 【配食サービス】</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>年間実利用者数 【栄養マネジメント】</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>							第5期（実績・見込）			第6期（計画）			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	年間実利用者数 【配食サービス】	6	6	6	6	6	6	年間実利用者数 【栄養マネジメント】	5	4	4	4	4	4
	第5期（実績・見込）			第6期（計画）																													
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																											
年間実利用者数 【配食サービス】	6	6	6	6	6	6																											
年間実利用者数 【栄養マネジメント】	5	4	4	4	4	4																											

## (9) タクシー助成事業

事業内容	<p>在宅の身体1・2級、下肢・体幹機能障害3級、視覚障害者1～6級、療育手帳（A）、A、B、精神保健福祉手帳1・2級の方に対し、タクシー初乗り分を助成します（年間1人：18枚）。なお、平成28年度より個々の事情に合わせたアセスメントに基づき追加交付を行っています。</p> <p>※本計画期間において、助成対象者及び個々の事情に合わせたアセスメントに基づく交付等、助成の在り方について検討していきます。</p>																									
サービス見込量	<p>タクシー助成事業については、障害者数の増加を踏まえ、サービス量の増加を見込みます。</p> <table border="1" data-bbox="391 1538 1422 1731"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第5期（実績・見込）</th> <th colspan="3">第6期（計画）</th> </tr> <tr> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間利用枚数</td> <td>8,364</td> <td>8,583</td> <td>8,150</td> <td>8,313</td> <td>8,479</td> <td>8,648</td> </tr> </tbody> </table>							第5期（実績・見込）			第6期（計画）			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	年間利用枚数	8,364	8,583	8,150	8,313	8,479	8,648
	第5期（実績・見込）			第6期（計画）																						
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																				
年間利用枚数	8,364	8,583	8,150	8,313	8,479	8,648																				





### (10) 燃料費補助事業

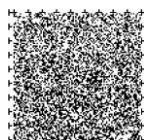
事業内容	障害者の使用する自動車燃料費の一部(1ヶ月1,000円)を補助することで、障害者の社会生活圏の拡大及び経済的負担の軽減を図り、福祉の増進を図ります。						
サービス見込量	燃料費補助事業については、サービス量の微増を見込みます。						
		第5期(実績・見込)			第6期(計画)		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
年間利用者数	512	489	492	495	495	500	

### (11) 診断書料助成事業

事業内容	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請時に必要となる医師の診断書にかかる費用を助成します。						
サービス見込量	診断書料助成事業については、障害者数の増加を踏まえ、サービス量の増加を見込みます。						
		第5期(実績・見込)			第6期(計画)		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
年間利用者数	323	311	301	308	314	320	

### (12) 重度身体障害者居宅改善整備費補助金交付事業

事業内容	身体障害者に対し、居宅の一部を障害に応じ使いやすく改造する資金を補助することにより、日常生活の環境改善と自立更生を促進します。						
サービス見込量	日常生活の環境改善のため、サービスを継続していきます。						
		第5期(実績・見込)			第6期(計画)		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
年間実利用者数	0	0	0	1	1	1	





## (13) 緊急通報システム

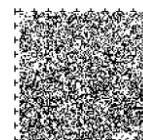
事業内容	一人暮らしの障害者及び難病患者に対し、日常生活上の緊急事態に迅速対応するため、通信機器を設置します。障害者等が急病、事故、その他の理由により緊急に援助を必要とする場合に、その通報機器を使用し、受診センターを通じて、消防本部に通報することにより、当該障害者等の救助を行います。						
サービス見込量	緊急通報システムについては、障害者の高齢化等を踏まえ、サービス量の微増を見込みます。						
		第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	月間実利用者数	11	9	10	11	12	14

## (14) 難病患者入院見舞金事業

事業内容	埼玉県が指定する難病により、医療機関等に入院した場合に見舞金を支給します。						
サービス見込量	難病患者入院見舞金事業については、年度内に2回まで申請可能でしたが、令和3年度より年度内に1回までの申請に変更するため、変更を踏まえたサービス量を見込みます。						
		第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	年間支給件数	58	55	49	35	36	36
	年間実利用者数	41	39	33	35	36	36

## (15) 障害者グループホーム等入居家賃助成費補助金

事業内容	グループホームを利用する際に支払う入居に要する家賃に相当する費用の一部を助成します。						
サービス見込量	グループホーム利用者の人数を勘案してサービス量を見込みます。						
		第5期（実績・見込）			第6期（計画）		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	実利用人数	37	44	45	47	51	54



# 第8章 成年後見制度の利用促進 (和光市成年後見制度利用促進基本計画)

## 1 成年後見制度利用促進基本計画策定の背景

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるもので、国が講じている成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画として位置づけられています。

促進法第14条第1項において、市町村は国の基本計画を勘案し、市における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な施策を定めるよう努めるものとされています。

## 2 国の成年後見制度利用促進基本計画の概要

### (1) 基本的な施策の考え方

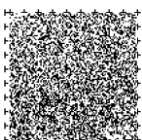
- ① ノーマライゼーション※（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
- ② 自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視

### (2) 総合的かつ計画的に構すべき施策

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
- ④ 成年後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討
- ⑤ 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し

### (3) 施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国において進捗状況を把握・評価し、目標設定のために必要な対応について検討します。



### 3 成年後見制度の利用促進（和光市成年後見制度利用促進基本計画）

本計画における障害者の成年後見制度利用促進の取組は、促進法第14条第1項に基づき定める市の基本計画として位置づけ、成年後見制度の利用が必要な市民を地域全体で支援するための計画として以下のように具体的な施策を示します。

#### （1）地域連携ネットワークの三つの役割の実現

- ①権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ②早期の段階からの相談・対応体制の構築
- ③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに司法も含めた連携の仕組みとして、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を推進します。

具体的には、高齢者施策において促進法の施行以前からシステマティックに機能しているチームケア及び和光市コミュニティケア会議等での他制度多職種連携を障害者施策でも同様に推進します。

#### ○地域連携ネットワーク

地域連携ネットワークには、次のような段階的なネットワークがあります。

- i) マクロ  
政策的・制度的な方針に基づくネットワーク
- ii) メゾ  
ミクロのネットワーク（個別のチームケア）を支援するコミュニティケア会議（地域ケア会議）等
- iii) ミクロ  
個別のケースに対応するチームケア

地域連携ネットワークとは、それぞれのネットワークを効果的に機能させ、『ケアチーム』として展開していきます。

チームで支援することにより、財産管理だけでなく、意思決定支援や身上保護に重点を置いた体制づくりを目指します。

#### （2）地域連携ネットワークの基本的仕組みの具体化

- ①本人を後見人とともに支える「チーム」による対応
- ②地域における専門職参加の「協議会」等の体制づくり
- ③和光市市民後見人養成講座の実施



## ア 和光市成年後見支援会議の設置によるチーム支援

個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、司法・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

具体的には、市と弁護士会・司法書士会・社会福祉士会が協定を締結し、地域における専門職参加の「協議会」等として『和光市成年後見支援会議』を設置します。

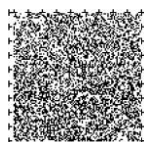
成年後見支援会議では、個々のケースにおける権利擁護の部分（適切な後見人等の推薦に係る事項、後見開始後の柔軟な後見人等の交代、市民後見人候補者から市民後見人の推薦、複数後見のあり方など）を検討するミクロのネットワークのひとつとして機能させます。

## イ 市民後見人の養成と活動支援

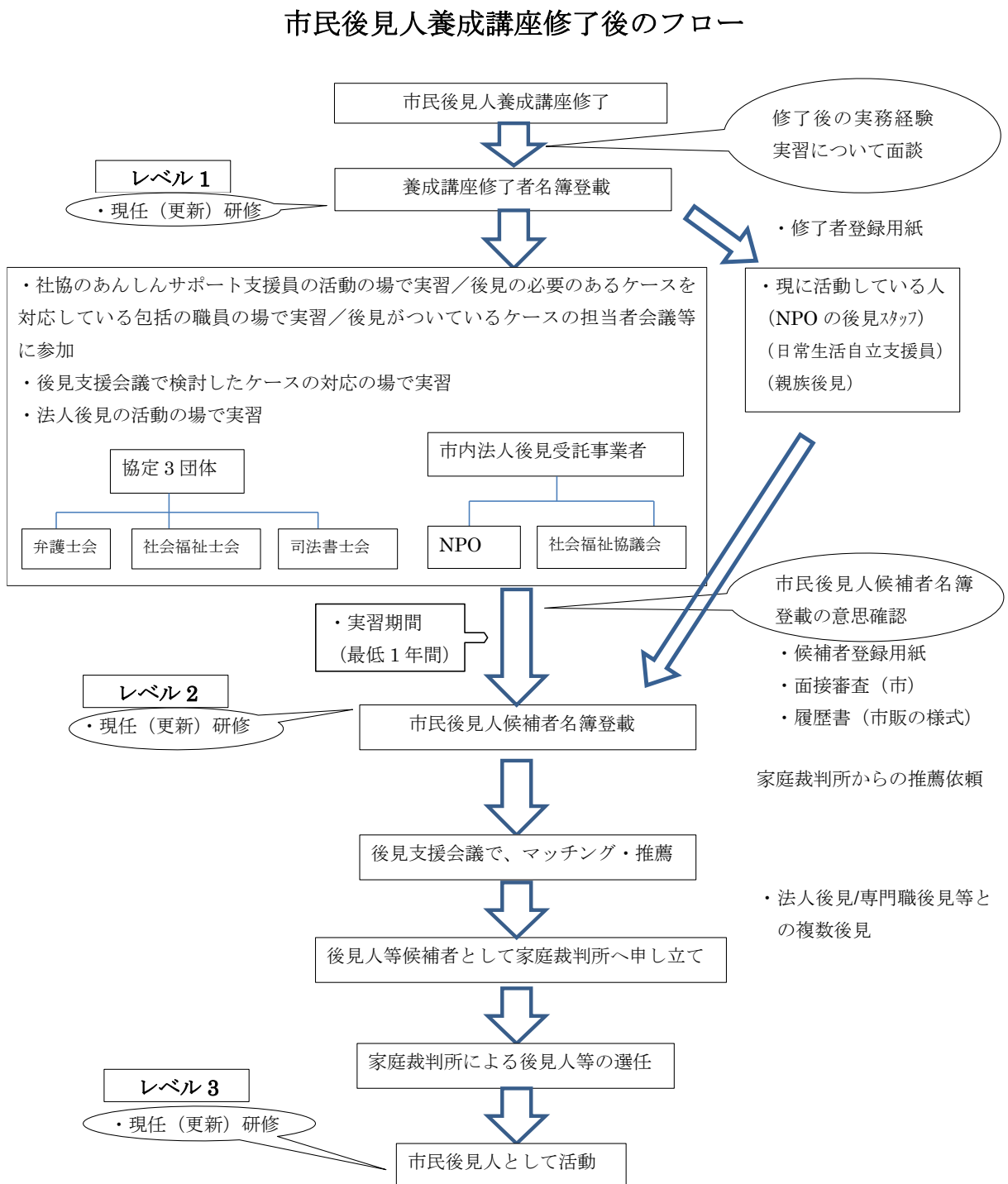
市民の社会貢献の場づくり、市民による互助活動の推進、後見人の人材育成等を目的に、本計画第7章地域生活支援事業1－（5）成年後見制度法人後見支援事業において年次計画を立て実施します。

市民後見人養成の流れは、次ページの図表のとおりです。

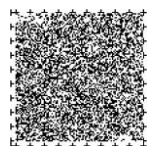
また、今後、市民後見人が受任する場合、個別の受任ケースに関しては、上記アの成年後見支援会議によるチームで方向性を検討します。



図表 市民後見人養成講座修了後のフロー



第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
第8章  
第9章

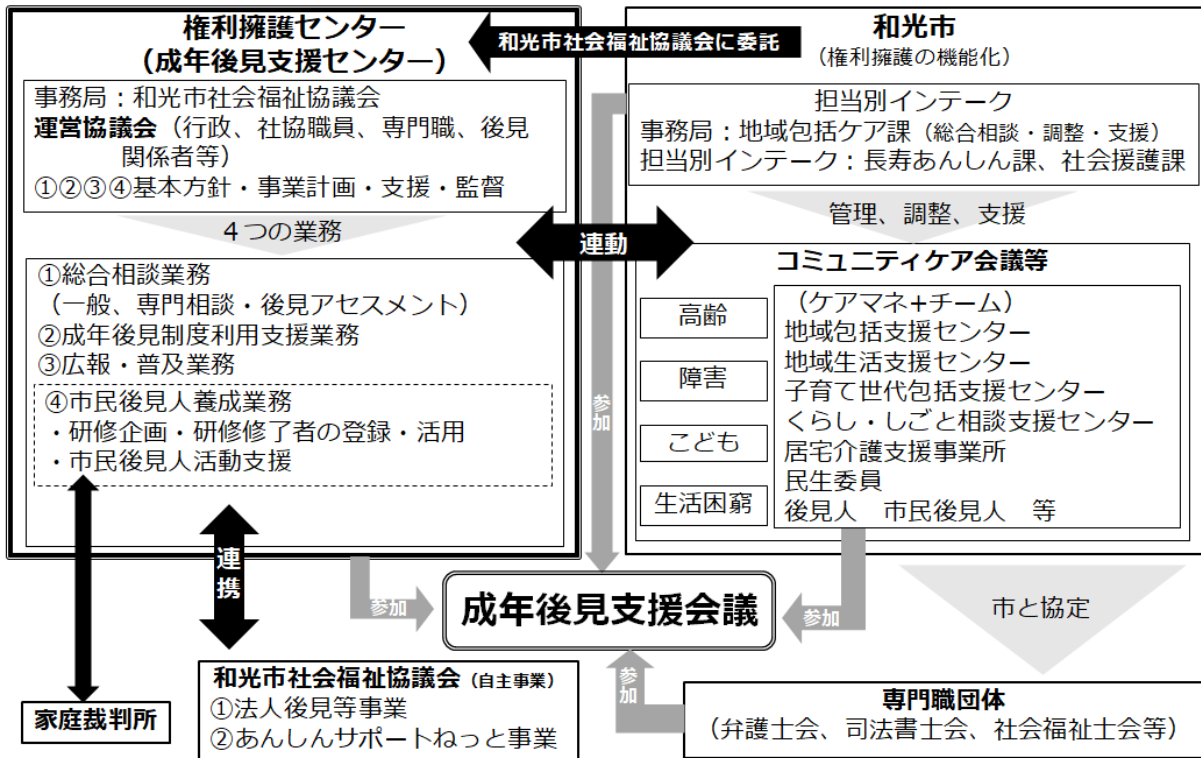


### (3) 中核機関の設置・機能化

市では、平成28年度に和光市権利擁護センターを開設し、和光市社会福祉協議会に業務を委託しています。この権利擁護センターを、基本計画上の中核機関として位置づけます。権利擁護にかかる関係機関の組織図(図表)、及び権利擁護の相談受理フロー(次頁図表)を作成し、地域連携ネットワークとして機能させます。

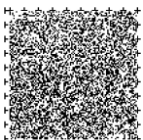
図表 和光市の権利擁護にかかる組織と機能のイメージ

### 権利擁護にかかる組織と機能のイメージ (図表)



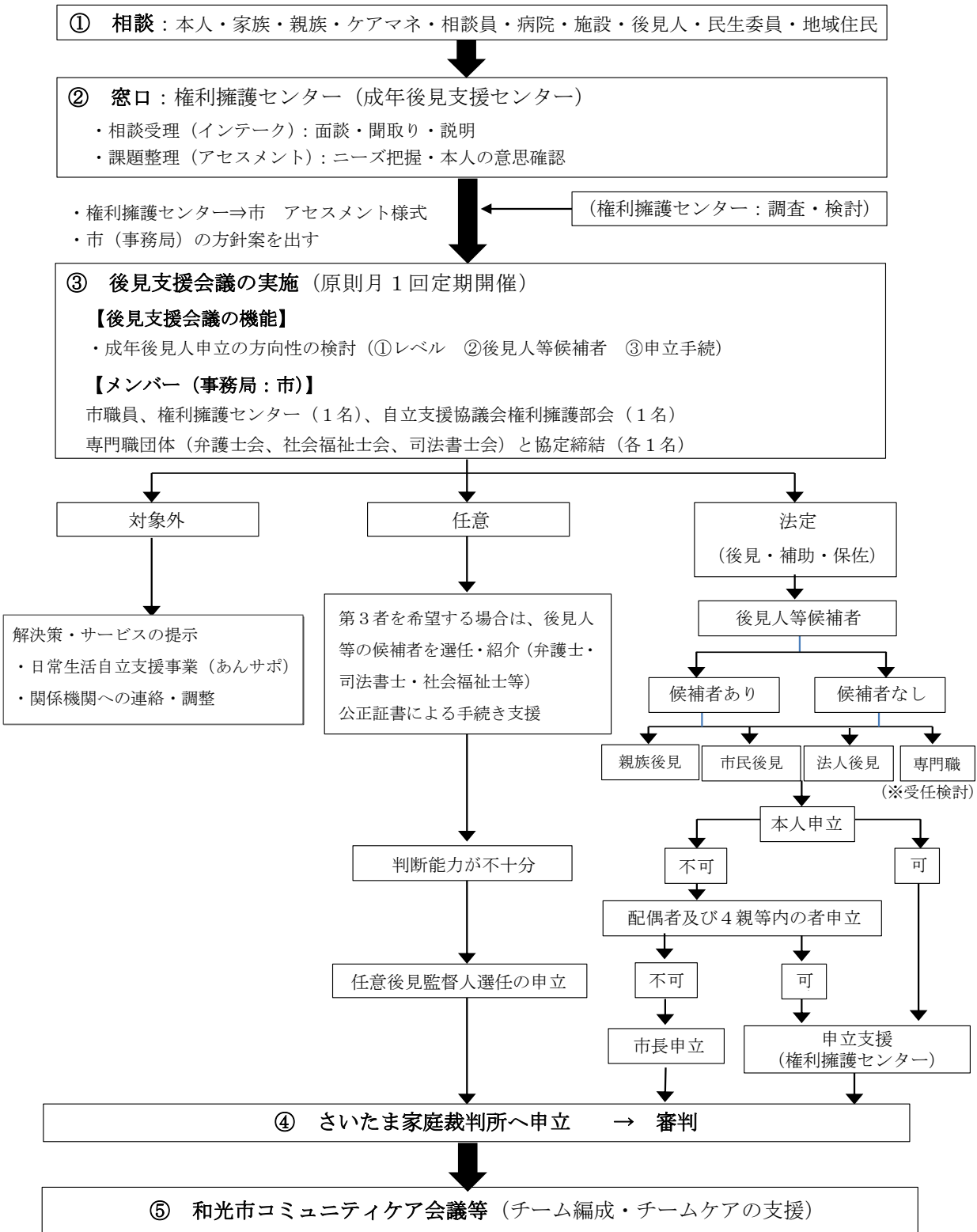
中核機関（和光市権利擁護センター）の機能は、次の5点を想定しています。

- i) 広報機能—権利擁護が必要な人の発見、周知・啓発等
- ii) 相談機能—相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等
- iii) 成年後見制度利用促進機能—制度利用が必要な人の早期発見、後見だけでなく保佐・補助の利用の促進。
- iv) 後見人支援機能
- v) 不正防止効果

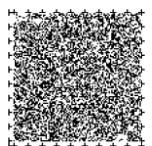


図表 和光市における権利擁護の相談受理フロー

和光市における権利擁護の相談受理フロー



第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
第8章  
第9章

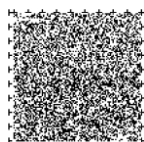


#### (4) 関連計画との施策連携

保健福祉分野の計画の上位計画となる和光市地域福祉計画では、権利擁護の取組に関する基本的な方針が掲げられており、この方針に沿って、障害者の権利擁護に関しては本計画に、高齢者への取組に関しては和光市長寿あんしんプランに記載していますので、それぞれの計画による施策の実行に当たっては、関連計画との連携を念頭に、他制度・多職種を繋げる支援となる和光市コミュニティケア会議等にて、チームの編成及びチームへの支援を実施します。

#### (5) 成年後見制度の利用に関する助成制度について

本人の財産状況から「申立費用」「後見人等報酬」及び「福祉サービス利用費用」を負担することが困難な場合に、これらの費用を助成することで、成年後見制度等の利用促進を図る事業です。和光市権利擁護助成事業実施要綱に基づき、次(次頁図表)のように助成しています。





図表 和光市権利擁護助成事業助成内容

助成区分 要件区分	申立て経費の助成	後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）報酬経費の助成										
申請者	◎申立て人 （市長申立てに限らず、本人や親族が申立てを行った場合を含む）	◎被後見人等（成年被後見人、被保佐人、被補助人）で、市内居住・住民票登録者・後見人が4親等親族以外の者（市長申立てに限らず、本人や親族が申立てを行った場合を含む） *後見人等の代理申請が可能										
申請時期	後見等開始審判の確定後	報酬付与の審判決定後										
助成対象となる経費	◎申立て費用 ① 申立て手数料 ② 登記手数料 ③ 郵便切手代 ④ 診断書料・鑑定費用 ⑤ 申立ての添付書類の取得費用 （診断書や戸籍謄本など申立て書の添付書類の取得に要した費用） *①～④は家庭裁判所に実際に支払った費用	◎後見人等の報酬 ◎後見監督人等（成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人）の報酬 *家庭裁判所が審判した額 *上限は、後見人等、後見監督人等の報酬を合わせて 在 宅：月額28,000円 施設入所：月額18,000円 *後見人等及び後見監督人等が親族（本人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹）である場合は助成対象とはなりません。										
助成対象となる要件と助成額	被後見人等（市内居住3年以上）が、（1）から（4）のいずれかに該当する場合に助成の対象となります。（資産要件として、単身350万円以上、世帯員1人毎に100万円加算の額を超える者は対象外）											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申立て・報酬経費助成対象者の要件</th> <th>申立て経費の助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（1）生活保護受給者及び準じる者</td> <td>申立て経費の 100/100</td> </tr> <tr> <td>（2）市町村民税世帯非課税者等（前年合計所得額80万円以下の者）</td> <td>〃 90/100</td> </tr> <tr> <td>（3）（2）以外の市町村民税世帯非課税者等</td> <td>〃 70/100</td> </tr> <tr> <td>（4）（1）～（3）に準じる者</td> <td>〃 70/100</td> </tr> </tbody> </table>		申立て・報酬経費助成対象者の要件	申立て経費の助成額	（1）生活保護受給者及び準じる者	申立て経費の 100/100	（2）市町村民税世帯非課税者等（前年合計所得額80万円以下の者）	〃 90/100	（3）（2）以外の市町村民税世帯非課税者等	〃 70/100	（4）（1）～（3）に準じる者	〃 70/100
申立て・報酬経費助成対象者の要件	申立て経費の助成額											
（1）生活保護受給者及び準じる者	申立て経費の 100/100											
（2）市町村民税世帯非課税者等（前年合計所得額80万円以下の者）	〃 90/100											
（3）（2）以外の市町村民税世帯非課税者等	〃 70/100											
（4）（1）～（3）に準じる者	〃 70/100											
福祉サービス利用援助事業利用費用助成	対象者：上記、対象者の要件（1）～（4）に該当する者 助成額：1月当たり利用費用額の50/100又は5,000円のいずれか少ない額											

第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
第8章  
第9章



## 【参考】権利擁護事業に関する実績

### 市長申立て件数（実績）

年度	認知症等 高齢者	療育手帳 所持者	精神	合計	後見人の職種			
					弁護士	司法書士	社会福祉士	その他
H29	3	1	1	5	0	1	4	0
H30	8	1	1	10	1	4	5	0
R1	5	0	1	6	3	1	2	0

### 和光市権利擁護助成事業実績（障害）

年度	報酬助成 （実人数）	実績額 （円）
H29	9	2,132,000
H30	4	2,744,000
R1	6	2,856,000

### 和光市権利擁護助成事業実績（高齢）

年度	報酬助成 （実人数）	実績額 （円）
H29	45	9,741,000
H30	47	10,519,000
R1	48	10,966,767

### 和光市権利擁護センター活動実績

年度	制度等の 相談	成年後見 申立支援 件数	日常生活自立 支援事業生活 支援件数	日常生活自 立支援事業 相談件数	その他	合計
R1年4月	4	0	20	54	0	78
5月	8	0	15	66	0	89
6月	12	10	17	99	0	138
7月	15	0	19	86	0	120
8月	7	0	18	50	0	75
9月	2	0	15	43	0	60
10月	4	6	12	69	0	91
11月	3	0	11	72	0	86
12月	10	0	12	70	0	99
R2年1月	11	2	8	75	0	96
2月	7	3	10	68	0	88
3月	8	3	9	93	0	113
合計	91	24	166	845	0	1,133



# 第9章 グランドデザイン

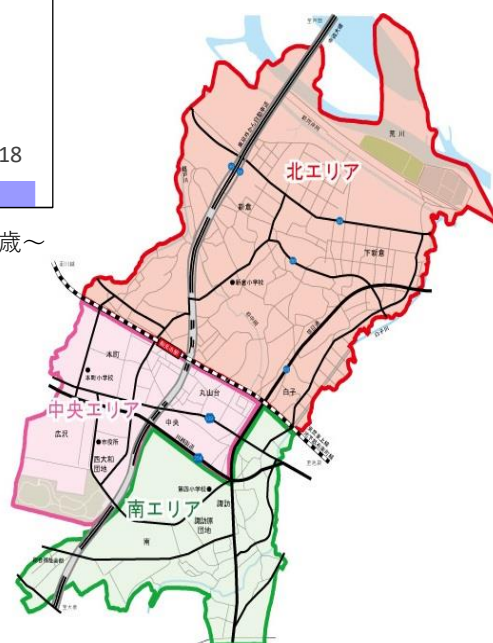
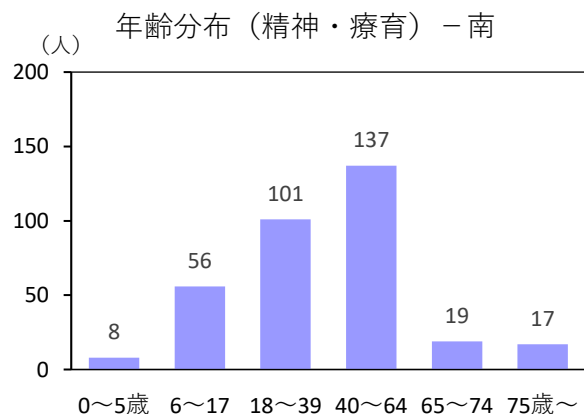
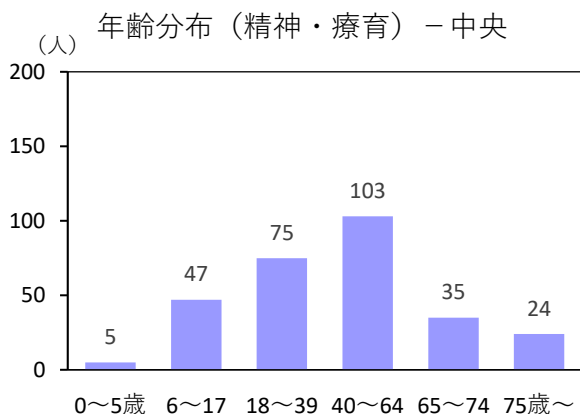
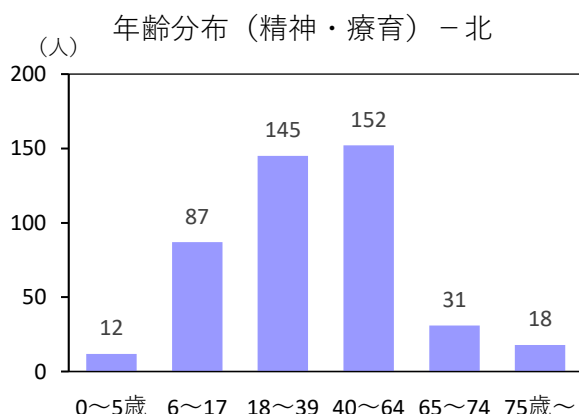
## 1 課題の見える化

### ①訓練等給付の必要性（グループホーム、自立訓練、就労継続支援A型・B型）

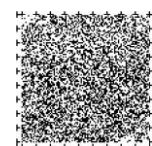
#### ■圏域別年齢分布（精神・療育）

上段：人 数  
下段：構成比

	0～5歳	6～17	18～39	40～64	65～74	75歳～	総数
北	12 2.7%	87 19.6%	145 32.6%	152 34.2%	31 7.0%	18 4.0%	445 100.0%
中央	5 1.7%	47 16.3%	75 26.0%	103 35.6%	35 12.1%	24 8.3%	289 100.0%
南	8 2.4%	56 16.6%	101 29.9%	137 40.5%	19 5.6%	17 5.0%	338 100.0%



第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
第8章  
第9章

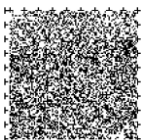
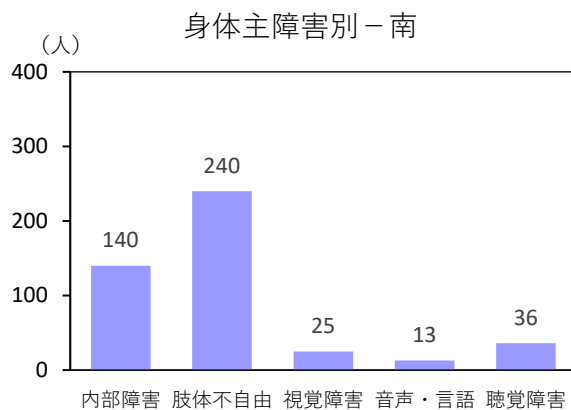
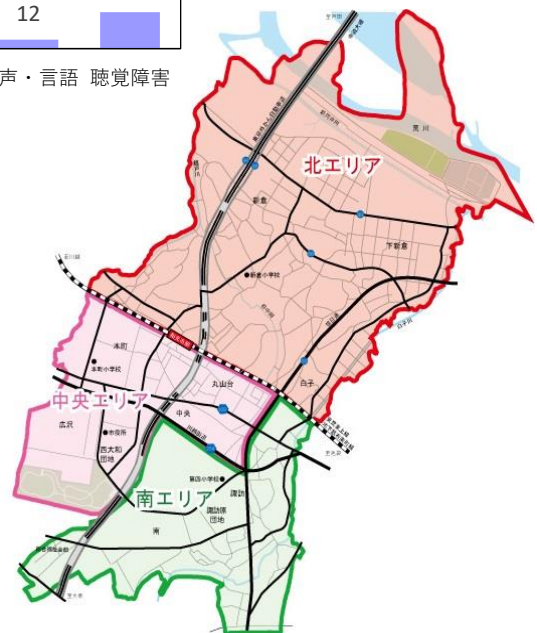
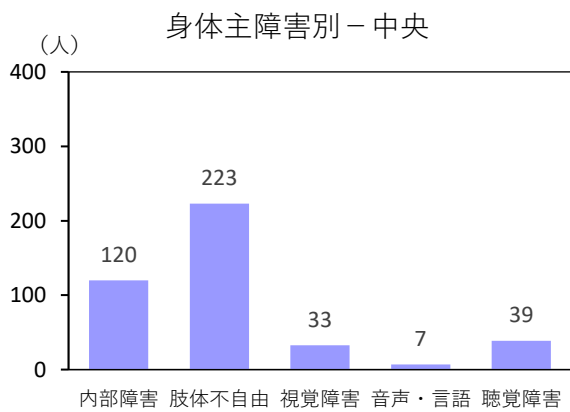
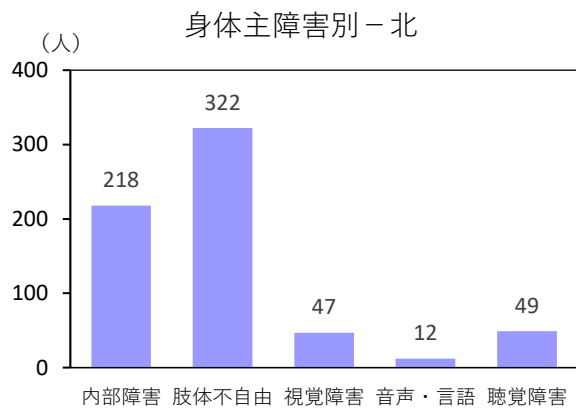


## ②身体障害者リハビリ、通所施設の必要性（自立訓練等）

### ■圏域別主障害別人数（身体）

上段：人 数  
下段：構成比

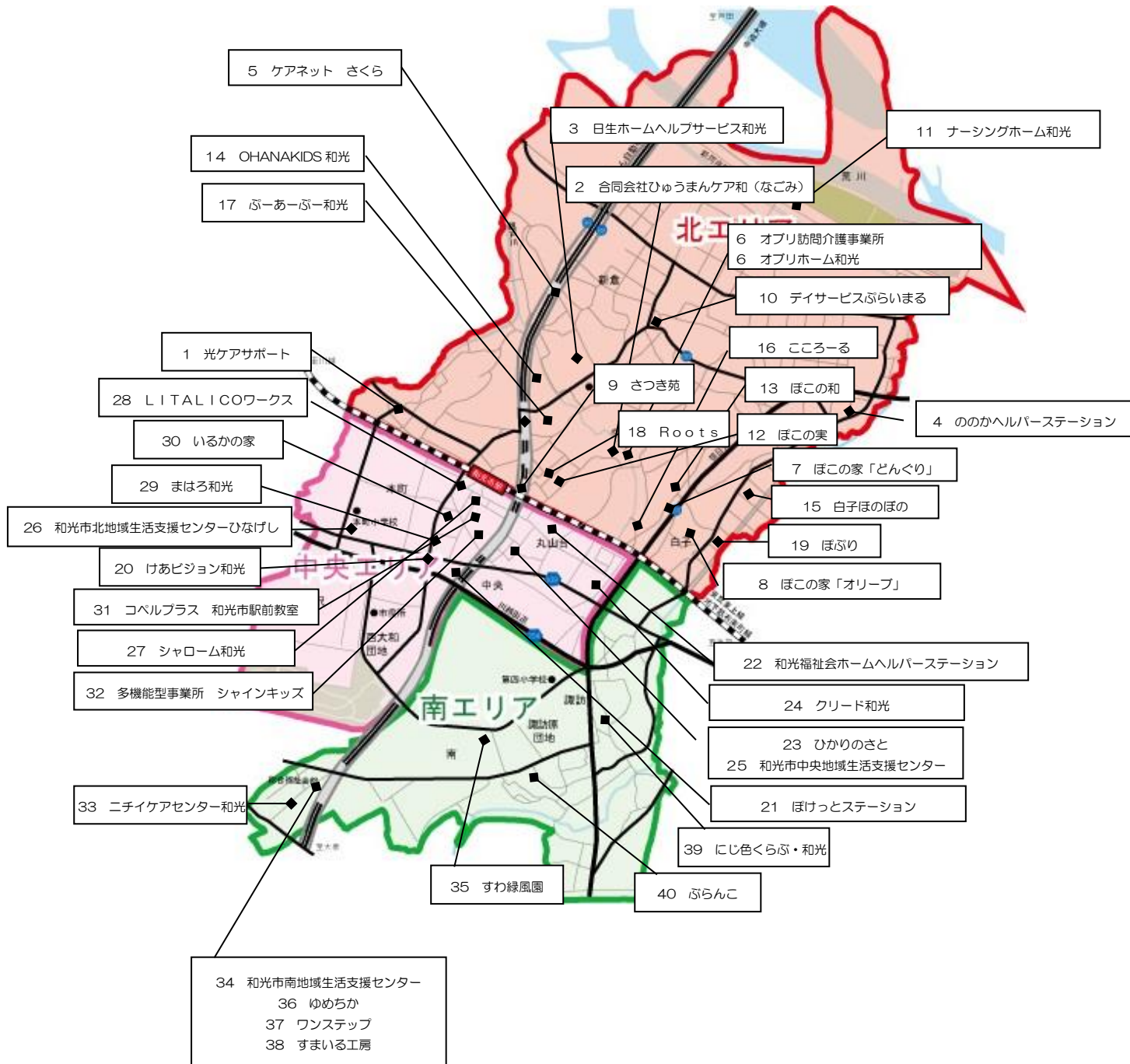
	内部障害	肢体不自由	視覚障害	音声・言語	聴覚障害	総数
北	218 33.6%	322 49.7%	47 7.3%	12 1.9%	49 7.6%	648 100.0%
中央	120 28.4%	223 52.8%	33 7.8%	7 1.7%	39 9.2%	422 100.0%
南	140 30.8%	240 52.9%	25 5.5%	13 2.9%	36 7.9%	454 100.0%



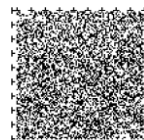
## 2 グランドデザイン

和光市では、今回実施したニーズ調査等により把握された地域ごとの障害者等の課題を踏まえ、サービスの供給体制、すなわちサービス基盤を整備していきます。

また、このグランドデザインについては、計画期間内におけるニーズ量に合わせて、年度ごとに、サービス基盤整備を検討し、実行します。その際には、可能な限り自立支援協議会にて協議を行い、市の意思決定を行います。事業者の人材確保、人材育成についても支援を行っていきます。



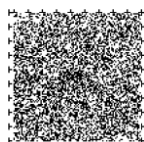
第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
第8章  
第9章





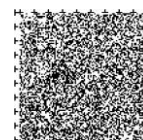
## 北エリア

番号	場所	事業者名	サービス種類	定員
1	新倉 1	特定非営利活動法人光ケアサポート	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	-
2	下新倉 3	合同会社ひゅうまんケア和（なごみ）	居宅介護・重度訪問介護	-
3	新倉 2	日生ホームヘルプサービス和光	居宅介護・重度訪問介護	-
4	白子 3	ののかヘルパーステーション	居宅介護・重度訪問介護	-
5	新倉 2	ケアネット さくら	居宅介護・重度訪問介護	-
6	下新倉 3	オブリ訪問介護事業所	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	-
	下新倉 3	オブリホーム和光	共同生活援助	5
7	下新倉 3	ぽこの家「どんぐり」	共同生活援助	5
8	白子 3	ぽこの家「オリーブ」	共同生活援助	5
9	下新倉 1	さつき苑	生活介護施設	25
10	新倉 2	デイサービスぷらいまる	生活介護施設	20
11	新倉 8	ナーシングホーム和光	短期入所	空
12	下新倉 2	児童デイサービスぽこの実	放課後等デイサービス	10
13	下新倉 3	児童デイサービスぽこの和	放課後等デイサービス	10
14	新倉 1	放課後等デイサービスOHANA KIDS 和光（たけのこクラブ）	放課後等デイサービス	10
15	白子 3	放課後等デイサービス白子ほのぼの	放課後等デイサービス	10
16	下新倉 3	発達支援ルーム こころーる	放課後等デイサービス	10
	下新倉 3	発達支援ルーム こころーる	児童発達支援	10
	下新倉 3	発達支援ルーム こころーる	保育所等訪問	-
17	新倉 1	ABA児童発達支援療育ぴーあーびー和光	児童発達支援	10
	新倉 1	ABA児童発達支援療育ぴーあーびー和光	保育所等訪問	-
18	下新倉 2	R o o t s	児童発達支援	10
	下新倉 2	R o o t s	保育所等訪問	-
19	白子 3	ぽぷり	児童発達支援	10



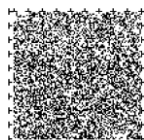
## 中央エリア

番号	場所	事業者名	サービス種類	定員
20	本町 19	けあビジョン和光	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	-
21	中央 1	NPOほけっとステーション	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	-
22	丸山台 2	和光福祉会 ホームヘルパーステーション	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	-
23	丸山台 2	和光市共生型福祉施設ひかりのさと (身体障害者グループホーム)	共同生活援助	5
			短期入所	1
24	丸山台 3	クリード和光	共同生活援助	20
			短期入所	1
25	丸山台 2	和光市中央地域生活支援センター	計画相談支援・地域移行支援・地域 定着支援・障害児相談支援事業	-
26	本町 28	和光市北地域生活支援センターひなげし	計画相談支援・障害児相談支援事業	-
27	丸山台 1	シャローム和光	就労移行・就労定着	20
28	本町 1	LITALICOワークス和光	就労移行	20
29	本町 21	児童デイサービスまはろ和光	放課後等デイサービス	10
30	本町 1	いるかの家	放課後等デイサービス	10
31	本町 11	コペルプラス 和光市駅前教室	児童発達支援	10
32	丸山台 1	多機能型事業所 シャインキッズ	放課後等デイサービス	10
	丸山台 1	多機能型事業所 シャインキッズ	児童発達支援	10
	丸山台 1	多機能型事業所 シャインキッズ	保育所等訪問	-



## 南エリア

番号	場所	事業者名	サービス種類	定員
33	南 1	ニチイケアセンター和光	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	-
34	南 1	和光市南地域生活支援センター	計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援事業	-
35	南 2	朝霞地区一部事務組合立障害者支援施設 すわ緑風園	施設入所支援	50
			生活介護施設	50
			短期入所	4
36	南 1	ゆめちか	生活介護施設	16
37	南 1	ワンステップ	就労継続支援 B 型（精神障害者）	20
38	南 1	すまいる工房	就労継続支援 B 型	55
39	白子 1	にじ色くらぶ・和光	放課後等デイサービス	10
40	南 1	ぶらんこ	放課後等デイサービス	10

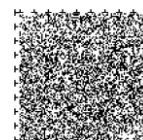




## 本計画内における基盤整備予定

エリア	サービス種類	整備予定数
全域	居宅介護	2~4
全域	重度訪問介護	1
全域	同行援護	1~2
全域	生活介護	1~2
全域	就労移行支援・就労定着支援	1~2
全域	就労継続支援A型	1
全域	就労継続支援B型	1~2
全域	短期入所	1
全域	共同生活援助	1~3
北	計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	1
北・中央	障害児相談支援	1~2

※児童通所施設については、令和3年度に開設する児童発達支援センターの状況を考慮して、検討していきます。



## 参考資料

### 1 用語注釈

あ行

#### あいサポーター

あいサポート運動とは、鳥取県から始まった運動で、障害者の暮らしやすい社会を実現するために、様々な障害を正しく理解し、障害のある方へのちょっとした配慮や手助けをする運動です。この運動を実践していく方々のことです。

#### アウトリーチ

英語で「手を差し伸べる」という意味です。社会福祉の利用をする人々の全てが、自ら進んで申請をするわけではなく、むしろ社会福祉の実施機関がその職権により潜在的な利用希望者に医療・福祉関係者が手を差し伸べ、利用を実現させるような積極的な支援を行うことです。

#### 医療的ケア児

人口呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児のことです（児童福祉法第56条の6第2項）。

か行

#### QOL

「クオリティ・オブ・ライフ」の略で、利用者の満足感、安定感、幸福感を規定している様々な要因を質的に高めて、自身の求める生活を実現していくことです。

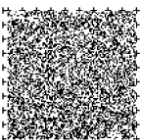
#### グループホーム（共同生活援助）

就労している方や通所施設等に通っている障害者が、地域で自立生活を営むための援助を行う共同生活施設のことです。

障害者総合支援法の改正により、平成26年4月1日から、障害者の地域移行を促進するため、地域生活の基盤となる住まいの場を整備し、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、介護の必要性の有無によって分かれていたケアホームとグループホームがグループホームに統合（一元化）されることになりました。

#### ケアマネジメント

障害者の一人ひとりの状態に合わせて、保健・医療・福祉・就労等のサービスを適切な組み合わせにより提供するための個別計画に基づき、支援を行うことです。



## 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者の代わりに代理人が権利を表明することです。

## 高次脳機能障害

病気や怪我などで 脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意に障害が起こってしまうものです。外見上、障害が目立たないため、周囲に理解されにくかったり、本人が障害を十分に認識できなかつたりすることがあります。

さ行

## 市民後見人

一般市民による成年後見人。研修を受けた市民が家庭裁判所から選任されます。本人に代わって、財産管理や施設の入居手続などの身上監護を行います。

## ジョブコーチ（職場適応援助者）

障害者が就労するときに、一緒に職場に行き、各種支援を行う援助者のことです。事業主や職場の同僚にも助言を行い、障害状況に応じた職務の調整や職場環境の改善等も行います。

## 成年後見制度

民法に基づき、障害等により物事を判断する能力が十分でない人について、裁判所で選ばれる成年後見人等が、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることにより、本人が適切に生活できるように保護・支援を行います。成年後見人等は裁判所が本人の判断能力に応じて「後見人」（判断能力が欠ける方）、「保佐人」（判断能力が著しく不十分）、補助人（判断能力が不十分）を選びます。支援する内容や範囲はそれぞれ異なります。

た行

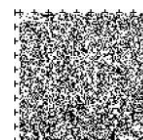
## 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

な行

## ノーマライゼーション

すべての支援を必要とする方たちが、差別されることなく、他の市民と対等・平等に存在する社会をめざし、そのような社会に変革していくことを目標とすることです。



は行

### 発達障害

広汎性発達障害（自閉症など）、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関係する障害のことです。発達障害のある人は、他人との関係づくりやコミュニケーションなどが苦手ですが、それ以外の事柄や分野で優れた能力を発揮している場合もあり、周りから見てそのアンバランスな様子が理解されにくいものとなっています。なお、子どもだけでなく、成人の方にも発達障害の方はいます。

### ピアカウンセリング

障害を持つ者のことは、障害を持つ者が一番よく理解できるという概念から、障害者を持つ仲間同士で行うカウンセリングのことです。

### 避難行動要支援者

災害時に自力で避難することが困難なため、地域の援護を必要とする市民が安全に避難できるよう、避難行動要支援者として和光市避難行動要支援者名簿を作成し、災害時のサポートをする制度です。

や行

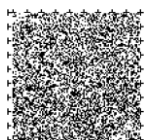
### ユニバーサルデザイン

すべての人のためのデザインを意味し、年齢や障害の有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることです。

ら行

### ライフステージ

人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階のことです。



## 2 和光市自立支援協議会設置及び運営要綱

### ○和光市自立支援協議会設置及び運営要綱

平成20年3月28日

告示第50号

改正 平成22年5月26日告示第90号

平成24年6月29日告示第126号

平成25年3月29日告示第61号

平成26年7月4日告示第150号

平成26年11月26日告示第225号

平成27年8月19日告示第159号

平成28年3月30日告示第63号

平成28年12月28日告示第252号

平成30年3月30日告示第70号

#### (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、和光市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 協議会は、地域の障害福祉に係るシステムづくりの中核的な役割を果たすため、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 地域における相談支援体制の整備に関すること。
- (2) 困難事例への対応についての協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の社会資源の活用、開発等に関すること。
- (4) 就労支援事業に関すること。
- (5) 地域の関係機関によるネットワークの構築及び推進等に関すること。
- (6) 和光市障害者計画、和光市障害福祉計画、和光市障害児福祉計画等の策定及び推進に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、障害福祉に関し市長が必要と認めること。



2 協議会は、市長の求めに応じ、地域の障害福祉に係る施策について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 市長は、前項の意見を尊重するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 医療保健関係機関
- (4) 教育関係機関
- (5) 雇用関係機関
- (6) 障害者関係団体
- (7) 学識経験者
- (8) 公募による市民
- (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

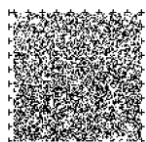
2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、原則として1年度につき2回開催するものとする。

2 会長が必要と認めたときは、臨時に会議を開催することができる。



(協議会の議事)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第9条 協議会は、専門の事項について調査及び検討を行うため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、次の各号に掲げる事項を調査し、及び検討し、協議会に報告及び提言を行うものとする。

(1) 協議会が指定した専門の事項に関すること。

(2) 和光市相談支援事業実施要綱（平成20年告示第49号）に基づく和光市相談支援事業において抽出された課題に関すること。

3 部会は、部会間の連絡調整を行うものとし、必要に応じ、連絡調整会議を開催することができる。

(部会の構成等)

第10条 部会は、会長が指名する委員及び部会委員をもって組織する。

2 部会委員は、部会が処理する事項に関し知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 第5条の規定は、部会委員の任期について準用する。

4 第1項の規定にかかわらず、会長は、部会の運営上必要があると認めるときは、第4条第1号から第6号までに掲げる団体等の者で、当該団体に属する委員が推薦するものを当該委員に代わって部会の会議に出席させることができる。

5 第6条及び第8条の規定は、部会長及び副部会長並びに部会の議事について準用する。この場合において、第6条中「委員」とあるのは「委員及び部会委員」とする。



(秘密の保持)

第11条 委員、部会委員並びに協議会及び部会に参画した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、保健福祉部社会援護課において処理する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年告示第90号)

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年告示第126号)

この告示は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第61号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第150号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年告示第225号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年告示第159号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年告示第63号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

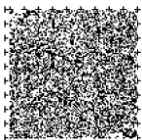
附 則 (平成28年告示第252号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年告示第70号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。





### 3 和光市自立支援協議会委員名簿

任期 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで（敬称略）

	要綱の規定		名称	役職	委員名
	1 相談支援事業者	要綱第4条第1号委員	社会福祉法人章佑会 (和光市中央地域生活支援センター)	センター長	押領司 賢二
	2 障害福祉サービス事業者	要綱第4条第2号委員	障害者支援施設すわ緑風園	園長補佐	漆原 新吾
	3 障害福祉サービス事業者	要綱第4条第2号委員	社会福祉法人 和光福社会	管理者	池亀 優子
	4 障害福祉サービス事業者	要綱第4条第2号委員	特定非営利活動法人 ポコ・ア・ポコ	代表理事	山本 恵子
	5 医療保健関係機関	要綱第4条第3号委員	医療法人菅野病院	事務長	望月 博文
	6 医療保健関係機関	要綱第4条第3号委員	埼玉県朝霞保健所	担当部長	田島 貴子
	7 教育関係機関	要綱第4条第4号委員	埼玉県立和光南特別支援学校	教諭	高萩 直子
	8 教育関係機関	要綱第4条第4号委員	和光市教育支援センター	副主幹	圖子田 俊寛
	9 雇用関係機関	要綱第4条第5号委員	朝霞公共職業安定所	所長	斉藤 篤志
	10 障害者関係団体	要綱第4条第6号委員	和光市身体障害者福社会	会長	下川 初江
○	11 障害者関係団体	要綱第4条第6号委員	和光市心身障害児・者を守る会	代表委員	深野 正美
	12 障害者関係団体	要綱第4条第6号委員	特定非営利活動法人 輝の会	代表理事	関 正視
	13 障害者関係団体	要綱第4条第6号委員	和光市社会福祉協議会 (和光市南地域生活支援センター)	次長兼相談 支援課長	野川 希代子
◎	14 学識経験者	要綱第4条第7号委員	十文字学園女子大学教授	ボランティア センター長	佐藤 陽
	15 公募による市民	要綱第4条第8号委員	—	市民	岩佐 健次
	16 公募による市民	要綱第4条第8号委員	—	市民	高橋 香苗
	17 その他市長が必要と認める者	要綱第4条第9号委員	—	市民	高田 奈歩

◎会長 ○副会長



## 4 和光市自立支援協議会開催経過

---

第1回自立支援協議会（令和2年12月16日）

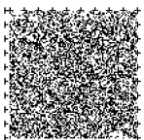
- ・ 第六次障害者計画・第6期障害福祉計画策定（中間まとめ案）について

第2回自立支援協議会（令和3年1月19日）

- ・ 第六次障害者計画・第6期障害福祉計画策定（素案）について

第3回自立支援協議会（令和3年3月24日）

- ・ 第六次障害者計画・第6期障害福祉計画策定について



---

第六次和光市障害者計画・第6期和光市障害福祉計画

令和3年3月

---

発行／和光市 保健福祉部社会援護課  
〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号  
TEL 048(464)1111 FAX 048(466)1473

---

